

第 1 0 給油取扱所（危政令第 17 条）

1 区分

（1）給油取扱所とは

「給油取扱所」とは、給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため指定数量以上の危険物を取り扱う取扱所（当該取扱所において併せて灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量 4,000 リットル以下のタンク（容量 2,000 リットルを超えるタンクにあつては、その内部を 2,000 リットル以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入するため固定した注油設備によって危険物を取り扱う取扱所を含む。）をいう（危政令第 3 条第 1 号）【S62 消防危 38】

（2）技術基準の適用

給油取扱所は、施設の形態に応じ、技術上の基準の適用が法令上、次のように区分される。

第 10-1 表 各種の給油取扱所に適用される基準

区 分	危 政 令	危 規 則
屋外型給油取扱所	17 I	
航空機給油取扱所	17 I+III	26
船舶給油取扱所	17 I+III	26 の 2
鉄道給油取扱所	17 I+III	27
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 I+III	27 の 3
圧縮水素充填設備設置給油取扱所	17 I+III	27 の 5
自家用給油取扱所	17 I+III	28
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 I+III	28
圧縮水素充填設備設置給油取扱所	17 I+III	28
メタノール等の給油取扱所	17 I+IV	28 の 2
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 I+III+VI	28 の 2 の 3
圧縮水素充填設備設置給油取扱所	17 I+III+VI	28 の 2 の 3
自家用給油取扱所	17 I+III+VI	28 の 2 の 3
セルフ給油取扱所	17 I+V	28 の 2 の 5
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 I+III+V	28 の 2 の 7
圧縮水素充填設備設置給油取扱所	17 I+III+V	28 の 2 の 7
自家用給油取扱所	17 I+III+V	28 の 2 の 7
屋内型給油取扱所	17 II	
航空機給油取扱所	17 II+III	26
船舶給油取扱所	17 II+III	26 の 2
鉄道給油取扱所	17 II+III	27
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 II+III	27 の 4
自家用給油取扱所	17 II+III	28
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 II+III	28
メタノール等の給油取扱所	17 II+IV	28 の 2 の 2
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 II+III+IV	28 の 2 の 3
自家用給油取扱所	17 II+III+IV	28 の 2 の 3
セルフ給油取扱所	17 II+V	28 の 2 の 6
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 II+III+V	28 の 2 の 7
自家用給油取扱所	17 II+III+V	28 の 2 の 7

注 算用数字は条、ローマ数字は項を表している。

(3) 屋外給油取扱所又は屋内給油取扱所の判定

ア 危政令第 17 条第 1 項を適用する屋外給油取扱所

(ア) 適用条件

危規則第 25 条の 6 に規定する上屋等の空地に対する比率が 1/3 以下のもの（当該割合が 2/3 までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを含む。）については、危政令第 17 条第 1 項を適用する。

以下の a 及び b を満たすものについては、火災の予防上安全であると認められるものに該当するものであること。

なお、建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められないこと。【R3 消防危 172】

a 道路に 1 面以上面している給油取扱所であって、その上屋（キャノピー）と事務所等の建築物（構造上やむを得ない柱等を除く。）の間に水平距離又は垂直距離で 0.2 m 以上の隙間があり、かつ、上屋（キャノピー）と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で 1 m 以上の隙間が確保されていること。

b 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状でないこと。

この場合、複雑な敷地形状とは可燃性蒸気が明らかに溜まりやすい形状を指す。

(イ) 給油取扱所の敷地面積

「給油取扱所の敷地面積」は、次による算定すること。

a 給油取扱所の敷地境界線に防火塀が設けられている場合は、防火塀の中心（建築物の壁が防火塀を兼ねる場合にあってはその中心線）と道路に面する側の道路境界線に囲まれた部分

b 給油取扱所が建築物内にある場合は、給油取扱所の用に供する部分の壁の中心線と道路に面する側の道路境界線に囲まれた部分

(ウ) 上屋等の空地に対する比率の算定

a 危規則第 25 条の 6 に規定する上屋等の算定方法は次のとおりである。

なお、「給油取扱所の用に供する部分の 1 階の床面積の合計を減じた面積」には、上屋以外の販売室などに設けられたひさしの面積も含まれるものであること。

I

①建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積

—

②建築物の給油取扱所の用に供する部分(床又は壁で区画された部分に限る。【S62 消防危 38、H 元消防危 44】)

=

③上屋(キャノピー)面積(建築物のひさしを含む)

販売室、ポンプ室、油庫、コンプレッサー室、店舗、整備室、洗車室、住居、本店事務所等

II

④給油取扱所の敷地面積

—

②

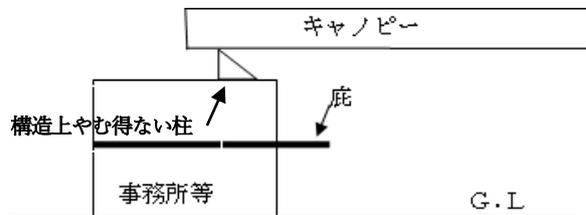
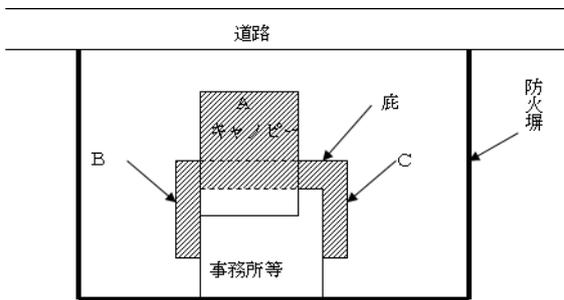
=

⑤敷地内の空地面積

I 及び II から $\frac{③}{⑤} \leq 1/3$ (屋外給油取扱所の例)

または

I 及び II から $\frac{③}{⑤} \leq 2/3$ 、かつ、火災の予防上安全であると認められるもの (屋外給油取扱所の例)



※ 上屋面積は  部分 (A + B + C)

平面図

立面図

第 10-1 図 上屋面積の算定及び屋外給油取扱所の判定例

b 上屋にルーバーを設ける場合は、原則としてルーバーの部分も水平投影面積に算入する。【H元消防危14】

c 建築物の上屋のはりのうち、幅50cm以上のものは水平投影面積に算入する。

d 上屋の吹き抜け部分は、水平投影面積に算入しない。

イ 危政令第17条第2項を適用する屋内給油取扱所

建築物内に給油取扱所の用に供する部分の全部又は一部が設置されているもの及び危規則第25条の6に規定する上屋等の空地に対する比率が1/3を超えるもの（ア、（ア）で示す当該割合が2/3までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。）は、屋内型として危政令第17条第2項を適用する。

2 規制範囲

給油取扱所の許可単位は、道路境界線、防火塀等で囲まれた連続した部分とする。

3 許可数量の算定

(1) 許可数量は、危政令第17条第1項第7号に定める専用タンク、廃油タンク、給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンク（以下「廃油タンク等」という。）及び簡易タンクの容量の合計とする。【S62消防危38】

(2) タンク容量算定方法は、危政令第5条によるものとし、タンクの内容積の計算方法は、第4「屋外タンク貯蔵所」の例による。

(3) 1(1)に示す給油等以外の危険物の貯蔵又は取扱いは、それぞれ指定数量未満であれば認められる。例として次のとおり。【S62消防危38】

ア 貯蔵の例

容器によるエンジンオイル等の貯蔵、附随設備に収納する危険物

イ 取扱いの例

固定給油設備によるガソリン又は軽油の容器への詰替え

なお、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときの確認については、第20「貯蔵及び取扱いの基準」の例による。

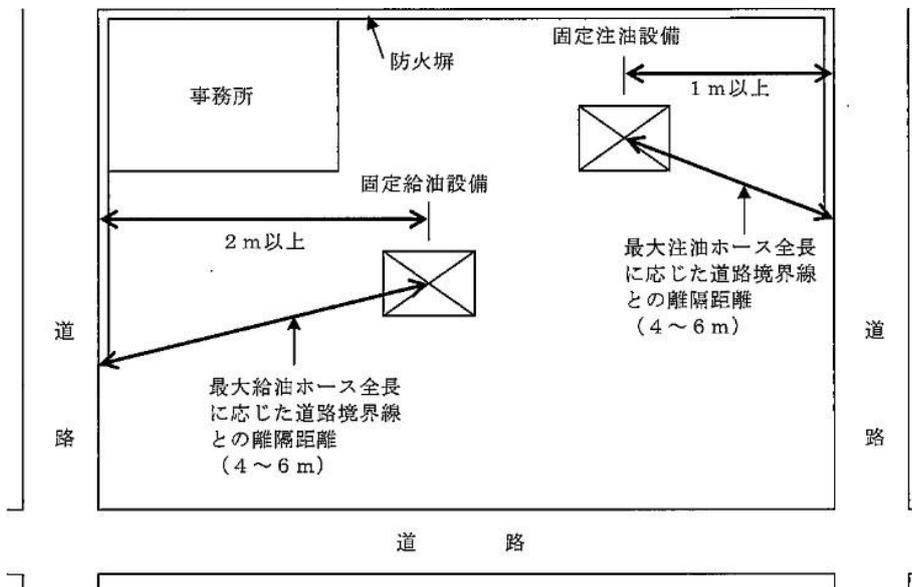
4 位置、構造及び設備の基準

(1) 危政令第17条第1項を適用する屋外給油取扱所

ア 固定給油設備（危政令第 17 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 10 号～第 15 号）

（ア）固定給油設備等の位置（危政令第 17 条第 1 項第 12 号及び 13 号）

- a 危政令第 17 条第 1 項第 12 号及び第 13 号に規定する「固定給油設備又は固定注油設備（以下「固定給油設備等」という）は、道路境界線に防火塀又は壁を設けた場合はそれぞれ 2 m 又は 1 m 以上とすることができる。この場合において、道路境界線（塀又は壁を設けるものを除く。）に設ける防火塀又は壁は、固定給油設備等の中心との間に最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた道路境界線との離隔距離以上の間隔が確保できる部分まで設ける。（第 10-2 図参照）



第 10-2 図 固定給設備等の位置（例）

- b 給油ホース又は注油ホース（以下「給油ホース等」という。）の取付部が移動する固定給油設備等については、給油ホース等を道路境界線、敷地境界線及び建物の壁に最も接近させた状態において、当該取付部が危政令第 17 条第 1 項第 12 号又は第 13 号に規定する間隔（給油ホースについては、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検整備を行う設備から危規則第 25 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する間隔）をそれぞれ確保すること。
- c 二以上の固定給油設備相互間又は固定注油設備相互間の距離規制はない。【S62 消防危 38】

(イ) 固定給油設備等の構造等

a ポンプ機器の構造（危規則第 25 条の 2 第 1 号）【H5 消防危 68】

- (a) 一のポンプに複数の給油ホース等が接続されている場合には、各給油ホースから吐出される最大数量をもって当該ポンプの最大吐出量とすること。
- (b) 最大吐出量が 180L/min 以下とすることができるのは、固定注油設備が複数のポンプを有する場合において、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用のみに供する注油ホースに接続されているポンプ機器に限られる。
- (c) 固定給油設備のポンプ機器として油中ポンプ機器を用いる場合、ポンプ機器を停止する措置としてホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にポンプ機器の回路を遮断する方法等による措置が講じる。ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等転倒するおそれのないものである場合、当該措置は必要ない。

また、油中ポンプ機器に接続する埋設配管には第 6 「地下タンク貯蔵所」の例による措置を行うとともに、固定給油設備等（懸垂式を除く。）の配管には、立ち上がり配管遮断弁を取り付けるよう指導する。◆

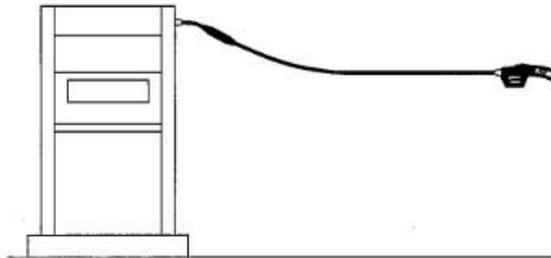
- (d) 固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置が設けられていること。ただし、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に専用タンクに戻すことのできる装置を設ける場合には、当該装置を設ける必要はない。

b ホース機器の構造（危規則第 25 条の 2 第 2 号）【H5 消防危 68】

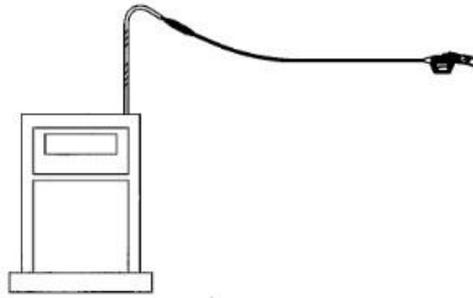
- (a) 危規則第 25 条の 2 第 2 号ハに規定する「著しい引張力が加わったときに給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置」は、著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手又は給油、注入若しくは詰替えを自動的に停止する装置を設ける。この場合、安全継手にあっては 2,000N 以下の力によって離脱するものとする。
- (b) 危規則第 25 条の 2 第 2 号ニに規定する「ホース機器に接続される給油ホース等が地盤面に接触しない構造」として、給油ホース等を地盤面に接触させない機能がホース機器本体に講じられ（第 10-3 図参照）、給油ホース等が地盤面に接触しないようにゴム製、プラスチック製等のリング、カバーが取り付けられ（第 10-

4 図参照)、又はプラスチックで被覆された給油ホース等が設けられていること。
 (第 10-5 図参照)

① ホース取出口を高い位置に設ける方法

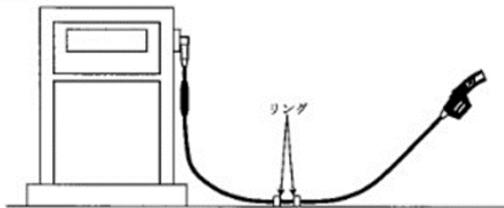


② ホースをバネで上部に上げる方法

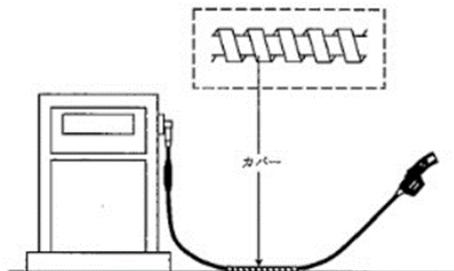


第 10-3 図 給油ホース等を地盤面に接触させない機能

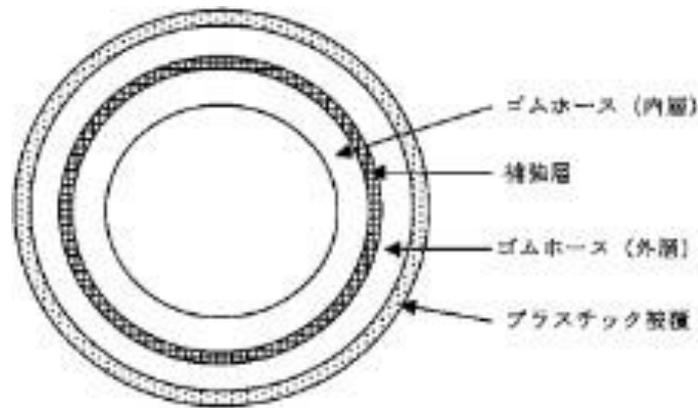
① リング



② カバー



第 10-4 図 リング、カバーが取り付けられた給油ホース等



第 10-5 図 プラスチックで被覆された給油ホース等の構造 (断面)

(c) 危規則第 25 条の 2 第 2 号へに規定する「危険物の過剰な注入を自動的に防止する構造」は、次の①及び②によるものとし、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定注油設備のホース機器のうち、最大吐出量が 60L/min を超え 180L/min 以下のポンプに接続されているものが有することとして支障ない。

なお、ホース機器に複数の注油ホースが設けられている場合には、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースであって、最大吐出量が 60L/min を超え 180L/min 以下のポンプに接続されているものが対象となる。

① 危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造としては、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる構造、1 回の連続した注入量が設定量（タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって 2,000L を超えない量であること。）以下に制限される構造等注入時の危険物の漏れを防止する機能を有する構造がある。

② 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースの直近には、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨の表示がなされていること。

(d) 危規則第 25 条の 2 第 2 号トに規定する「ホース機器への危険物の供給を停止する装置」として、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にホース機器の配管に設けられた弁を閉鎖する方法等により停止す

る装置がある。

なお、ホース機器が建築物の屋根に固定されている等、転倒するおそれのないものである場合には、当該措置は必要ない。

c 配管の構造に係る事項（危規則第 25 条の 2 第 3 号）【H5 消防危 68】

危規則第 25 条の 2 第 3 号に規定する「配管」とは、固定給油設備等本体の内部配管であって、ポンプ吐出部から給油ホース等の接続口までの送油管のうち弁及び計量機等を除く固定された送油管をいう。また、漏えいその他の異常の有無を確認する水圧試験として、水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行うことができる。

また、ポンプ機器とホース機器が分離して設けられている場合、当該機器間を接続する配管は、固定給油設備等本体の内部配管ではなく、専用タンクの配管に該当する。

d 外装の構造に係る事項（危規則第 25 条の 2 第 4 号）【H5 消防危 68】

危規則第 25 条の 2 第 4 号に規定する「外装に用いる難燃性を有する材料」とは、不燃材料及び準不燃材料のほか、JIS K7201-2「プラスチック-酸素指数による燃焼性の試験方法-第 2 部：室温における試験」により試験を行った場合において、酸素指数が 26 以上となる高分子材料である。ただし、油量表示部等、機能上透視性を必要とする外装の部分については、必要最小限の大きさに限り、難燃性を有する材料以外の材料を用いることができる。

e 可燃性蒸気流入防止構造（危規則第 25 条の 2 第 5 号）【H13 消防危 43】

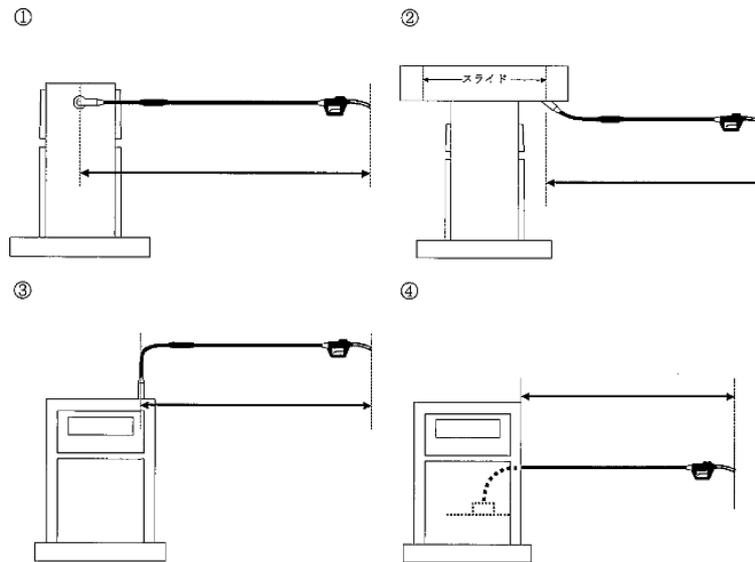
固定給油設備において一定の性能を有する可燃性蒸気流入防止構造をペーパーバリアといい、次のように分類される。

(a) 「ソリッドペーパーエリア」とは、気密性を有する間仕切により可燃性蒸気の流入を防止するものをいう。

(b) 「エアペーパーエリア」とは、一定の構造を有する間仕切と通気を有する空間（エアーギャップ）により可燃性蒸気の流入を防止するものをいう。

f ホースの全長【H5 消防危 68】

固定給油設備等のうち、「懸垂式以外のものの給油ホース等の全長」とは、原則として、給油ホース等の取出口から弁を設けたノズルの先端までの長さをいう（第 10-6 図参照。）。



第 10-6 図 給油ホース等の全長

- g 静電気除去に係る事項（危政令第 17 条第 1 項第 10 号）【H5 消防危 68】
 給油ホース等及びこれらの先端のノズルに蓄積される静電気を有効に除去するため先端のノズルから固定給油設備等の本体の外部接地工事端子までの抵抗値は、
 1,000Ω未満であること。
- h 固定給油設備等の油種表示（危政令第 17 条第 1 項第 11 号、危規則第 25 条の 3 第 2 号）
 危規則第 25 条の 3 第 2 号に規定する「品目」とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうものであるが、レギュラー、ハイオク等の商品名としてよい。【S62 消防危 38】
- i 懸垂式の固定給油設備等
 (a) 緊急停止装置（危政令第 17 条第 1 項第 15 号）
 ① 危政令第 17 条第 1 項第 15 号に規定する「緊急停止装置」は、設備の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプ二次側配管を閉鎖できる装置とする。
 ② 当該装置の操作部を設ける場所は、当該固定給油設備等のホース機器設置場所付近の事務所外壁など見やすい位置とし、緊急停止装置である旨の表示等をする。【H 元消防危 15】

(b) 油量等の表示設備

油量等の表示設備（インジケーター）は、給油に支障ない場所に設ける。

j その他

危険物保安技術協会で実施した試験確認で適合品となった固定給油設備等は、技術基準に適合しているものとする。

イ 給油空地（危政令第17条第1項第2号）【H18 消防危 113】

危政令第17条第1項第2号に規定する「給油空地」は、自動車等の入口から固定給油設備に至る車両の動線及び固定給油設備から出口に至る車両の動線を含めて（導入路を除く。）、その空地内に間口10m以上、奥行6m以上の矩形を道路境界線に接して包含し、車両が後退等することなく出入りすることができるとともに、給油業務に必要な大きさを有していること（第10-7図参照）。

なお、導入路には、走行車両に支障となる物品等を置かない。

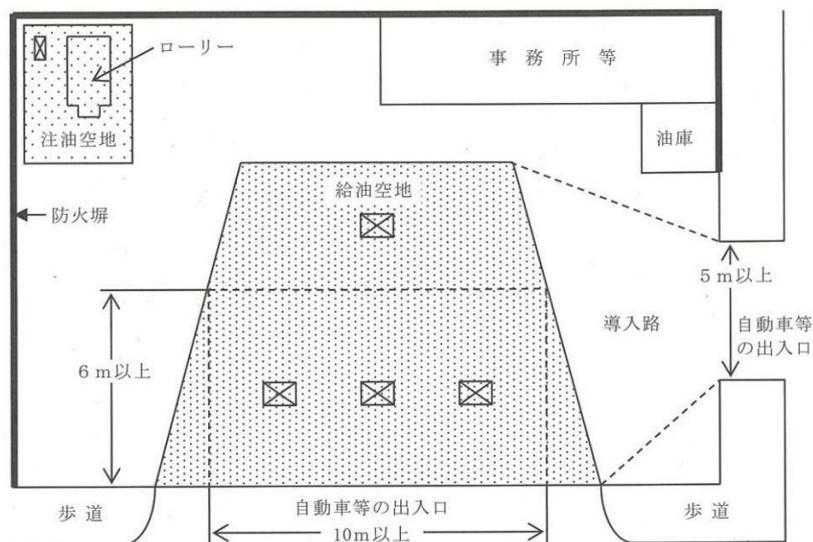
ウ 注油空地（危政令第17条第1項第3号）【H18 消防危 113】

(ア) 危政令第17条第1項第3号に規定する「注油空地」は、給油空地（導入路を含む。）

以外の場所に設けるものとし、容器等への小分けのみを目的とする場合は、おおむね4㎡（2m×2m）以上とするよう指導する。◆

(イ) 容器の置き台等を設ける場合は、当該置き台等を注油空地に包含する。

(ウ) 4,000L以下のローリー等に注油する場合は、車両がはみ出さない十分な広さの空地とする。（第10-7図参照）



第10-7図 給油空地及び注油空地の例

エ 給油空地等の舗装（危政令第 17 条第 1 項第 4 号）

（ア）給油空地及び注油空地（以下「給油空地等」という。）の危規則第 24 条の 16 に規定する性能を有する舗装としては、鉄筋コンクリートによるものがある。

なお、コンクリート内の鉄筋は、埋設配管に接触させない。

（イ）（ア）の舗装に加え、地盤面舗装材料を用いる場合は、準不燃材料又は JIS A 1321 「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」表 1 の難燃 2 級以上のもので、導電性（体積固有抵抗値 $10^8 \Omega \cdot \text{cm}$ 以下又は表面固有抵抗値 $10^9 \Omega$ 以下）、耐油性、車両荷重に対する強度、排水性を考慮する。【S59 消防危 91、S61 消防危 118】

オ 給油空地等の滞留及び流出防止措置（危政令第 17 条第 1 項第 5 号、危規則第 24 条の 17）【H18 消防危 113】

（ア）可燃性蒸気の滞留防止措置

排出設備等の設備による措置ではなく、給油取扱所の構造で措置する必要がある。

なお、措置例として給油空地等の地盤面を周囲の地盤面より高くするとともに、その表面に適当な傾斜をつける方法があるが、地盤面の傾斜は当該給油取扱所等に近い道路側に可燃性蒸気が排出されるように措置する。

（イ）危険物の滞留防止措置

給油空地等に存するいずれの固定給油設備等から危険物が漏れた場合においても、危険物が空地内に滞留しないよう措置する必要がある。

なお、措置例としては空地の地盤面を周囲の地盤面より高くするとともに、その表面に適当な傾斜をつける方法がある。

（ウ）危険物の流出防止措置

給油空地に存するいずれの固定給設備等から危険物が漏れた場合においても、危険物が給油取扱所の外部に流出することなく、危告示第 4 条の 51 に規定する数量の危険物が貯留設備に収容されるように措置する必要がある。

a 水に溶けない危険物（第 1 「製造所」に定めるものをいう。以下同じ。）のみを取り扱う給油取扱所における措置例としては、排水溝及び油分離装置を設ける方法があるが、この場合、油分離装置は、貯留設備としての基準を満足する必要がある。

なお、油分離装置については、次による。

（a）油分離装置の設置位置

危規則第 24 条の 17 第 2 号に規定する「火災予防上安全な場所」については、

次に掲げる場所以外とする。

- ① 給油空地等（車両出入口、車両導入路を含む。）
- ② 専用タンクの出入口周囲
- ③ 付随設備等が設置されている場所（付随設備等を使用する際に自動車が停車する場所を含む。）
- ④ 危政令第 17 条第 2 項第 9 号に規定する空地

なお、給油取扱所の建築物の出入口付近及び駐車場所（洗車後のふき取りを行う場所を含む。）についても油分離装置を設けないよう指導する。◆

(b) 油分離装置の危険物収容能力

① 油分離装置の収容能力

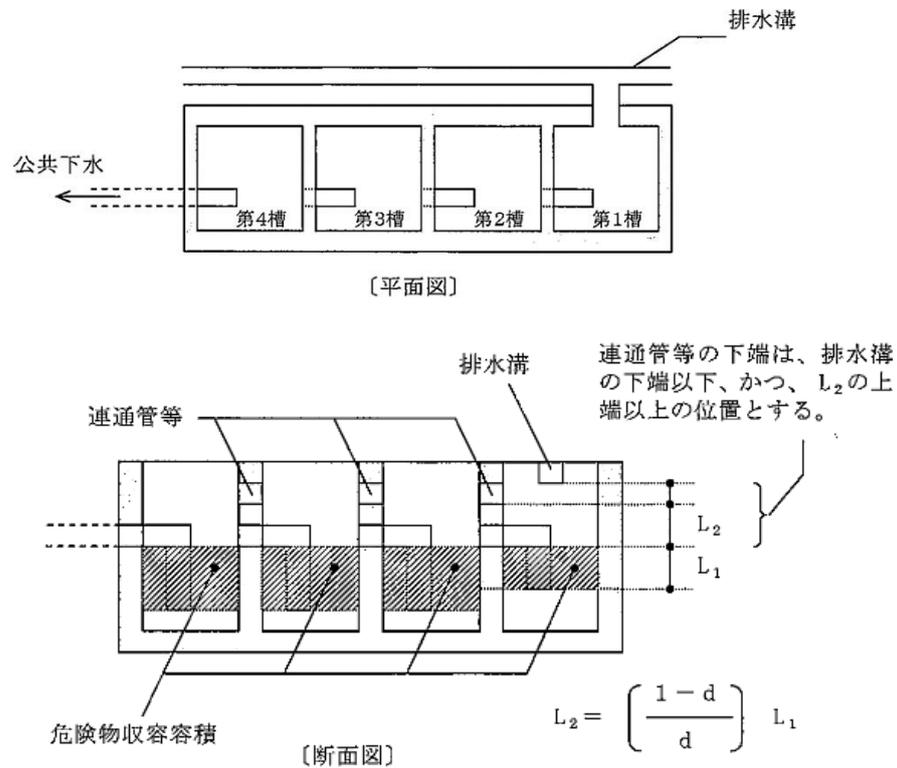
油分離装置の危険物収容能力について、第 10-8 の例の場合は  部分の容積によるものとし、当該部分の容積が危告示第 4 条の 51 に規定する危険物の数量以上であること。

なお、各槽における危険物のオーバーフローを防止するため、連通管又は切欠き（以下「連通管等」という。）を第 10-8 図の例により設けるよう指導する。◆

また、油分離装置は、4 連式とするよう指導する。◆

② 油分離装置が複数ある場合の危険物収容能力

給油取扱所に油分離装置が複数ある場合については、原則として、個々の油分離装置すべてが①の収容能力を確保できるものであること。ただし、固定給油設備等から漏えいした危険物が複数の油分離装置に収容される措置を講じた場合は、この限りでない。



(比重については、第8「移動タンク貯蔵所」の例を参照すること)

第10-8図 油分離装置の平面図及び断面図(例)

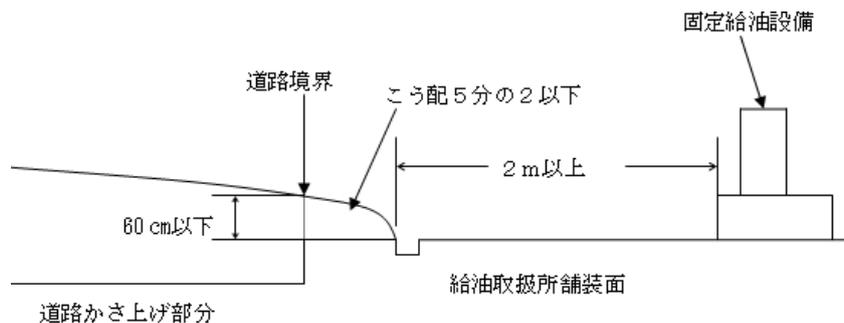
- b 水に溶けない危険物以外の危険物を取扱う給油取扱所(水に溶けない危険物を取扱う給油取扱所に併設するものを含む。)における措置例としては、9イ(イ)による方法がある。
- c FRP製等で耐油性を有し、自動車の荷重により容易に変形等を生じない油分離装置を設置することができる。【S47 消防予97、S49 消防予121】
- d 給排水等の集水ますのうち、油分離装置の最終槽へ流入するもの又は直接下水に流入するもののふたは防水型とするよう指導する。◆

(エ) その他

給油空地等の地盤面を周囲の地盤面より高くすることにより可燃性蒸気の滞留防止措置又は危険物の滞留防止措置を講じている給油取扱所の周囲の地盤面が、道路の改修等(かさ上げ)によって給油空地等の地盤面より高くなる場合には、次に掲げる措置危険物の滞留防止装置が講じられているものとみなすことができる。(第10-9図

参照) 【S44 消防予 276】

- a かさ上げ道路と給油取扱所の境界との差が 60 cm以下である。
- b 当該境界部分の高低差を埋める盛り上げ部分が、固定給油設備の基礎（通称「アイランド」という。）の道路に面する側から 2 m以上離れている。
- c 盛り上げのこう配が 2/5 以下である。



第 10-9 図 かさ上げ道路等に対する可燃性蒸気等の滞留防止措置 (例)

カ タンクの位置及び構造 (危政令第 17 条第 1 項第 7 号～第 9 号)

(ア) 専用タンク及び廃油タンク等

- a 専用タンク及び廃油タンク等 (以下「専用タンク等」という。) の設置方法は、第 6 「地下タンク貯蔵所」の例のうち適用されるものによるほか、次による。
- b 専用タンク等は、当該給油取扱所の敷地内に設けるよう指導する。◆
- c 専用タンクを 2 以上の室に仕切り、それぞれ品名の異なる危険物を貯蔵する場合には、ガソリンと灯油とを隣接した室としないよう指導する (第 10-10 図参照)。◆



第 10-10 図 ガソリンと灯油を貯蔵する中仕切りタンク

(イ) 専用タンクの注入口

灯油の注入口は、他の注入口 (ガソリン、軽油) と区分して、専用の注入口ボックスに設置するなど、灯油専用の注入口である旨、明確にすることを指導する。◆

(ウ) 可燃性蒸気回収 (ベーパーリカバリー) 装置

- a 環境確保条例の規定等により可燃性蒸気回収装置を設置する場合は、外気に開放された部分に設置する。ただし、可燃性蒸気回収装置をパイプスペース等に設ける場合は、可燃性蒸気が滞留しない措置を講じる。
- b 可燃性蒸気回収装置の接続口周囲における電気設備については、第15「電気設備」の例による。

(エ) 通気菅

- a 原則として上屋上等以外の安全な場所に設置するよう指導する。◆
- b aによりがたい場合は、爆発下限界を超える可燃性蒸気が室内に流入しない措置を講じる。

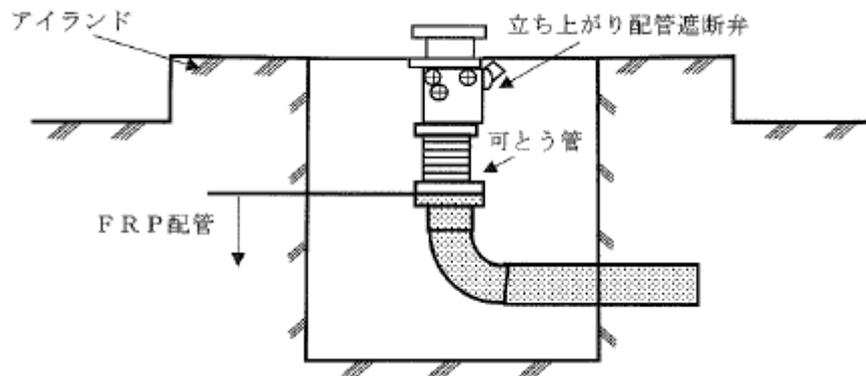
(オ) 配管

- a 危険物を取り扱う配管で、地盤面上に設けるものは、衝撃により容易に損害を受けることのないよう防護措置を講じるよう指導する。◆
- b 地上に設ける配管であって、点検困難な場所又は屋外に設ける配管の接合部は溶接継手とするよう指導する。◆
- c 危険物配管が上屋の上部若しくは内部に設けられ、又は給油空地に面しない外壁に沿って敷設されているものは、危規則第13条の5第2号に規定する「火災によって当該支持物に変形するおそれのない場合」とすることができる。
- d 上屋上部等の配管の防食は、高濃度亜鉛塗料、エポキシ塗料等により行うよう指導する。◆

なお、直射日光による配管内の圧力上昇を防止するための措置を講ずる場合は、配管上部に遮熱板を設ける方法により行うよう指導する。◆

- e 危険物配管が上屋内部に設けられるものにあっては、有効に目視できる点検口を設けるよう指導する。◆
- f ポンプ室から給油設備に至る配管のうち、地下埋設となる部分は、漏えいが早期に検知できる措置（二重配管等）を講ずるよう指導する。◆
- g 地下埋設配管の敷設については、第1「製造所」の例による。
- h FRP配管の敷設については、第1「製造所」の例によるが、固定給油設備等の可とう菅又は立ち上がり配管遮断弁に接続する配管は、可とう菅又は立ち上がり配管遮断弁が配管ではなく固定給油設備等の設備であり、接続配管がピット内に立ち上がり、上部に固定給油設備等があり外部に露出していないことから、FRP配管でも

支障ない。(第10-11図参照)



第10-11図 FRP配管と固定給油設備の接続例

i 廃油タンクに注入用受け口、配管を設ける場合は、コック、バルブ等を設ける。

また、注入用受け口は、整備室又は油庫に設けるよう指導する。◆

キ 建築物の用途制限(危政令第17条第1項第16号、危規則第25条の4)

(ア) 立体駐車場、ラック式ドラム缶置き場、大規模な広告物等の設置は認められない。

【S62 消防危 68】

(イ) 危規則第25条の4第1項第1号の2に規定する「用途」には、会議室、更衣室、休憩室、応接室、倉庫、廊下、洗面所、便所等機能的に従属する部分も含まれる。【S62 消防危 68】

(ウ) 危規則第25条の4第1項に規定する「用途」には、トラック運転手用簡易宿泊所、給油取扱所の従業員の宿舍等の用途は認められない。【S62 消防危 68】

(エ) 危規則第25条の4第1項第2号に規定する「店舗、飲食店又は展示場(以下「店舗等」という。))は、次による。

a 店舗等においては、物品の販売、展示又は飲食物の提供だけでなく、物品の貸付け、行為の媒介、代理、取次ぎ等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、制限はない。【S62 消防危 68】

b キャバレー、ナイトクラブ、パチンコ店、ゲームセンター等は給油、灯油・軽油の詰替え又は自動車の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出する者を対象とした店舗等の用途から除かれる。【S62 消防危 38】

c 店舗等の例として、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、喫茶店、簡易

郵便局、コインランドリー、自動販売機、カーシェアリング、有料駐車場、宅配ボックスによる取次等がある。

また、祭礼又はイベント等の一時的利用も店舗等を含む。

なお、これらの業務は給油、灯油もしくは経由の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出する者を対象とする部分であると認められる限り、これ以外の者がこの部分に入出入りすることは差し支えない。【H31 消防危 81、R3 消防危 50】

d ドライブスルー型式又は窓を介しての物品販売は、販売に供する窓を給油空地等の直近に設けない場合には認められる。

なお、「直近に設けない」とは、ドライブスルーを利用する車両が給油空地又は注油空地に入ることなく通行できる距離を有していることをいう。【H9 消防危 27】

e 給油取扱所の営業時間外において、危規則第 40 条の 3 の 6 第 1 項に規定する販売等の業務を行う場合は、次の措置を講じる。【R3 消防危 50】

(a) 危険物施設の管理及び車両衝突、いたずら、放火等による事故防止

(b) 火災及び漏えい事故等の緊急時の措置

(c) 利用者の避難管理に関する措置

なお、当該措置に係る具体的な安全対策については、第 2 章第 11「予防規程制定（変更）」認可申請」の例により予防規程（祭礼又はイベント等により一時的に利用する場合は「確認を要する軽微な変更工事」として提出する資料）に定めること。

(オ) 自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務は、危規則第 25 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する「自動車等の点検・整備を行う作業場」に含まれる。【H14 消防危 29】

また、自動車の板金業務は、「自動車等の点検・整備を行う作業場」に含まれるが、板金業務に伴い火花を発生おそれのある場合は、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれのない場所で行うなど火気管理を徹底する。【H31 消防危 81】

(カ) 危規則第 25 条の 4 第 2 項の面積制限を受ける部分に「自動車等の点検・整備を行う作業場」は含まれるが、通常業務において顧客の作業場の出入りが係員の監督下に常時置かれ、かつ、顧客に対し安全上必要な注意事項が作業場に掲示されている場合、当該作業場を「面積制限を受ける部分以外の部分」とみなすことができる。【H13 消防危 127】

(キ) 一の給油取扱所内に、危規則第 25 条の 4 第 1 項第 1 号の 2 に定める用途に供する建築物（給油取扱所の業務を行うための事務所）のほか、同項各号の用途に供される建築物を設けることができる。この場合、全ての建築物の床面積の合計は、同条第 2 項の規定に従い、300 m²を超えないものとする。【H31 消防危 81】

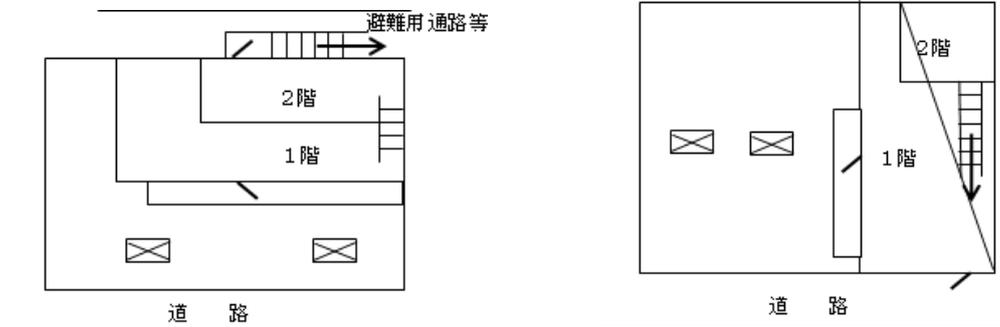
なお、建築物の外部に設置する宅配ボックス等に係る面積はこれに含まない。

【R3 消防危 50】

ク 物品等の販売等の基準（危政令第 27 条第 6 項、危規則第 40 条の 3 の 6）

(ア) 危規則第 40 条の 3 の 6 第 2 項第 1 号の「容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる場合とは次のとおり（第 10-12 図参照）【S62 消防危 38、H31 消防危 81】

- a 建築物の 2 階から直接、給油取扱所の敷地外へ避難することができる場合
- b 建築物の 2 階から屋内階段で 1 階に下りてから直接敷地外に通ずる出入口（自動閉鎖式の特定防火設備）より避難することができる場合
- c 建築物の 2 階から屋外階段により給油取扱所の敷地に降りた後、給油空地を通ることなく給油取扱所の敷地外へ避難することができる場合



第 10-12 図 敷地外へ直接避難できる構造例

(イ) 屋外での物品販売等の業務【R2 消防危 88】

- a 危規則第 40 条の 3 の 6 第 2 項第 2 号に規定する「建築物の周囲の空地（自動車等の通行が妨げられる部分を除く。）とは、給油空地等（車両導入路を含む。）、危政令第 17 条第 2 項第 9 号に規定する避難のための空地以外の場所とする。
- b レンタカー、カーシェアリング、中古車販売等で自動車を展示する場合、危政令第 27 条第 6 項第 1 号チの規定する「距離以内の部分」以外の場所、同条第 2 号で

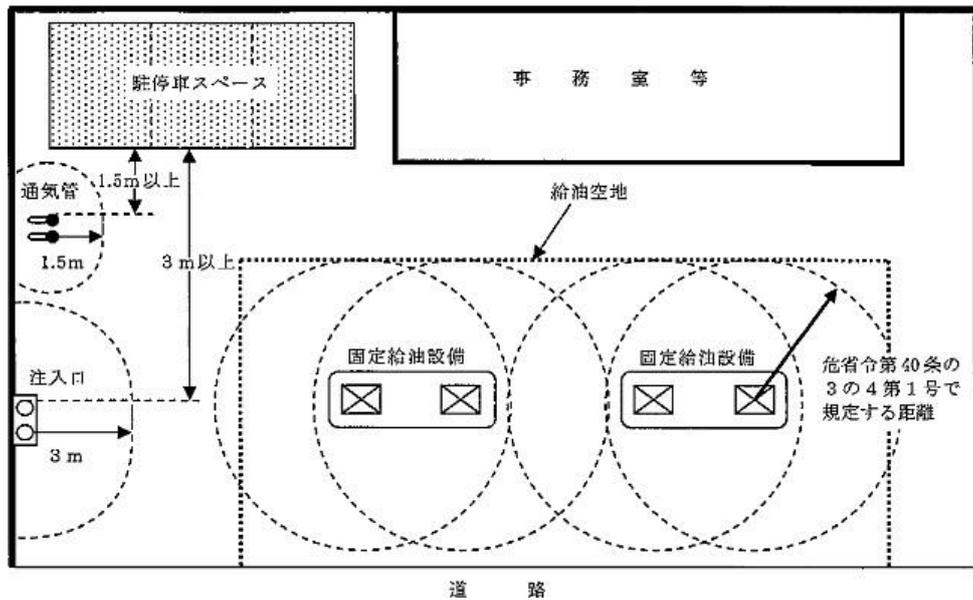
規定する「専用タンクの注入口から3m以内の部分以外の場所」及び「専用タンク」の通気管から1.5m以内の部分」以外の場所とするよう指導する。◆

- c 自動車以外の物品を展示する場合についても危規則第40条の3の4第2号に規定する場所は努めて避けるものとし、やむを得ず避けられない場合は、移動タンク貯蔵所から専用タンクに注入する際は物品を移動させること。
- d 屋外では、裸火等の器具は使用しないものとする。また、第15「電気設備」3に示す危険区域において電気設備を使用する場合、防爆構造とする。
- e 防火塀の周辺において物品を展示する場合は、防火塀の高さ以上に物品を積み重ねないようにする等、延焼拡大の危険性を増大させない。
- f 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示しない。
- g 物品販売等を行う場所は、人や車両の同線をわかりやすく地盤面上に表示することやロープ等で明確にするよう指導する。◆
- h 屋外での物品の販売等に際し簡易テント等の工作物を設置する場合は必要最小限とし、給油取扱所の営業終了時は収納するよう指導する。◆
- i 屋外での物品の販売等の業務に際し予防規程で定めるべき事項は、第2章第11「予防規程制定（変更）」認可申請」の例による。

(ウ) 給油のための一時的な停車を除く自動車の駐停車スペース【S62 消防危 38】

自動車を駐停車する場合は、給油のための一時的な停車を除き、(イ) bで示す場所に白線等で明確に区画された駐停車スペースを設けて、駐停車するよう指導する。

(第10-13図参照) ◆



第10-13図 駐停車スペースの例

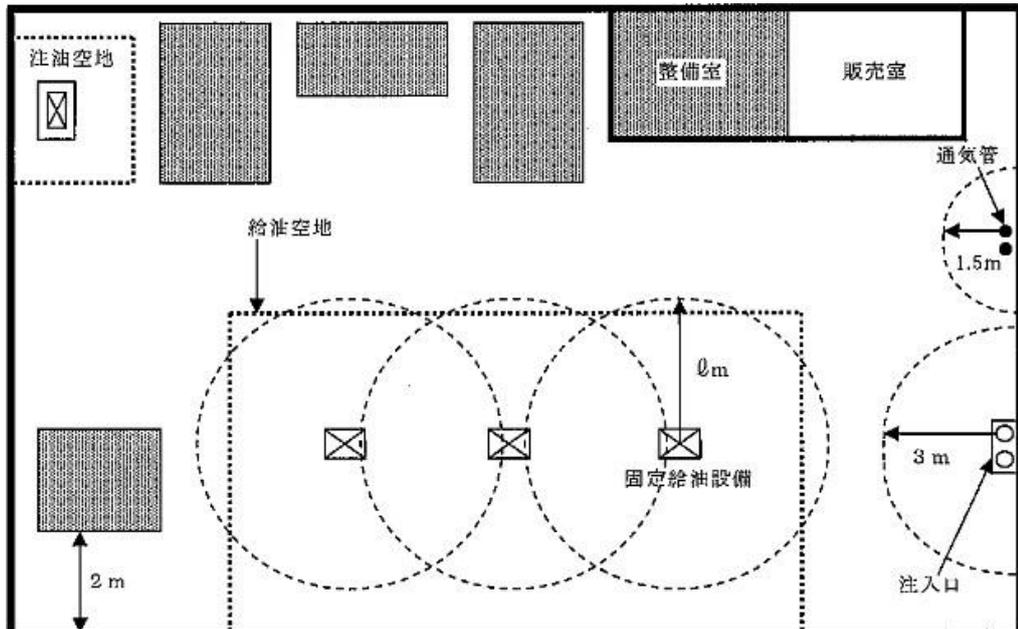
(エ) 自動車の保管場所

- a 自動車は、給油取扱所がその業務を行うために保有するもの及び当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者の保有するものに限る。
- b 自動車の保管場所は、(イ) bによる。
- c 指定数量未満の危険物移動タンク車を保管することは認められるが、移動タンク貯蔵所の常置場所にするとは認められない。【S62 消防危 60】

(オ) 給油取扱所の一部に車両整備作業場等を設定する場合の条件

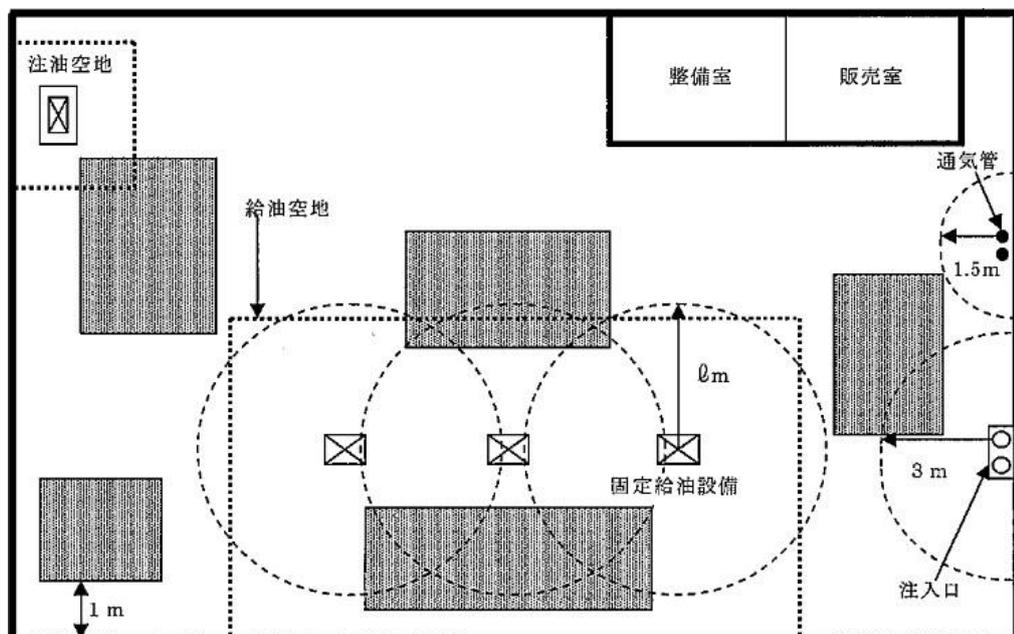
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第80条第1項第1に基づき、同法第78条第2項に定める「業務の範囲を限定して行う自動車分解整備事業の認証」を受けるために車両整備作業場、部品整備作業場、点検作業場及び車両置場（以下「作業場等」という。）を設定する場合は、給油空地等以外の場所で、かつ、危規則第25条の5第2項第2号及び危規則第40条の3の4第2号に規定する部分以外の場所に設定する。

（第10-14図、第10-15図参照）



ℓ : 危規則第 25 条の 5 第 2 項第 2 号イに規定する距離

第 10-14 図 作業場所等（網掛け部分）として認められる設置例



ℓ : 危規則第 25 条の 5 第 2 項第 2 号イに規定する距離

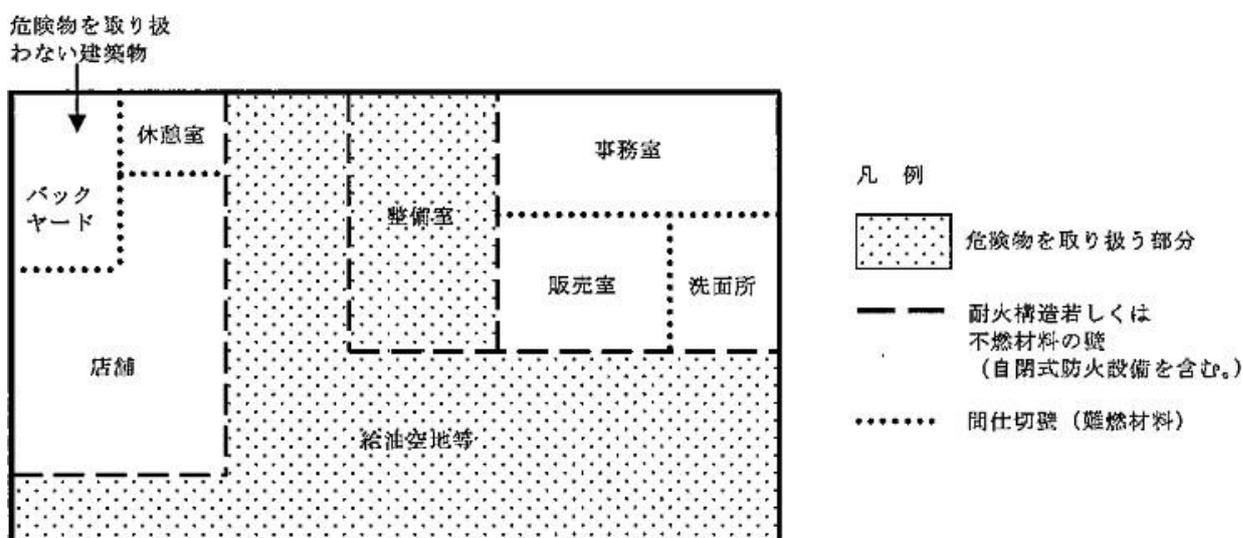
第 10-15 図 作業場所等（網掛け部分）として認められない設置例

ケ 建築物の構造等

(ア) 建築物の壁のうち、次の a 又は b の間仕切壁については、危政令第 23 条の規定を

適用し、難燃材料（建基法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）を使用できる。（第10-16図参照）【H9消防危31】

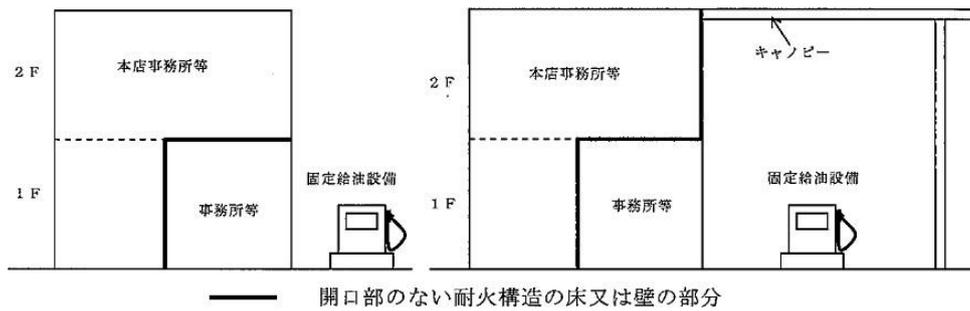
- a 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁
- b 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁



第10-16図 不燃材料以外の建築材料で造ることのできる間仕切壁の例

- (イ) 事務所等の窓又は出入口にガラスを用いる場合（屋内給油取扱所を除く。）は、網入りガラス以外のガラスを用いた防火設備を使用できる。
- (ウ) 危規則第25条の4第1項第5号に規定する「給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所（以下「本店事務所等」という。）」とその他の給油取扱所の用途との区画の必要な部分は、第10-17図のとおりである。【H元消防危44】

また、当該区画は、危規則第25条の4第4項に規定する「給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口のない構造」とするとともに、給油取扱所敷地内から本店事務所等へ立ち入ることができない構造とする。

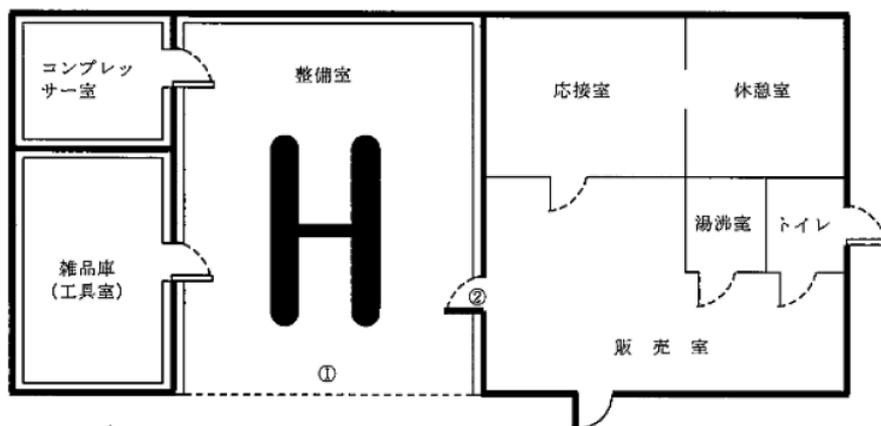


第10-17図 本店事務所等とその他の給油取扱所の用途との区画

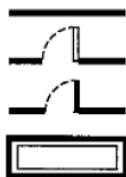
(エ) 危規則第25条の4第1項第3号及び第4号の「自動車等の点検・整備を行う作業場」及び「自動車等の洗浄を行う作業場」での自動車等の出入口に戸（第10-18図①部分）を設ける場合は、不燃材料とすることができる。【S62 消防危60】

(オ) 危政令第17条第1項第18号に規定する「事務所その他火気を使用するもの」には事務所のほか、危規則第25条の4第1項各号（3号及び4号を除く。）に掲げる用途のうち、火気を使用するものが該当する。

なお、危規則第25条の4第1項3号及び4号に掲げる作業場は「事務所その他火気を使用するもの」から除かれているが、「事務所等火気を使用する場所」と当該作業場の出入口（第10-18図②部分）については、危規則第25条の4第5項に規定する可燃性蒸気の流入しない構造（次の（カ）参照）の適用を受けるものである。



凡例



耐火構造又は不燃構造の部分を示す

防火設備を示す

可燃性蒸気が流入しない構造とした部分に設ける防火設備を示す

内装を不燃とする部分

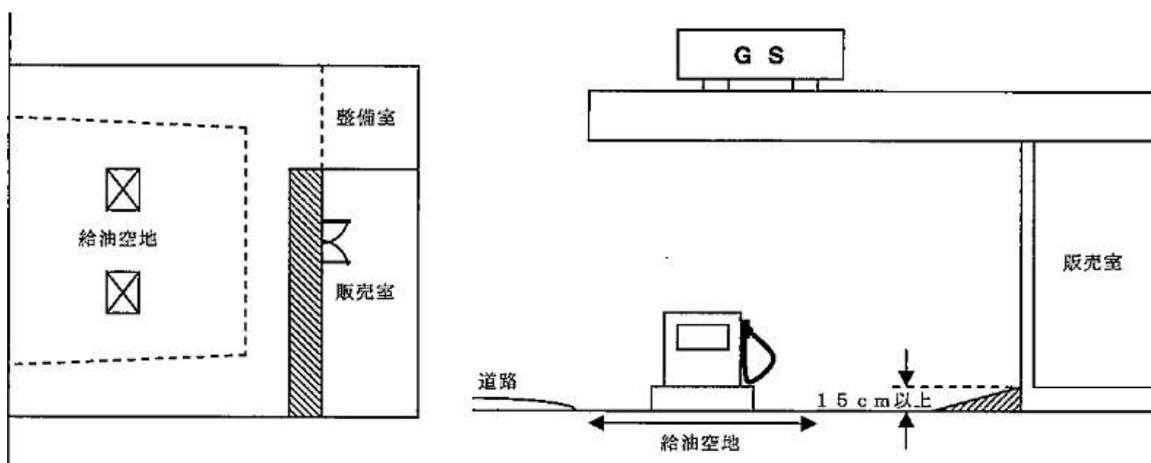
第10-18図 内部構造例

(カ) 可燃性蒸気が内部に入らない構造として、犬走り等にスロープを設ける場合は、次による。【H9 消防危 26】

- a スロープの最下部から最上部までの高さが 15 cm 以上である。
- b スロープは給油又は注油に支障のない位置に設ける。
- c スロープ上において給油又は注油を行わない。

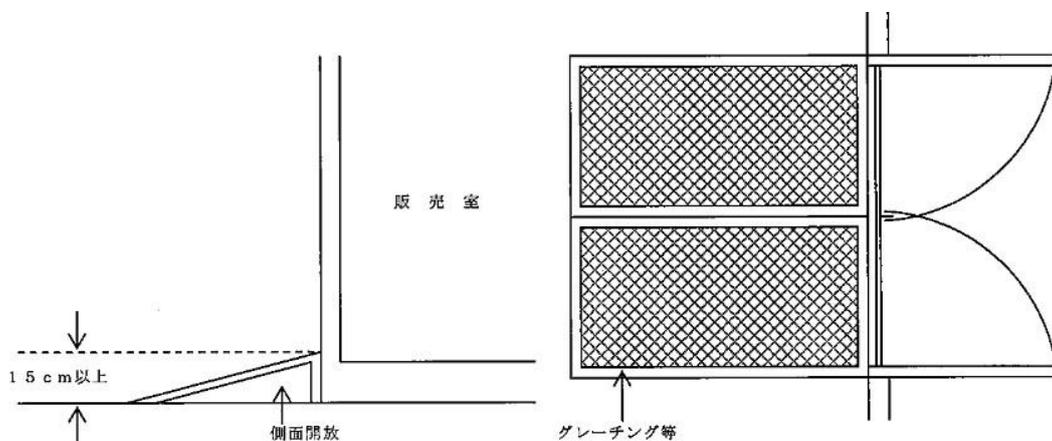
なお、スロープの構造は、次により指導する。◆

- (a) 地盤面をかさ上げしてスロープを設置する場合は、コンクリート等の耐油性を有する材料により造られたスロープとする（第 10-19 図参照）。



第 10-19 図 コンクリート製スロープ設置例

- (b) 地盤面にボルト等で固定するスロープ、又は固定することなく移動が容易な可搬式スロープを敷設する場合は、不燃材料で造られ、かつ、スロープ下部に可燃性蒸気が滞留しない構造のスロープとする。（第 10-20 図参照）



第 10-20 図 可燃性蒸気滞留防止構造図

(キ) 事務所の壁体の一部に採光のためガラスブロックを用いることができる。この場合防火性能を有すること。

(ク) 販売室等にカーテンやじゅうたん等を使用する場合は、防災性能を有するものとする。

(ケ) キャノピーに採光等のためにガラスを使用することについては、当該ガラスが、次に適合している場合に限り、危政令第 23 条の規定を適用し認めて差し支えない。

【H13 消防危 33】

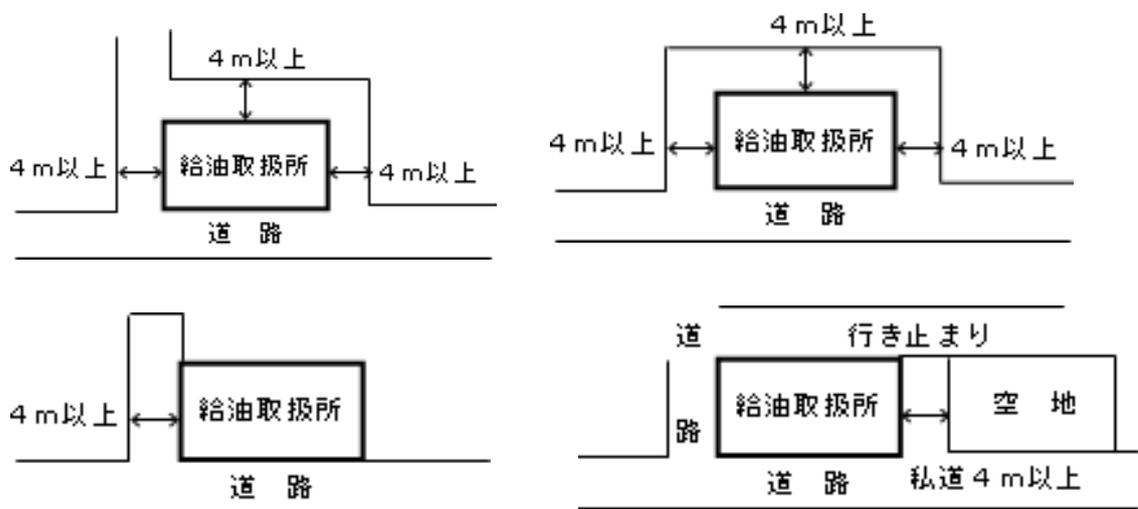
- a 取付け部が耐震性を有している。
- b 熱による破損防止及び飛散防止措置（例、網入りガラス、耐熱ガラス、飛散防止め止フィルムの貼付）がなされている。
- c ガラス部分の周囲に延焼媒体がない。

コ 防火塀又は壁（危政令第 17 条第 1 項第 19 号）

(ア) 自動車等が出入する側

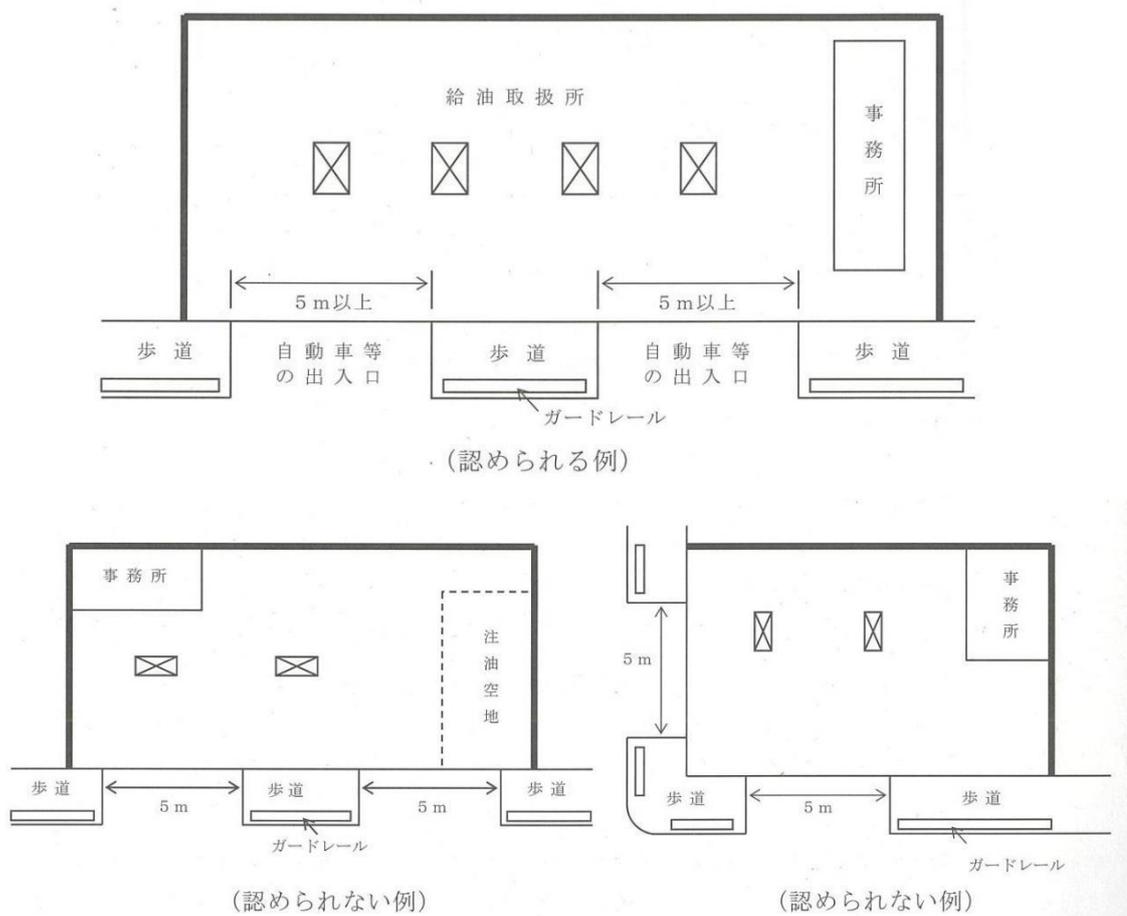
- a 危政令第 17 条第 1 項第 19 号に規定する「自動車等の出入する側」とは、幅員がおおむね 4 m 以上の道路（危規則第 1 条第 1 号に規定するもの）に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入できる側をいう（第 10-21 図参照）。【S51 消防危 94、H9 消防危 27、H10 消防危 90】

なお、当該道路は危規則第 1 条第 1 項第 1 号ニの規定に適合する場合、当該道路が縁石やさく等で区画されていなくてもよい。【H31 消防危 81】



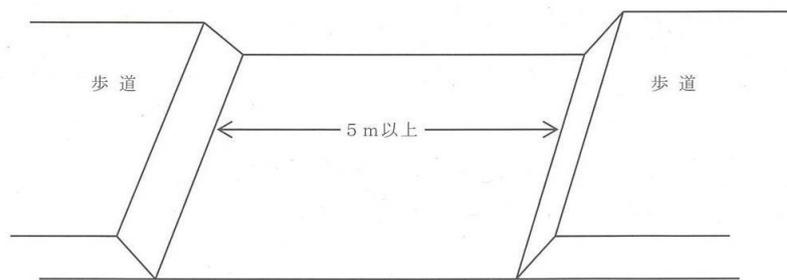
第 10-21 図

b 危政令第 17 条第 1 項第 2 号に規定する「給油空地」の間口に面する自動車等の出入する側に、ガードレール等が設けられている場合で幅 10m 以上の出入口が確保できない場合は、危政令第 23 条の規定を適用し、幅 5 m 以上の出入口を 2 箇所以上設けるものとするができる。この場合、当該幅 5 m 以上の出入口 2 箇所以上は、給油取扱所の空地のうち、間口 10m 以上、奥行 6 m 以上の矩形部分の間口の前面にとらなければならない（第 10-22 図参照）。【S45 消防予 81】



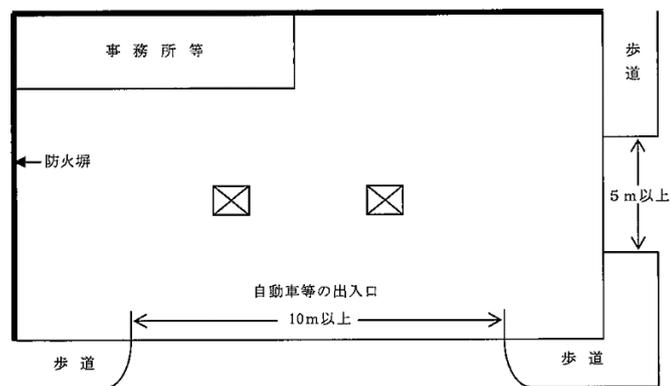
第 10-22 図 自動車の出入口

なお、歩道を切り下げ、出入口を確保する場合は、原則として当該幅は車両の通行に有効な幅とし、この有効幅員は縁石終端部で確保される必要がある（第 10-23 図参照）。



第 10-23 図 歩道切下げ図

- c bに掲げる部分以外の部分に危政令第 17 条第 1 項第 19 号に規定する「自動車等の出入する側」を設ける場合は、当該自動車等の出入口の有効幅員は 5 m 以上とするよう指導する（第 10-24 図参照）。◆



第 10-24 図

- d a から c のとおり、給油空地の間口は道路に面して確保する必要があるが、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）による歩道の整備等やむを得ない事由により確保できない場合、次の事項を満足すれば危政令第 23 条の規定を適用し、給油空地の間口を道路に直接面しないことができる。（第 12-25 図参照）【H13 消防危 127】

- (a) 給油空地は、間口（自動車の主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一辺の長さ）を 10m 以上とし、奥行きを 6m 以上とする。
- (b) 自動車の出入口は、自動車等の出入りが円滑にできる幅を確保する。
- (c) 自動車の主たる出入口部分と給油空地とが相互に十分見通せる位置関係とする。

図 1

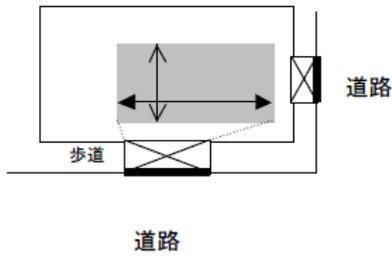


図 2

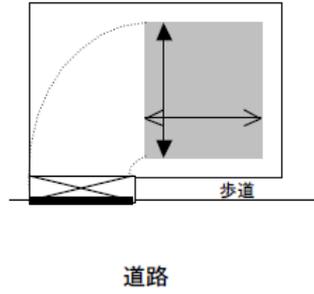


図 3

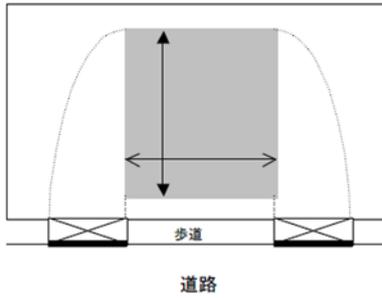


図 4

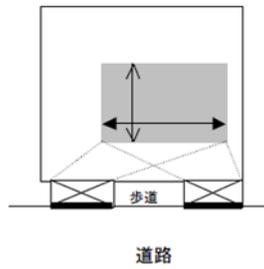


図 5

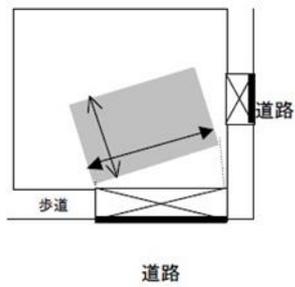
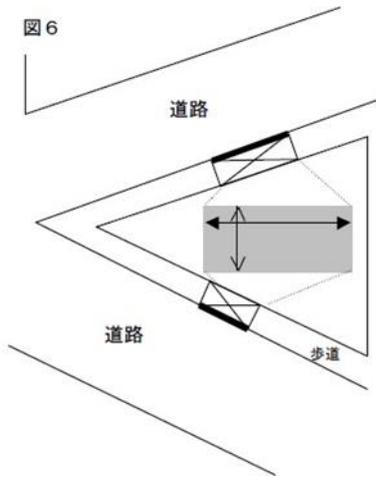
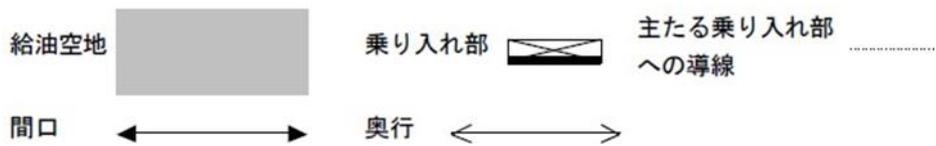


図 6



給油空地の例示

(凡例)



第 10-25 図 給油空地の例示

(イ) 防火塀

a 防火塀に設けることができる開口部

(a) 防火塀に設けることができる開口部は、危規則第 25 条の 4 の 2 第 1 号に規定するもののほか、次による。

① 自家用の車両等の車庫を給油取扱所の塀で遮断した場合、塀の一部に出入口を設けて自動車を通すことができる。この場合において、車両等が通過する部分は、給油空地及び注油空地以外とするほか、出入口は特定防火設備で必要最小限の大きさとし、使用時以外は閉鎖しておくこと。

② 1 階販売室等の建築物の壁体に敷地外へ通じる連絡用（避難用）出入口を設置する場合は、必要最小限度の随時開けることができる自閉式の特定防火設備とすること。【S62 消防危 60】

③ 給油取扱所の建築物の壁が防火塀を兼ねる部分に設ける窓は、はめごろしの防火設備（網入りガラスを用いたものに限る。）とする。【H18 消防危 113】

④ 給油取扱所の建築物の壁が防火塀を兼ねる部分に設ける換気口、ダクト等は防火ダンパーが設けられたものとする。【H18 消防危 113】

(b) 輻射熱の算出を必要とする開口部【H18 消防危 191】

(a)の開口部のうち、危規則第 25 条の 4 の 2 第 1 号に規定するものについては、危告示第 4 条の 52 第 3 項に規定する式を満足する場合に限り設けることができる。この場合、危告示第 4 条の 52 第 3 項に規定する式を満足することを申請者側の計算書により確認するとともに、防火塀に係る輻射熱計算プログラム（以下「輻射熱計算プログラム」という。）を活用し、危告示第 4 条の 52 第 3 項に規定する式を満足することを確認する。

b 防火塀の高さ

給油取扱所に隣接又は近接する建築物の外壁及び軒裏が、耐火構造、準耐火構造又は防火構造以外の構造である場合は、当該外壁及び軒裏における輻射熱が危告示第 4 条の 52 第 3 項に規定する式を満たすか否かにより、防火塀の高さ等を算出する。この場合、危告示第 4 条の 52 第 3 項に規定する式を満足することを申請者側の計算書により確認するとともに、輻射熱計算プログラムを活用し、危告示第 4 条の 52 第 3 項に規定する式を満足することを確認する。

c 防火塀を兼ねることができる建築物の範囲

防火塀は給油取扱所の敷地内に設けるものであることから、防火塀を兼ねることができる建築物は給油取扱所の敷地内にももの限り、給油取扱所の敷地外の建築物（例えば、給油取扱所と隣接する倉庫等）の壁を防火塀とすることはできない。

サ ポンプ室等の構造（危政令第17条第1項第20号）

（ア）共通事項

a 危政令第17条第1項第20号に規定する「ポンプ室その他危険物を取り扱う室（以下「ポンプ室等」という。）には、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等が含まれる。【H元消防危15】

なお、自動車等の点検・整備を行う作業場であって三面が壁で囲まれたものは、整備室として取り扱う。【H元消防危44】

また、給油取扱所内で潤滑油等の保有、小分け等を行う場合は、油庫を設置するよう指導する。◆

b 同号ロに規定する「ポンプ室等に必要な採光、照明」は、採光、照明のいずれかが設置されていれば足りる。【H元消防危44】

c 同号ロに規定する「換気設備」は、同号ハに規定する排出設備を設けた場合、当該設備と兼用できる。

d 同号ハに規定する「可燃性蒸気の滞留するおそれのあるポンプ室等」とは、引火点が40℃未満の危険物を取り扱うポンプ室、整備室が該当する。【H元消防危44】

また、「屋外に排出する設備」の屋外は、給油空地に面する部分も含む。

（イ）ポンプ室

a b以外のポンプ室

（ア）によるほか、次により指導する。◆

(a) ポンプ室は1階に設ける。

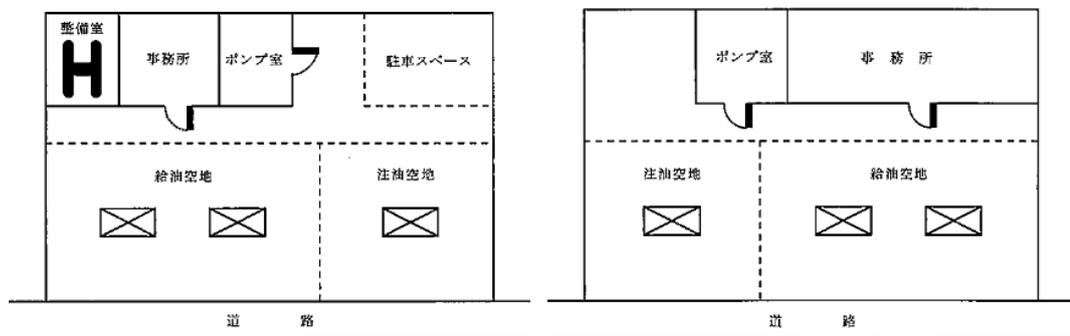
(b) ポンプ室には天井を設けない。

(c) ポンプ設備は、点検が容易に行えるよう、ポンプ設備と壁との間におおむね50cm以上の間隔を、ポンプ設備相互間におおむね30cm以上の間隔を確保する。

(d) 排出設備は、ポンプ設備に通電中、これに連動して作動する自動強制排出設備とするとともに、その先端は、建物の開口部、敷地境界線及び電気機械器具から1.5m以上離れた敷地内とする。

- b 危政令第 17 条第 1 項第 12 号ただし書のポンプ機器を設けるポンプ室
- (ア)b、c、d 及び (イ) によるほか、次による。
- (a) 当該ポンプ室の建築物構造等については、危規則第 25 条の 3 の 2 のほか、その他の設備等について危政令第 17 条第 1 項 20 号が適用となる。
- (b) 危規則第 25 条の 3 の 2 に規定する「ポンプ室の出入口は、給油口に面する」とは、事務所への可燃性の蒸気の流入を防止し、火災等の影響を排除することを目的としたものであり、給油空地に直接面する必要はない(第 10-26 図参照)。

【H 元消防危 44】

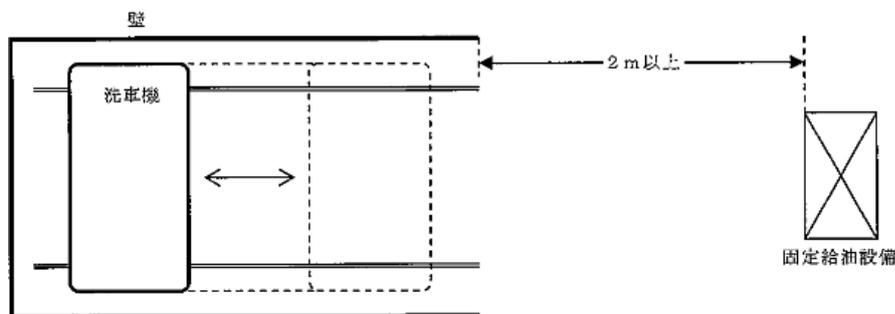


第 10-26 図 ポンプ室の設置例

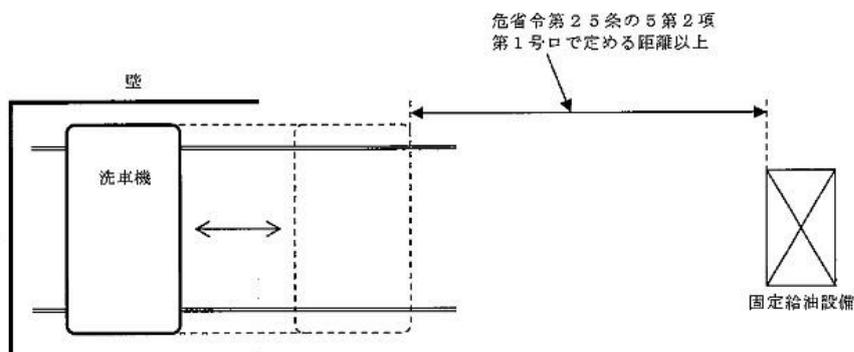
- (ウ) 油庫
- (ア) a、b、c によるほか、油庫の換気設備は、第 3 「屋内貯蔵所」の換気設備の例によること。
- (エ) 整備室
- (ア) によるほか、次によること。
- a 整備室に設ける可燃性蒸気を排出する設備のうち、整備室の使用に際し前面側を開放して使用するものにあつては、壁体等に設ける室内換気用の換気扇をもって排出設備とすることができる。
- b 整備室に設ける貯留設備のうち、油分離装置に通じる配管を設ける場合は、貯留設備のすぐ近くに閉鎖バルブを設ける。
- シ 電気設備 (危政令第 17 条第 1 項第 21 号)
- 危政令第 17 条第 1 項第 21 号に規定する「電気設備」は第 1 「製造所」の例による。
- ス 附随設備等(危政令第 17 条第 1 項第 22 号及び第 23 号)

(ア) 附随設備(危政令第 17 条第 1 項第 22 号)

- a 附随設備は、給油空地等のうちに設けない。【S62 消防危 38】
- b 附随設備は、注入口から 3 m 以内の部分及び通気管の先端から 1.5m 以内の部分に設けないよう指導する。◆
- c 固定給油設備との間隔については、次による。
 - (a) 洗車機を建築物内に設ける場合の固定給油設備との間隔については、洗車機の可動範囲全体が壁等で覆われている場合は 2 m 以上確保する (第 10-27 図参照)。
 - (b) 洗車機の可動範囲の一部がはみ出している場合は、可動先端部まで固定給油設備の最大給油ホース全長に応じた危規則第 25 条の 5 第 2 項第 1 号ロで定める距離以上をそれぞれ確保する (第 10-28 図参照)。



第 10-27 図 壁で覆われている場合



第 10-28 図 壁からはみ出している場合

- d 危規則第 25 条の 5 第 2 項第 2 号に規定する「自動車等の点検・整備を行う設備」とは、オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアークンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいう。【S62 消防危 38】

また、火気を使用する等の方法による当該設備は、建築物内で可燃性蒸気の流入

しない構造の区画した室に設置するよう指導する。◆

- e 油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等危険物を取り扱う設備のうち危険物を収納する部分は、次表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けるよう指導する。◆【S62 消防危 38】

第 10-2 表 危険物を収納する部分の鋼板の板厚

危険物を収納する部分の容量	板 厚
40L 以下	1. 0 mm 以上
40L を超え 100L 以下	1. 2 mm 以上
100L を超え 250L 以下	1. 6 mm 以上
250L を超え 500L 以下	2. 0 mm 以上
500L を超え 1, 200L 以下	2. 3 mm 以上
1, 200L を超え 2, 000L 以下	2. 6 mm 以上
2, 000L を超えるもの	3. 2 mm 以上

- f 危険物を取り扱う設備は、地震動により容易に転倒又は落下しないように設ける。

【S62 消防危 38】

- g ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講じる。【S62 消防危 38】

- h ウォールタンクの位置、構造及び設備は、e 及び f によるほか、次により指導する。

◆

- (a) 設置場所は、油庫又はリフト室等の屋内の 1 階とする。
- (b) タンクは気密性を有するものとする。
- (c) タンクの空間容積は、タンク内容積の 10% とする。
- (d) 注入口には、弁又はふたを設ける。
- (e) 通気管は、内径 20 mm 以上とする。
- (f) ガラスゲージの計量装置には、危険物の流出を自動的に停止できる装置（ボール入り自動停止弁等）又は金属保護管を設ける。

i 油圧式オートリフト設備等の地下に埋設された油だめ及び配管の外面防食措置は、
危政令第 13 条に掲げる地下貯蔵タンク及び配管の例により指導する。◆

J ガソリンベーパー液化回収装置（危険物保安技術協会等の第三者機関において安全
性が確認されているものに限る。）は、次のとおり設置するよう指導する。◆

(a) 通気菅から 1.5m 以上、遠方注入口から 0.6m 以上及び道路境界線から 4.0m 以上
の離隔距離をとる。

(b) 自動車等の衝突防止措置を図る。

(c) 液化したガソリンの戻し配管は、遠方注入口へ傾斜させる。

k 尿素水溶液供給機は、危政令第 23 条の規定を適用し、固定給油設備からの離隔距
離内に設けることができる。ただし、第 15「電気設備」の基準に適合していること。

(イ) 附随設備以外の設備(危政令第 17 条第 1 項第 23 号)【S62 消防危 38、S62 消防危 60】

a 危政令第 17 条第 1 項第 23 号に規定する「給油に支障があると認められる設備」

とは、自動車等の回転が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突等を招きかね
ないような設備をいうものであり、これに該当するか否かの判断は、火災予防上の観
点からのみ行われる。

例えば、空地外の場所に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として、給
給油に支障のないものとして取り扱うものとするほか、必要最小限の POS 用カード
リーダー等の設備でその設置がやむを得ないと認められるものを空地内のアイラン
ド上に設けられる。また、樹木、花壇等についても、給油に支障がないと認められる
限り、設けることができる。この場合、次の設備については、給油空地内に必要最小
限の範囲で設けることができる。

(a) クイックサービスユニット（附随設備を用いることなく自動車の給油時に行う軽
易なサービス業務に供する設備で、コンセント等を設けていないものに限る。）

(b) 現金自動釣銭機

b 給油作業に支障ないと認められる場合には、グリーンベルト、植込、池等を設ける
ことができる。ただし、植込の高さは、塀以下とする。【S46 消防予 65、S47 消防
予 13】

c 事務所等に PHS 等のアンテナを設ける場合は、建築物の屋根等の火災予防上支障
のない場所であれば設けることができる。【H9 消防危 27】

セ その他

(ア) ボイラー等の火気使用設備及び自家発電設備（（ケ）dの緊急用可搬式発電機を除く。）

a 共通事項

(a) ボイラー等の火気使用設備及び自家発電設備の設置については、条例の基準による。

【S62 消防危 38】

(b) 灯油若しくは軽油を貯蔵する専用タンク又は廃油タンクから給油取扱所内の給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、及び自家発電設備へ燃料を供給することができる。【S62 消防危 38】

(c) 燃料タンクは、給油取扱所の専用のものでし、当該タンクから多用途部分への燃料供給は行わない。

(d) 燃料タンクを地上に設ける場合は、指定数量未満とし、給油取扱所内の燃料タンク専用室又は油庫内に設置する。ただし、タンク容量が200L未満のものにあつては、ボイラー室等に設置できる。

b ボイラー室

(a) 可燃性蒸気の流入するおそれのない構造とする。

(b) 耐火構造の専用室とするよう指導する。◆

(c) 専用室の開口部は、整備室、給油空地等に面する部分には設けないよう指導する。◆

c 自家発電設備

ガソリン等の流出事故が発生した場合に直ちに電源を遮断できる自家発電設備は、(カ) c(a)で示す範囲以外の場所であれば直接地盤面や犬走りに設置することができる。【H31 消防危 81】

(イ) 看板【S45 消防予 160、S45 消防予 231、S47 消防予 30、S47 消防予 55、H31 消防危 81】

a キャノピー上で、給油取扱所の業務に支障ない範囲であれば、直接関係のない家電製品等の広告を設けることができる。

b 看板等を防火塀上に設けるものにあつては、不燃材料、防火塀上以外の場所に設けるものにあつては難燃性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものとする。

c 合成樹脂類の看板について

(a) 形態

- ① 上屋の側面若しくは天井面に取り付け又は埋め込むもの
- ② 建物外面、上屋の柱又は相互間に取り付けるもの
- ③ 上屋の屋上、サインポール等に取り付けるもの
- ④ 防火塀の内外面に取り付けるもの

(b) 材質

- ① 材質は、難燃性能を有する合成樹脂材料（JIS K 6911「熱硬化性プラスチック一般試験方法」(5.24. 耐熱性のA法による自消性のもの) 等であること。ただし、上記(a)③に設けるものにあつては、一般アクリル樹脂材料を使用することができる。
- ② JIS K 6911「熱硬化性プラスチック一般試験方法」に定める合成樹脂材料を使用した看板類には、商品名を記したシールが添付する。

(c) 防水性

電気設備を有するもので、雨水が浸入するおそれのある看板の外郭カバーは防雨型（JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）」に定める保護等級3のもの）とし、外郭カバーが防雨型以外のものにあつては電気器具を防滴型とする。

(d) 取付方法

建物、キャノピー等に取り付けるもの及びインジケーターの裏面に設けるものは、看板本体と建物等が接する部分を不燃材料等により防火上有効な措置を講じる。

なお、耐火構造の規制を受ける天井面等に埋め込む場合は、当該天井面等を耐火区画とすること。

- d 防火塀上に看板等を設ける場合は、防火塀を含めた耐震耐風圧構造とする。
- e 危規則第25条の10第1項第3号に規定する「屋根又は耐火性能を有するひさしの前面に看板を設ける場合は、難燃性を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものを使用する。

(ウ) 自動移送システム【H4 消防危 13】

給油取扱所において、複数の専用タンク相互の液面レベルを均一化するため液面計、コントロールユニット、ポンプ等からなる自動移送システムを設置することが

できる。なお、既設の専用タンクの注入管内のみで使用する場合は、危政令第 23 条の規定を適用し、難燃性チューブ（接地導線入り）を移送配管として用いること支障ない。

(エ) 携帯型電子機器【H30 消防危 154】

a 給油空地等で使用する携帯型電子機器は、防爆構造又は次のいずれかの規格に適合するものとする。

(a) IEC 60950-1

(b) JIS c 6950-1「情報技術機器－安全性－第 1 部：一般要求事項」

(c) IEC 62368-1

(d) JIS c 62368-1「オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項」

b 携帯型電子機器の使用用途は、給油取扱所の従業員が接客、在庫管理、点検等のために使用するタブレット端末及びモバイル決済端末とする。

c 給油空地等における携帯型電子機器の使用は、業務上必要な範囲において、次の点に留意するよう指導する。◆

(a) 肩掛け紐付きカバー等で落下防止措置を講ずる。

(b) 危険物の取扱作業中の従業員が同時に操作を行わない。

(c) 火災や危険物の流出事故が発生した場合は、直ちに使用を中止し、安全が確認されるまでの間、当該機器を使用しない。

d 携帯型電子機器に係る予防規程に定めるべき事項は、第 2 章第 11「予防規程制定（変更）認可申請」による。

(オ) 給油取扱所の敷地内に LPG バルク貯槽を設置する場合の条件【H10 消防危 90】

コインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵する LPG バルク貯槽（1 t 未満）が、次に掲げる事項を満足する場合には、給油取扱所の敷地内に設置することができる。

なお、圧縮機及び充てん用ポンプは設置しない。

a LPG バルク貯槽及び附属設備（以下「バルク貯槽等」という。）は、給油空地等以外に設置する。

b LPG バルク貯槽は、地下に設置する。ただし、地下タンクの注入口から 8 m 以上の離隔距離を確保できる場合には、地上に設置することができる。

- c バルク貯槽等へ自動車等の衝突防止措置を講ずること。
- d バルク貯槽等に係るガス配管は、a によるほか自動車等が衝突するおそれのない場所に設置する。
- e LPG タンクローリーの停車位置は、給油空地等以外、地下タンクの注入口から 8 m 以上離れた場所とし、その場所が明示されていること。
- f 予防規程に LPG タンクローリーから受入中の安全対策について定める。
上記によるほか、LPG 配管と危険物配管は、同一のピット内に敷設しないよう指導する。◆

(カ) 給油取扱所に急速充電設備を設置する場合（一方又は二方のみが開放された屋内給油取扱所以外に設置するものに限る。）【H24 消防危 77】

a 急速充電設備の定義について

「急速充電設備」とは、電気自動車に充電する設備（全出力 20kW 以下のもの及び全出力 50 kW を超えるものを除く）をいう。

なお、急速充電設備は、危政令第 17 条第 1 項第 21 号に規定する電気設備である。

b 急速充電設備の安全対策について

急速充電設備は、次に掲げる措置が講じられた構造とする。

- (a) 急速充電設備の筐体は不燃性の金属材料で造る。
- (b) 堅固に床、壁、支柱等に固定する。
- (c) 雨水等の浸入防止措置
- (d) 急速充電設備本体の見えやすい箇所に急速充電設備である旨の表示
- (e) 急速充電設備と電気自動車が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置
- (f) 急速充電設備と電気自動車との接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置
- (g) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置
- (h) 漏電、地絡又は制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置
- (i) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を停止させる措置

- (j) 異常な高温とならない措置を講ずること。
また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を停止させる措置
- (k) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置
- (l) 急速充電設備のうち、蓄電池を内蔵しているものについては、(a)から(k)に掲げる措置のほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずる。
 - ① 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置
 - ② 異常な高温とならない措置を講ずること。
また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を停止させる措置
- (m) チャデモ認定急速充電設備は、(a)、(c)、(e)から(k)の基準を満たすものとする。

c 急速充電設備の設置場所について

b(k)とは別に急速充電設備の電源を緊急に遮断できる装置（以下「緊急遮断装置」という。）をガソリン等の流出事故が発生した場合に給油取扱所の従業員が容易に操作することが可能な場所（例えば、事務所等）に設ける場合は(a)、設けない場合は(b)の場所に設置する。

なお、これらの場合において、急速充電設備を設置する場所は給油又は注油に支障のない場所とする。

- (a) 事務所等に緊急遮断装置を設ける場合、急速充電設備は、次に掲げる範囲以外の場所に設置する。（第10-30図から第10-33図参照）
 - ① 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向6mまでで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の周囲60cmまでの範囲
また、懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線（当該引出口が可動式のものにあつては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線とする。）から水平方向6mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の端面から水平方向60cmまでで、地盤面までの範囲。
 - ② 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲
- (b) 事務所等に緊急遮断装置を設けない場合、急速充電設備は、次に掲げる範囲以

外の場所に設置する。（第 10-34 図から第 10-37 図参照）

- ① 固定給油設備の周囲 60cm までの範囲、かつ、固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 11m までで、基礎又は地盤面からの高さ 60cm までの範囲

また、懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向 60 cm までで、地盤面までの範囲、かつ固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 11m までで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲

- ② 専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 14m までで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲
- ③ 専用タンク等への注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 16m までで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲
- ④ 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲 1.5m までの範囲

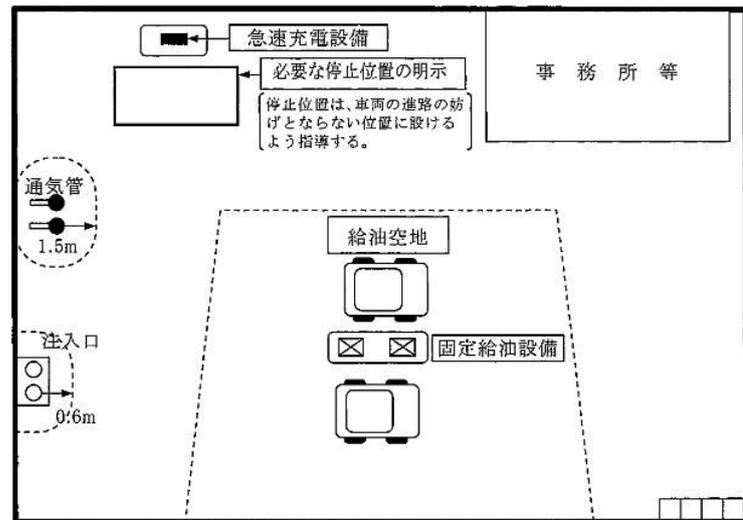
d 急速充電設備の使用に伴う安全対策について

- (a) 急速充電設備を設置した給油取扱所では、ガソリン等の給油・注油等の作業状況に加え、急速充電設備の使用状況も、常時適切に監視する必要がある。したがって、従業員等が目視により急速充電設備の使用状況を監視することができない場合には、監視カメラの設置等により適切な監視体制を構築する。
- (b) (a) に記載の監視体制及び従業員への教育等について予防規定に明記する。
- (c) 流出事故発生時には急速充電設備の電源を速やかに遮断する必要があることから、緊急遮断装置の操作方法等について予防規程に明記する。
- (d) 自動車等の衝突防止措置を講じる。
- (e) 電気自動車の停止位置として、電気自動車のはみ出さない大きさの枠を、地盤面等にペイント等により表示する。
- (f) (e)の停止位置は、給油等を目的とした車両の進路の妨げとならない位置に設けるよう指導する。◆

e その他

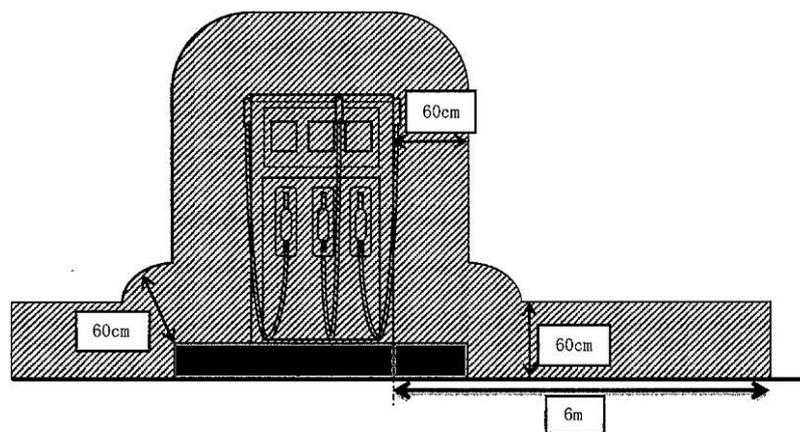
- (a) 電気自動車の利用者自らが急速充電機設備を用いて充電を行うことが可能である。この場合、d(a)の監視もとで行われるものとする。

- (b) 屋内給油取扱所のうち、一方又は二方のみが開放された給油取扱所に急速充電器を設置する場合にあっては、個別に確認する必要がある。
- (c) 急速充電設備以外の電気自動車用の充電設備（全出力 20 kW以下のもの又は全出力 50 kWを超えるもの）であって、今後新たに設置されるものについても、c 及び d に掲げる安全対策の例により設置することができる。



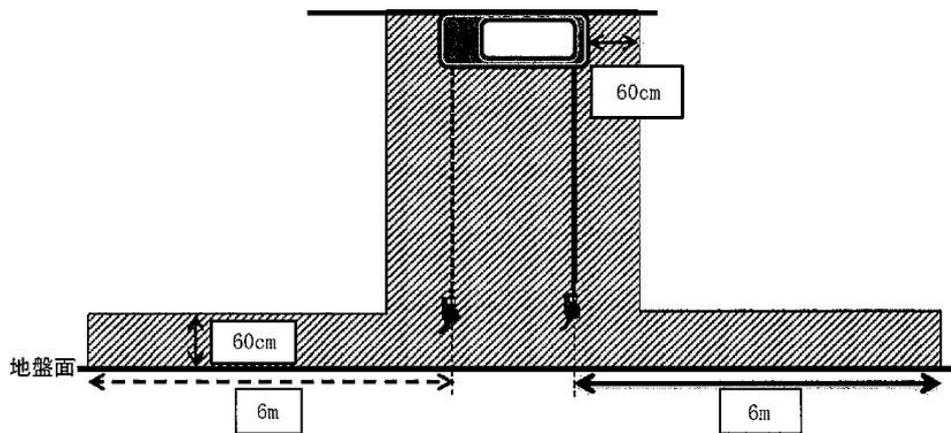
第 10-29 図 給油取扱所における急速充電設備の設置例

急速充電遮断装置を設ける場合における急速充電設備を設置できない範囲（イメージ図）



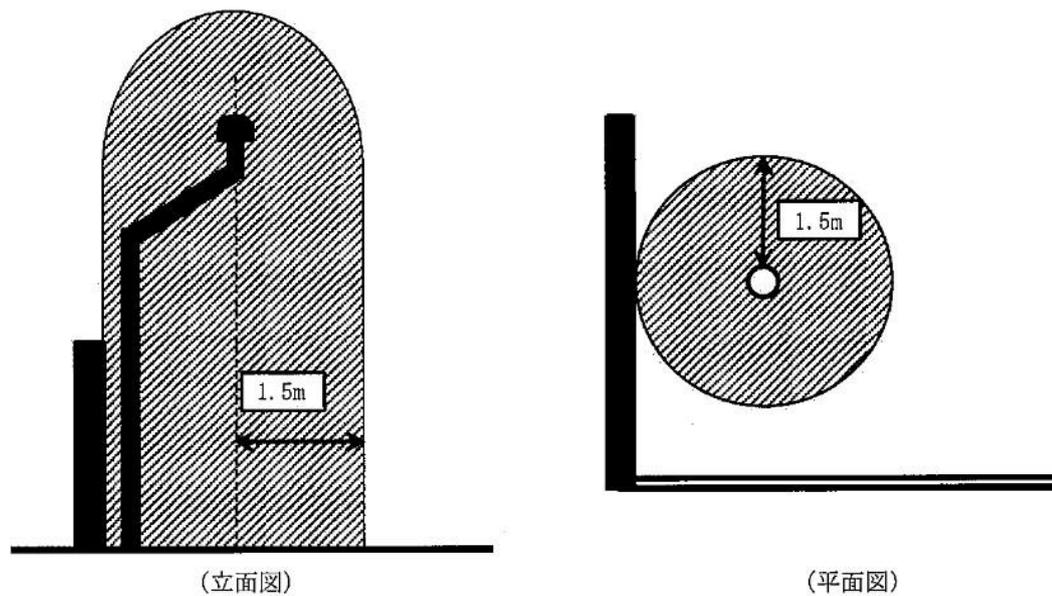
※斜線部分は急速充電設備を設置できない範囲

第 10-30 図 固定給油設備（エアギャップがない場合）の周囲の急速充電設備を設置できない範囲



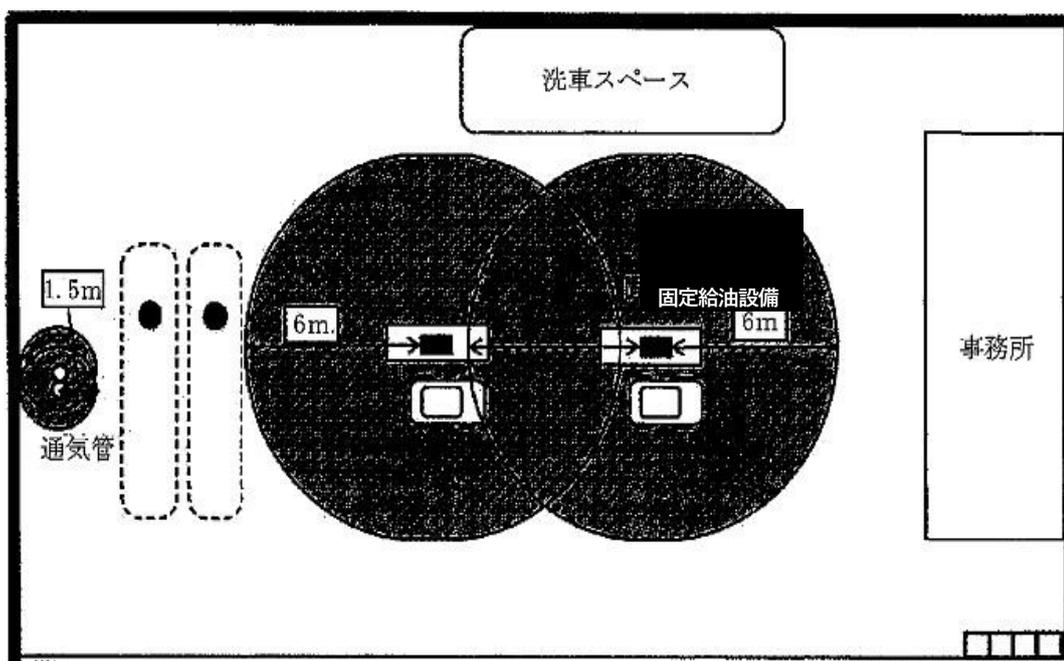
※斜線部分は急速充電設備を設置できない範囲

第 10-31 図 懸垂式の固定給油設備の周囲の急速充電設備を設置できない範囲



※斜線部分は急速充電設備を設置できない範囲

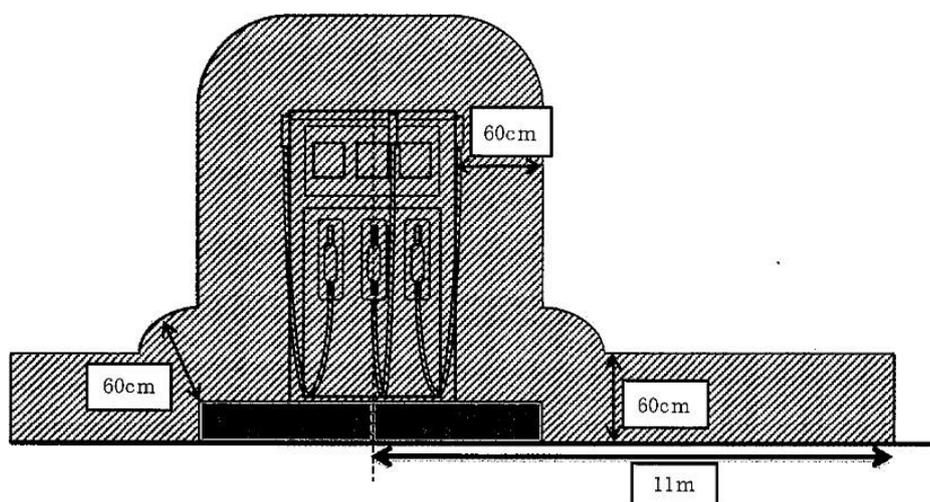
第 10-32 図 通気管の周囲の急速充電設備を設置できない範囲



※斜線部分は急速充電設備を設置できない範囲

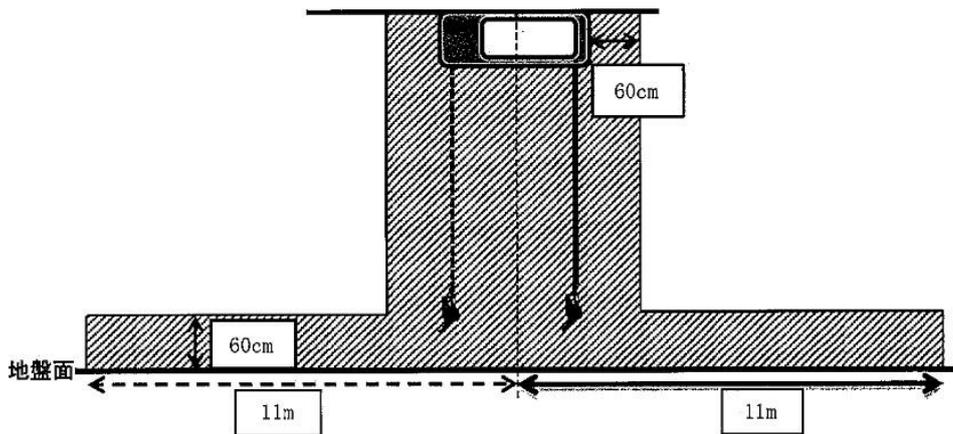
第 10-33 図 給油取扱所の急速充電設備を設置できない範囲 (平面図)

急速充電遮断装置を設けない場合における急速充電設備を設置できない範囲 (イメージ図)



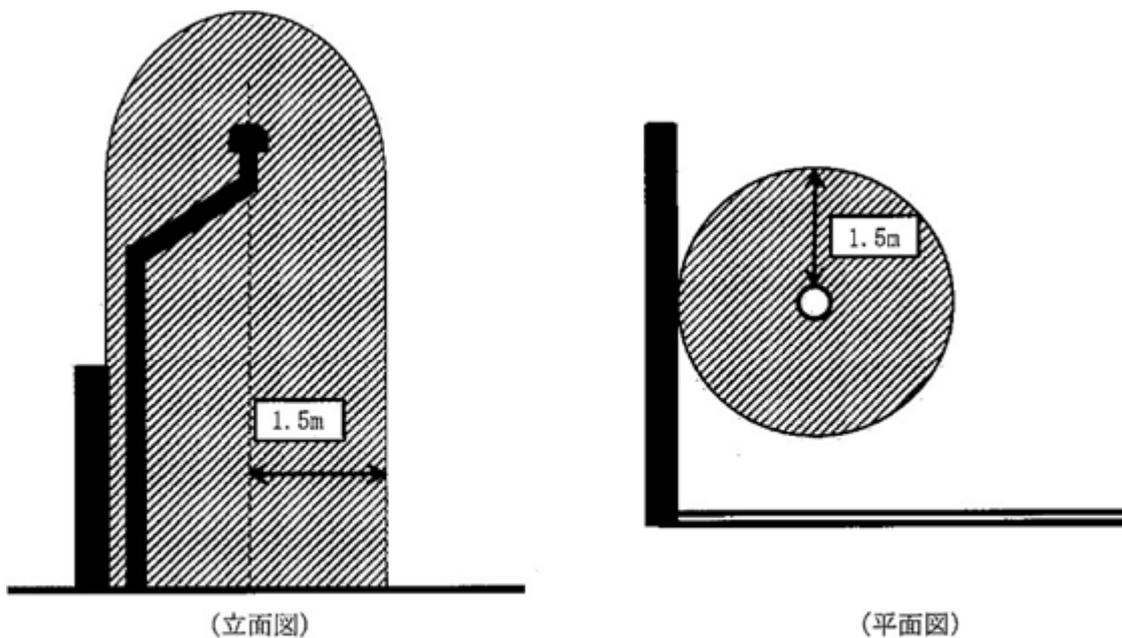
※斜線部分は急速充電設備を設置できない範囲

第 10-34 図 固定給油設備 (エアギャップがない場合) の周囲の急速充電設備を設置できない範囲



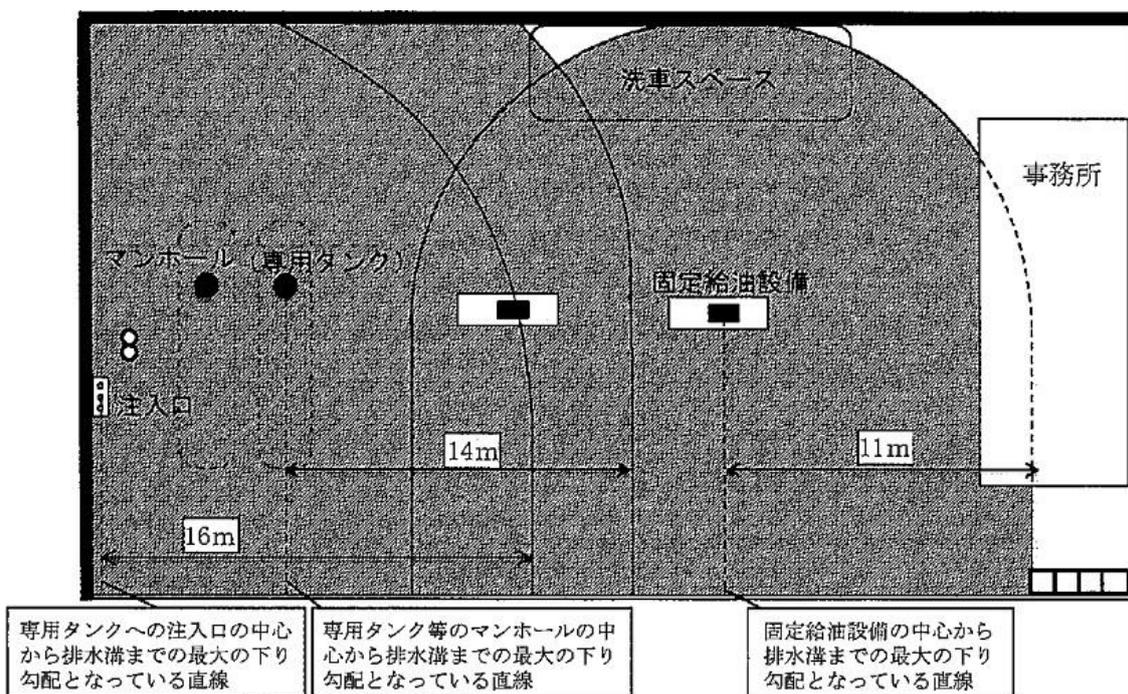
※斜線部分は急速充電設備を設置できない範囲

第 10-35 図 懸垂式の固定給油設備の周囲の急速充電設備を設置できない範囲



※斜線部分は急速充電設備を設置できない範囲

第 10-36 図 通気管の周囲の急速充電設備を設置できない範囲



※斜線部分は急速充電設備を設置できない範囲

第 10-37 図 給油取扱所の急速充電設備を設置できない範囲（平面図）

(キ) 地震対策

- a 給油取扱所には、給油設備の電源を遮断する感震電源遮断機を設置するよう指導する。◆
- b 建築物内に設置されている自動販売機、家具、設備等には、転倒・落下・移動防止措置を講じるよう指導する。◆
- c 緊急用可搬式ポンプ
 - (a) 緊急用可搬式ポンプは、給油取扱所において震災時等の緊急活動、復旧活動等のために自動車燃料の給油等を行う場合で、震災等により固定給設備等が使用できない場合に限って使用するものである。
 - (b) 震災による給油取扱所の被害の程度が、当該緊急用可搬式ポンプを使用する上で安全性に影響のない場合に限って使用する。
 - (c) 緊急用可搬式ポンプを使用する位置は、給油空地等の範囲内とするとともに、危政令第 17 条第 1 項第 12 号に定める間隔を確保する。

- (d) 緊急用可搬式ポンプにより給油等を受ける自動車等が、給油空地からはみ出さない位置に当該緊急用ポンプを設定する。
- (e) 緊急用可搬式ポンプの設定位置、安全対策等については第2章第11「予防規程制定（変更）認可申請」による。

d 緊急用可搬式発電器

- (a) 緊急用可搬式発電機から電気を受給するためのコンセントは、緊急用可搬式発電機の設定場所及び電源ケーブルの長さ（2本以上のケーブルを直列に接続して使用しない。）を考慮した場所に設けるとともに、緊急用発電機の電源ケーブルが事務所等の出入口若しくは窓等又は自動車等が通行する部分を通過することのない場所に設ける。
- (b) コンセントの位置が第15「電気設備」の危険区域となる場合には、当該コンセント及びプラグを防爆構造のものとする。
- (c) コンセントは、緊急用発電機の電源ケーブルのプラグ（メス型プラグを除く。）が抜け落ちない構造とするとともに、屋外に設けるコンセントは防雨型とする。
- (d) 緊急用可搬式発電器機の電気供給回路は、給油取扱所に設置する次の保安設備等の機能を確保するよう指導する。◆

- ① 懸垂式固定給油設備等に係るポンプ機器の一斉停止装置
 - ② 固定給油設備等のポンプ室に係る可燃性蒸気を排出する設備
 - ③ 油中ポンプ設備に接続するホース機器が転倒した場合にポンプを停止する機能並びに電動機の温度が著しく上昇した場合及びポンプの吸引口が露出した場合に電動機を停止する機能
 - ④ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る顧客の給油作業等を監視し、制御し及び顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備
- ただし、給油等が従業員によって行われ、かつ、顧客による給油ができない旨の表示を行う場合は除く。

- (e) 緊急用可搬式発電機の設定位置、安全対策等については第2章第11「予防規程制定（変更）認可申請」による。

(ク) 太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等については、第1「製造所」の例による。

(ケ) 誘導灯（危政令第21条の2、危規則第38条の2）

誘導灯の基準は、施行令第 26 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の例による。

(2) 危政令第 17 条第 2 項を適用する屋内給油取扱所

(1) のうち適用されるものによるほか、次による。

ア 建築物の用途制限 (危政令第 17 条第 2 項第 1 号) 【H 元消防危 15】

施行令別表第一 (6) 項に掲げる用途に供する部分を有する建築物内には、設置できないものである。この場合、当該部分が事務所等の診療室等機能的に従属しているときは、主たる用途である事務所等に含まれるものとするが、みなし従属としては含まれないものである。

また、階段等の出入口が、事務所等の中に設けられ可燃性の蒸気の滞留を防止する措置が講じられている場合には、地階を設けることができる。【H 元消防危 44】

イ タンクの構造 (危政令第 17 条第 2 項第 2 号、第 3 号)

屋内に設ける通気管について、危規則第 20 条第 5 項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気のよい自動車等の出入口付近の場所をいう。

【H 元消防危 15】

通気管の先端は、上階への延焼防止するために設けられたひさしを貫通して設置することができる。この場合、貫通部は、埋戻し等の措置が講じられていること。【H 元消防危 44】

ウ 過剰注入防止措置 (危政令第 17 条第 2 項第 4 号)

危政令第 17 条第 2 項第 4 号に規定する「過剰注入防止措置」は、タンクローリー等による過剰な注入を防止するため、タンクの液面をフロート等により直接又は液面計と連動して自動的に受入れを停止するものとする。この場合、装置は、タンクの最大許容量の範囲内で作動させること。

エ 建築物の構造 (危政令第 17 条第 2 項第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 7 号の 2、第 8 号)

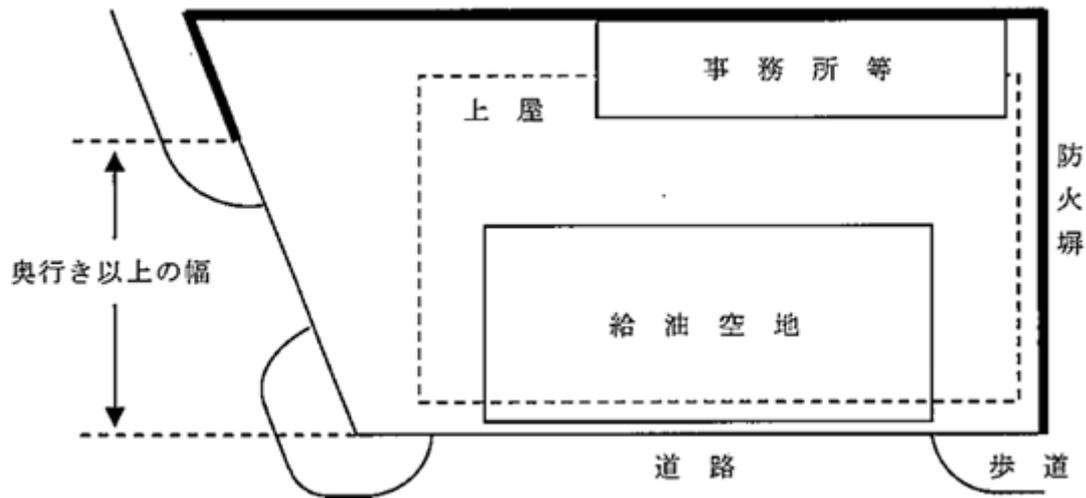
上屋等が防火塀 (建築物の壁体を兼ねる場合を含む。) に水平距離で、おおむね 1 m 以内で近接している場合は、当該防火塀は上屋等まで立ち上げ一体とする。この場合、立ち上げた壁体の面が道路境界である場合を除き開口部を設けない。【H 元消防危 44】

オ 屋内給油取扱所の開放性と講ずべき措置 (危政令第 17 条第 2 項第 9 号、第 10 号)

(ア) 二方開放型の屋内給油取扱所の空地の条件 (危規則第 25 条の 8)

a 二方が道路に面している場合

危政令第17条第2項第9号に規定する「二方については、自動車等の出入する側に面するとともに壁を設けないこと」とは、給油のために必要な空地の間口に接する道路部分にあっては、原則として全面が開放され、かつ、奥行き側の道路部分にあっては、奥行き以上の幅の部分に壁又は防火塀を設けないことをいう（第10-38図参照）。



第10-38図 二方開放の例

b 一方が通風及び避難のための空地に面している場合

(a) 危規則第25条の8に規定する通風及び避難のための空地（以下「避難空地」という。）は次による。（第10-39図参照）【H元消防危15】

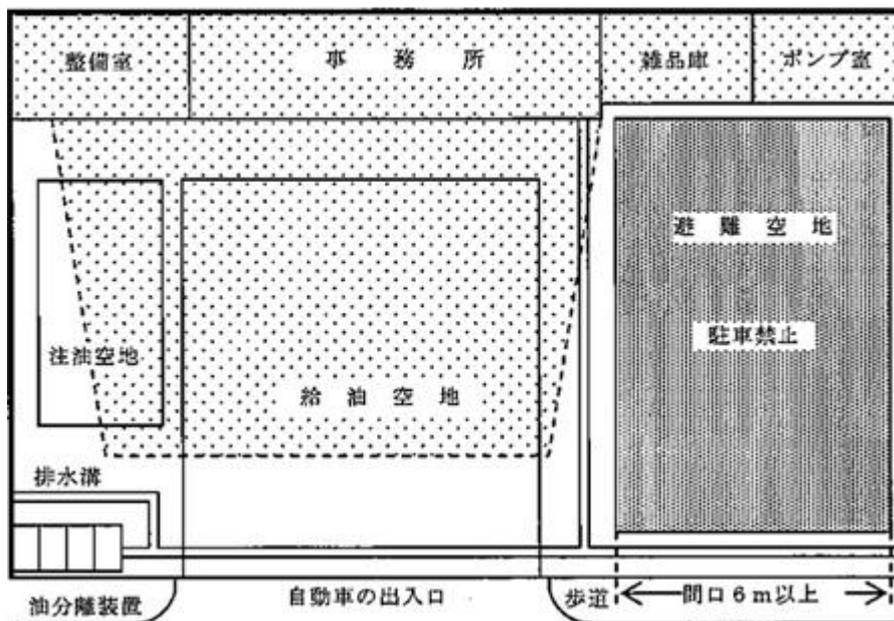
① 給油空地、注油空地、自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場以外の場所のほか、漏えい拡大防止の措置がとられた場所以外の屋外の場所とする。

なお、「屋外の場所」とは、上屋等一切の建築物の設けられていない場所をいうものである。ただし、空地上のキャノピーのほりは、屋外とみなすことができる。

② 車両等の出入口又は出入する通路としては認められない。

(b) 専用タンクの埋設、防火塀の上方及び側面の看板、通気管（立ち上がり部分が空地になく、避難に支障がない場合に限る。）の設置は認めることができる。

- (c) 避難空地には、漏れ危険物が流入しないように、当該空地と給油空地等その他の空地との境界には排水溝を設ける。
- (d) 避難空地内には、油分離装置を設けない。

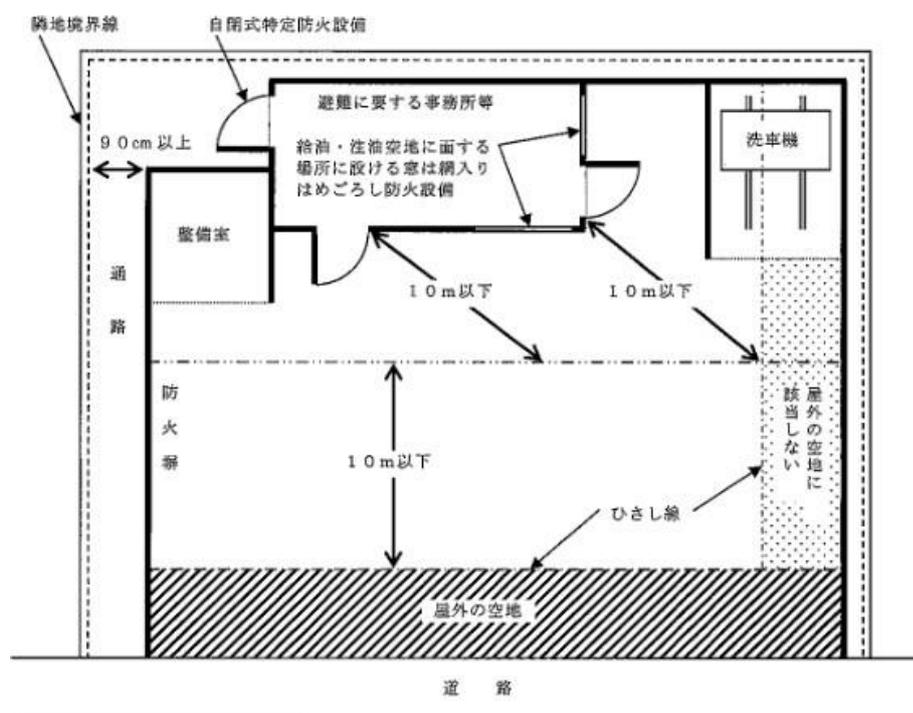


第10-39図 避難空地

- (イ) 一方開放型の屋内給油取扱所の講ずべき措置（危規則第25条の9）
- a 避難に要する事務所等（危規則第25条の9第1号イ）
- (a) 危規則第25条の9第1号イに規定する「敷地外」とは、屋外の安全な場所又は路地等により道路上に通ずる通路をいう。（第10-40図参照）
- なお、通路の幅は90cm以上とするよう指導する。◆
- (b) 同号イに規定する「事務所等」とは、危規則第25条の4第1項第1号の2又は第2号に掲げる用途とする。
- (c) 同号イの「事務所等」の窓に、はめごろし戸である防火設備を設ける範囲については、当該事務所等が給油空地側及び危険物を取り扱う室に面する部分とする。
- (d) 同号イに規定する「避難口」の設置数は、延焼防止等の観点から必要最小限とすること。
- b 屋外の空地（危規則第25条の9第1号ロ）【H元消防危15、44】
- 危規則第25条の9第1号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油又は灯油・軽

油の詰替えのための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地をいうものであり、それ以外部分は建築物の外だったとしても「屋外の空地」にはならない。

なお、当該建築物が直接道路境界線に接するときは、道路境界線を「屋外の空地」とみなす。（第10-40図参照）



第10-40図 避難通路の確保例

c 避難上支障のある場所（危規則第25条の9第2号）【H元消防危15】

危規則第25条の9第2号に規定する「避難上支障ある場所」とは、避難に要する事務所等の出入口付近のほか、自動車等の出入口付近も該当する。

d 可燃性蒸気回収（ベーパーリカバリー）装置（危規則第25条の9第3号）

(1) カ(ウ)による。

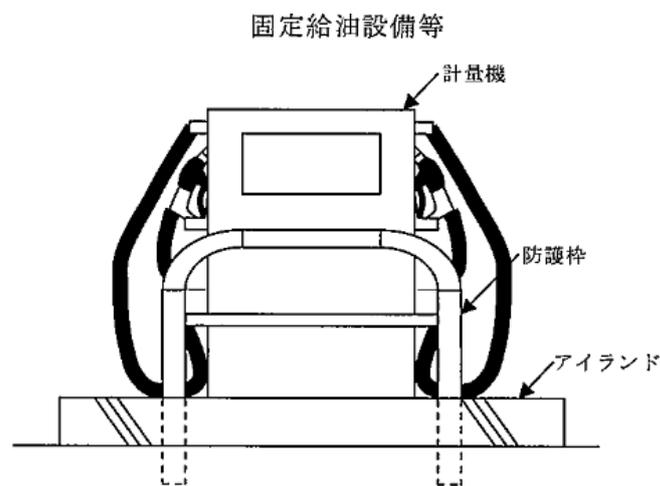
e 可燃性蒸気検知警報装置（危規則第25条の9第4号）

危規則第25条の9第4号及び危規則第25条の10第2号に規定する「可燃性蒸気を検知する警報設備」（以下「可燃性蒸気検知警報設備」という。）は、次による。

- (a) 可燃性蒸気検知警報設備は、検知器、受信機及び警報装置から構成されるものである。
- (b) 警戒区域は、可燃性蒸気が滞留するおそれのある室又はその部分とする。
- (c) 検知器は、床面から 0.15m以下の有効に検知できる位置に設ける。【H元消防危 44】
ただし、出入口等外部の空気が流通する箇所は除く。
- (d) 検知器の検知濃度は、爆発限界の 1/4 の範囲内とする。【H元消防危 44】
- (e) 受信機は、常時人がいる場所に設置する。【H元消防危 44】
- (f) 受信機の主音響装置の音圧及び音色は、他の警報装置の警報音と区別できるものとする。
- (g) 警報装置の音量は、その中心から前方 1 m離れた場所で 90dB 以上とする。
- (h) 可燃性蒸気検知警報設備には、非常電源を附置する。

f 衝突防止措置（危規則第 25 条の 9 第 5 号）【H元消防危 44、15】

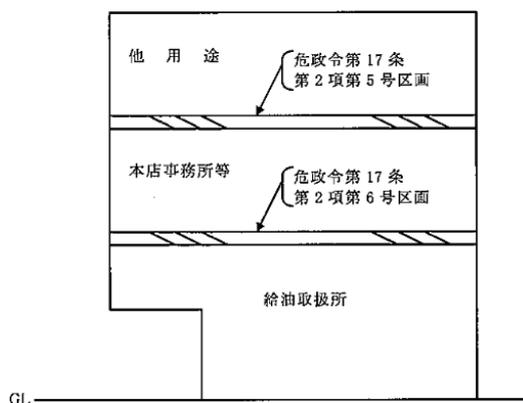
危規則第 25 条の 9 第 5 号に規定する「固定給油設備等に設ける自動車等の衝突を防止するための措置」は、固定給油設備等を懸垂式ののものにしたもの、固定給油設備等を金属製のパイプ等で防護したもの又はアイランドの高さなどを利用して防護するもの等がこれに該当する。（第 10-41 図参照）



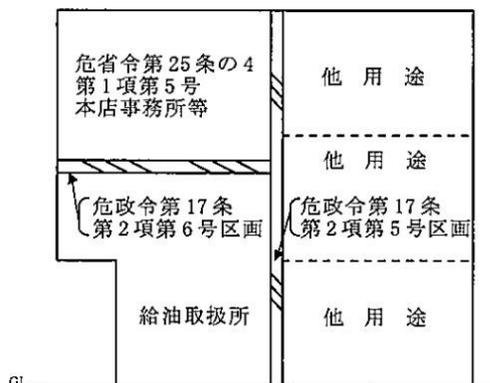
第 10-41 図 衝突防止措置の例

- (ウ) 可燃性蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等（危政令第 17 条第 2 項第 10 号）
【H9 消防危 112】

- a オートリフト収納用地下ピットは、危政令第 17 条第 2 項第 10 号に規定する可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等（以下「穴、くぼみ等」という。）に該当するものとして取り扱う。
 - b ブレーキテスター収納用地下ピットを第 15 「電気設備」の危険場所以外の場所に設置する場合、当該地下ピットは穴、くぼみ等に該当しないものとする。ただし、深さがおおむね 40 c m を超えるブレーキテスター収納用地下ピットを危険区域に設置する場合、当該地下ピットは穴、くぼみ等に該当するものとして取り扱う。
 - c a 又は b の穴、くぼみ等に該当する地下ピット内に可燃性の蒸気を検知する警報設備を設け、かつ、ピットの内部に滞留した可燃性蒸気を屋外の高所に有効に排出設備を設ける場合は、二方開放の屋内給油取扱所に限り、危政令第 23 条の基準を適用し、穴、くぼみ等として取り扱わないことができる。
- カ 屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階がある場合の措置（危政令第 17 条第 2 項第 11 号、危規則第 25 条の 10）
- （ア）危政令第 17 条第 2 項第 11 号に規定する「上部に上階のある場合」又は危規則第 33 条第 1 項第 6 号若しくは危規則第 38 条第 1 項第 1 号ホに規定する「上部に上階を有するもの」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有するもので、上階の用途が危規則第 25 条の 4 第 1 項で規制されたもの以外の用途であること。（第 10-42 図参照）
- a 「上部に上階のある場合」に該当する例



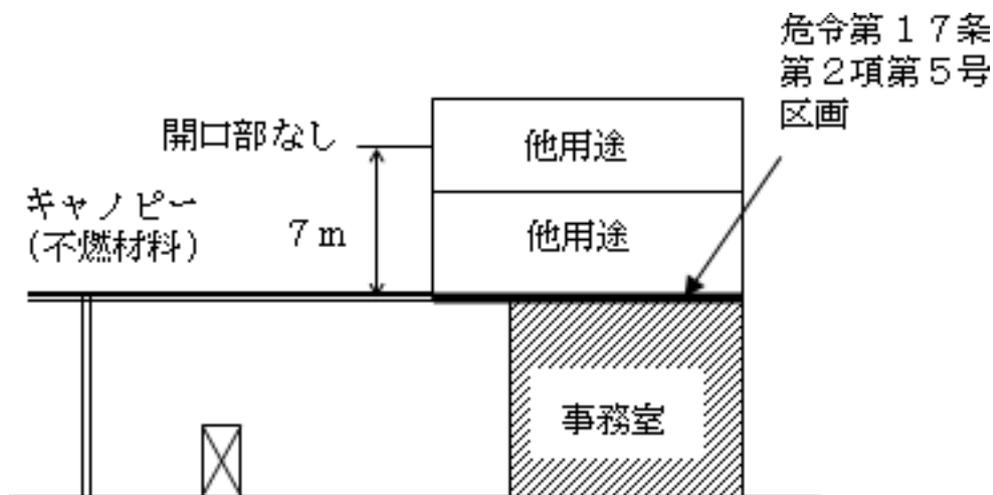
b 「上部に上階のある場合」に該当しない例



第10-42図 上部に上階がある場合の判定例

(イ) 本店事務所等を有する屋内給油取扱所では、当該本店事務所等を給油取扱所の規制範囲に含めるか他用途部分とするかは、設置者の選択によることができる。【H元消防危15】

(ウ) (ア)により、上部に上階がある場合は屋根を耐火構造とするものであるが、第10-43図のような上部に上階のある給油取扱所の屋根(キャノピー)部分は、危規則第25条の10第3号の「ひさし」と兼用しない場合のみ不燃材料とすることができる。



第10-43図 上部に上階がある場合の屋根(キャノピー)等の構造例

(エ) 他用途との区画

危政令第17条第2項第5号に規定する「開口部のない耐火構造の床又は壁で当該

建築物の他の部分と区画されたものであること。」とは、建基法第2条第7号に定める耐火性能を有する構造で区画されたものであればよい。ただし、当該区画は施行令第8条に規定する区画とするよう指導する。◆

(オ) 本店事務所との区画

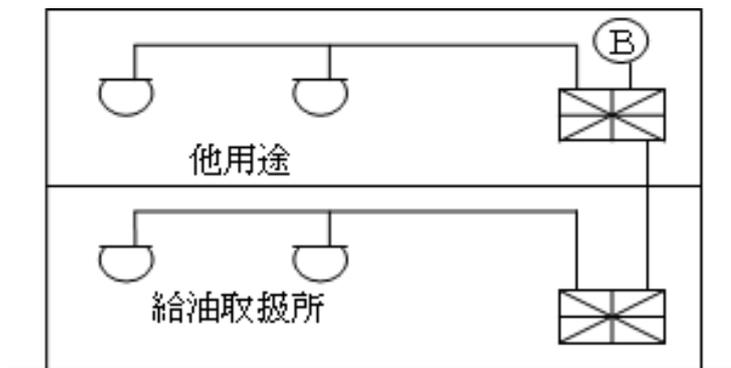
危政令第17条第2項第6号に規定する「総務省令で定める部分」の区画は、(エ)と同様の区画とする。

(カ) 他用途に報知する設備【H元消防危44】

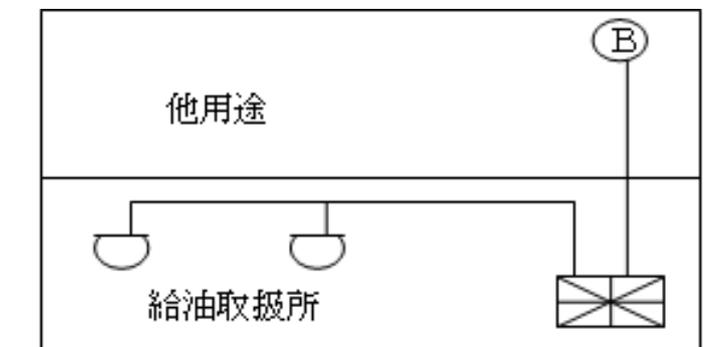
a 危規則第25条の7に規定する「屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の給油取扱所以外の用途の部分に報知するための設備」とは、第10-44図の例のとおりとする。

b 当該設備を自動火災報知設備による場合には、第17「警報設備」の例による。

他用途に自動火災報知設備が設置されている場合

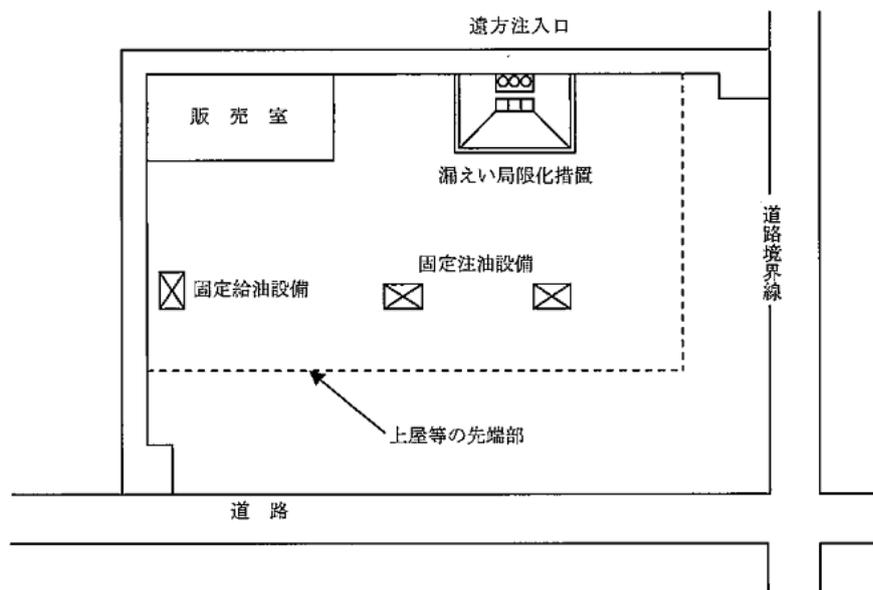


他用途に自動火災報知設備が設置されていない場合



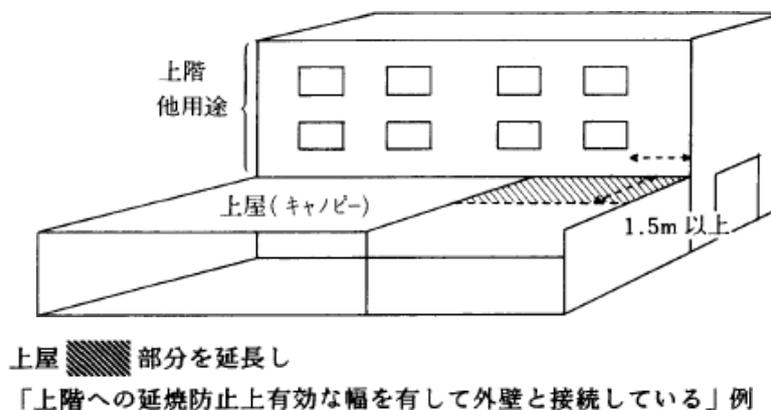
第10-44図 多用途に報知する設備の例

(キ) 危規則第 25 条の 10 第 1 項に規定する「注入口及び固定給油設備等の上階への延焼防止上安全な場所」とは、火災が発生した場合、上階への火炎の噴出を防止するため、注入口（漏えい拡大防止措置部分を含む。）及び固定給油設備等を上屋（上階のある場合は上階の床）内に設けることをいう（第 10-45 図参照）。



第 10-45 図 注入口及び固定給設備等の上階への延焼防止上安全な場所

(ク) 危規則第 25 条の 10 第 1 項に規定する「屋根は上階への延焼防止上有効な幅を有して外壁と接続し、かつ、開口部を設けないもの」とは、上部の上階に設置されている開口部以上の幅を有する上屋で、かつ、建物外壁と上屋とを接続し、上屋上部への延焼経路となる開口部を設けないこととする（第 10-46 図参照）。【H 元消防危 44】



第 10-46 図 上階への延焼防止上有効な幅を有して外壁と接続した屋根の例

(ケ) 漏えい局限化措置【H元消防危 44】

危規則第 25 条の 10 第 2 号に規定する「漏えい範囲 15 m²以下に局限するための設備及び漏れた危険物を收容する容量 4 m³以上の設備（以下「漏えい局限化措置」という。）は、次による（第 10-47 図参照）。

a 注入口の周囲（注入口に移動タンク貯蔵所から荷卸しするため停車する側）には 15 m²以下の範囲に局限化する漏えい拡大防止措置を講じ、漏れた油を收容するための收容槽を設けること。

この場合、設置場所は移動タンク貯蔵所の停車位置を十分考慮する。

b 收容槽の材質は、金属、コンクリート又は FRP 等とし、埋設による土圧、水圧等に耐えられるものであること。

c 收容槽は、実收容量を 4 m³以上とし、空気抜き、漏れた危険物の回収用マンホール又は抜取り用配管を備える。

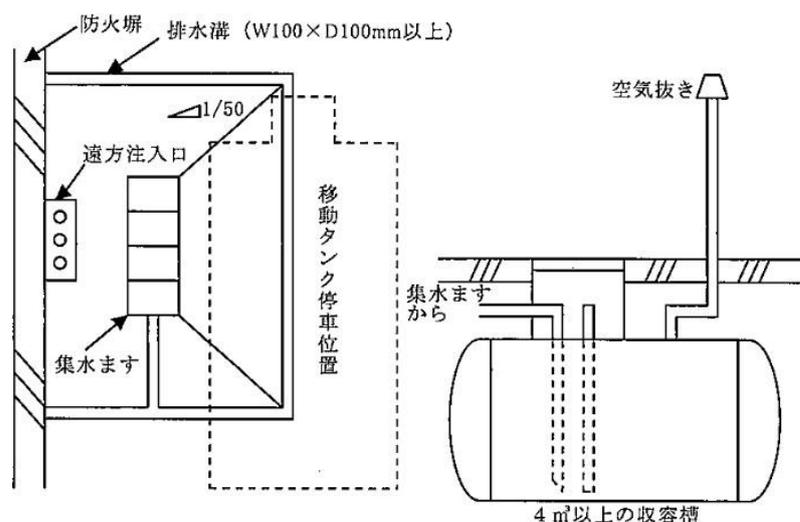
なお、当該收容設備は専用タンク等とは兼用できない。

d 漏えい拡大防止措置は、注入口の周囲に排水溝を設け、收容槽への配管を直径 100 mm以上とするともに、地盤面は約 1/50 勾配を設ける。

e 日常における維持管理上、集水ますを設けるとともに、注入口使用時以外は收容槽への雨水及び可燃性蒸気の流入を防止するためバルブ等を設ける。

なお、バルブピットの上部ふたは防水型とする。

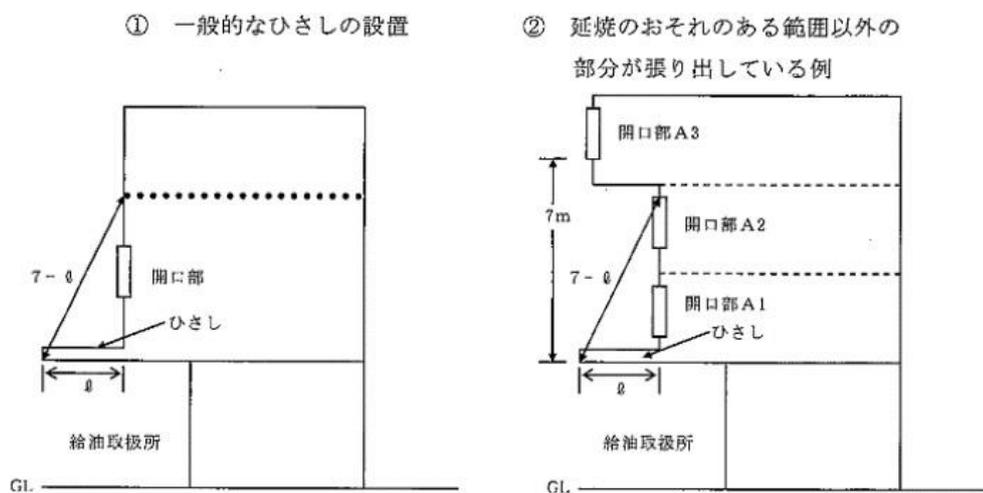
f 漏えい拡大防止措置を講じた部分には、専用タンク等は設けないよう指導する。◆



第 10-47 図 漏えい局限化措置の例

(コ) 延焼防止上有効な屋根又はひさしの設置

危規則第 25 条の 10 第 3 号に規定する「延焼防止上有効な 1.5m 以上の屋根又はひさし（以下「ひさし等」という。）」の取扱については、次による。（第 10-48 図参照）
なお、ひさしは、ベランダ等他の用途として使用は認められない。



第 10-48 図 延焼防止上有効な屋根又はひさしの設置例

a 危規則第 25 条の 10 第 4 号に規定する「延焼防止上有効な措置を講じた開口部」については、JIS R 3206 で規定された「強化ガラス」を用いたはめ殺し窓とする。

【H 元消防危 15】

b ひさし等の上階の外壁からの張り出しは、1.5m 以上とすること。ただし、ひさし等の先端部に次に掲げるドレンチャー設備を設ける場合は、1.0m とすることができる。この場合、危規則第 25 条の 10 第 4 号に規定するひさし等の外壁からの張り出した水平距離は、1.0m 未満とすることはできない。【H 元消防危 15】

(a) ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ 2.5m 以下ごとに 1 箇設けるとともに、はり等により散水が妨げられるおそれのある場所には、さらにヘッドを増設する。

(b) 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に 1.3 m³ を乗じて得た量以上の量となるように設けること。【H 元消防危 15】

(c) ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合にそれぞれのヘッドの先端において、放水圧力が 0.3MPa 以上で、かつ、放水量が

130L/min以上の性能のものとする。【H元消防危15】

(d) ドレンチャー設備は手動方式とすること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを感知ヘッドとした自動起動方式を併用することができる。

(e) 加圧送水装置、電源、配管等は屋内消火栓設備の例によること。

キ その他

誘導灯（危政令第21条の2、危規則第38条の2）

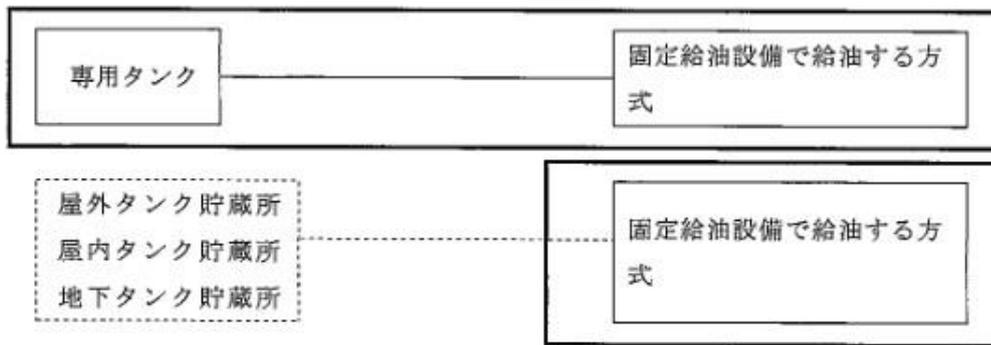
誘導灯の基準は、施行令第26条第2項第1号、第2号及び第4号の例による。

(3) 危政令第17条第3項第2号を適用する船舶給油取扱所（危規則第26条の2）

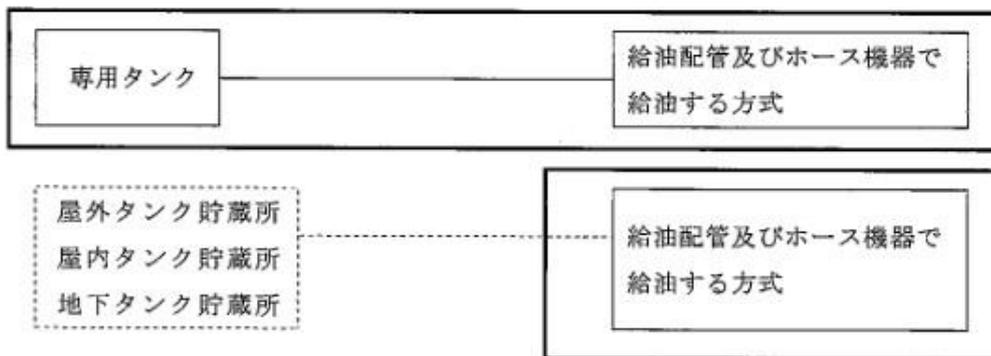
ア 船舶給油取扱所の分類

船舶給油取扱所は、次のとおり分類される。

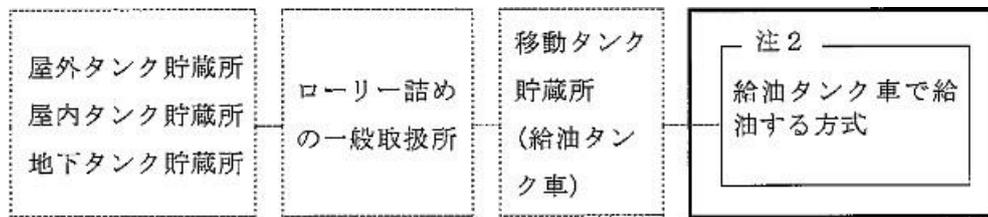
(ア) 直接給油方式（危規則第26条の2第3項第4号）



(イ) ハイドラント方式（危規則第26条の2第3項第5号）



(ウ) タンク車（レフューラー）方式（危規則第 26 条の 2 第 3 項第 6 号）



注 1： 、一の船舶給油取扱所を示す。

注 2： 給油タンク車は、移動タンク貯蔵所として規制される。

イ 給油タンク車方式の船舶給油取扱所（危規則第 24 条の 6）

危規則第 24 条の 6 に規定する給油タンク車を給油設備とする船舶給油取扱所については、次による。

(ア) 位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

a 規制範囲

原則として、水辺に接する部分とし、給油タンク車の停車する一の場所とする（第 10-49 図参照）。ただし、次に掲げる全てに該当する場合には、埠頭等の一団の場所を一の船舶給油取扱所の規制範囲とすることができる。（第 10-50 図参照）

- (a) 給油タンク車の位置から、船舶給油取扱所の規制範囲の全体が目視できること。
- (b) 給油タンク車が停車している間、給油に関係する者以外の者が当該給油取扱所内へ立ち入らないよう、措置することができること。
- (c) 給油取扱所としての管理が適切にできること。
- (d) 敷地内には、給油に必要な建築物及び工作物以外の建築物又は工作物が設置されていないこと。

b 給油空地

- (a) 給油空地は水辺に接するものとし、給油タンク車の大きさの周囲に幅約 1m 以上の空地を保有すること。
- (b) 給油空地は、白線等により表示すること。
- (c) a ただし書きの場合においては、一の船舶給油取扱所に複数の給油空地を設定できる。

c 漏れた危険物等の流出防止措置（危規則第 26 条の 2 第 3 項第 3 号）

漏れた危険物等の流出防止措置としては、給油空地の周囲に排水溝及び貯留設備（油分離装置を含む。）を設ける方法のほか、土のう又は油吸着剤等の設置によることもできる。この場合において、土のう等を船舶給油取扱所内に設置できない場合には、船舶への給油作業時に、給油空地の近傍で有効に活用できる位置に搬送することをもって措置したものとみなすことができる。

なお、当該土のう等は許可の範囲に含めるものとし、他の用途に用いられる土のう等と明確に区分して保有すること。

d 危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備（危規則第 26 条の 2 第 3 項第 3 号の 2）

危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備として、保有する油吸着剤等を、船舶給油取扱所内に設置できない場合には、船舶への給油作業時に、給油空地の近傍で有効に活用できる位置に搬送することをもって、当該設備が設置されているとなすことができる。（第 10-51 図参照）

なお、当該設備は許可の範囲に含めるものとし、他の用途に用いられる油吸着材等と明確に区分して保有すること。

e 給油タンク車の水面への転落防止措置（危規則第 26 条の 2 第 3 項第 6 号）

給油タンク車が水面への転落することを防止する措置は、縁石、柵、ガードレール等の設置がある。ただし、給油タンク車が水面に向かって通行及び停車する場合で転落のおそれがある場所には、ガードレール、ガードポール等の設置を指導する。



f 消火設備

第 5 種の消火設備について、船舶給油取扱所内に設置できない場合には、船舶への給油作業時に、給油空地の近傍で有効に活用できる位置に搬送することをもって、当該設備が設置されているとみなすことができる。この際、屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収納するなど腐食防止措置を講じるように指導する。◆

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。◆

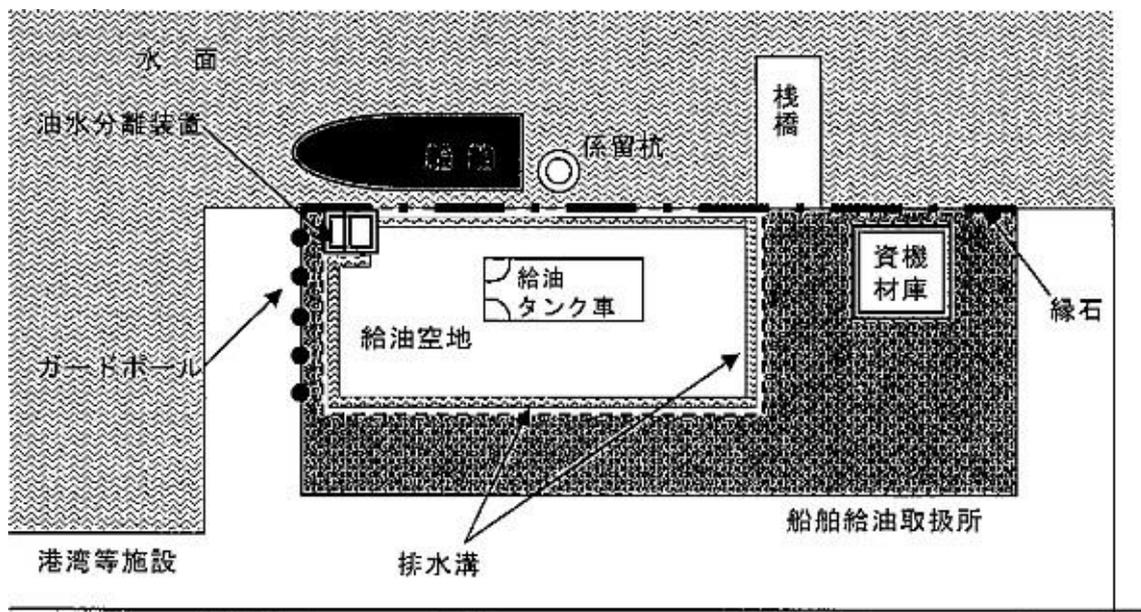
なお、当該設備は許可の範囲に含めるものとし、防火対象物等に設置されている消火設備と明確に区分して保有すること。

g その他

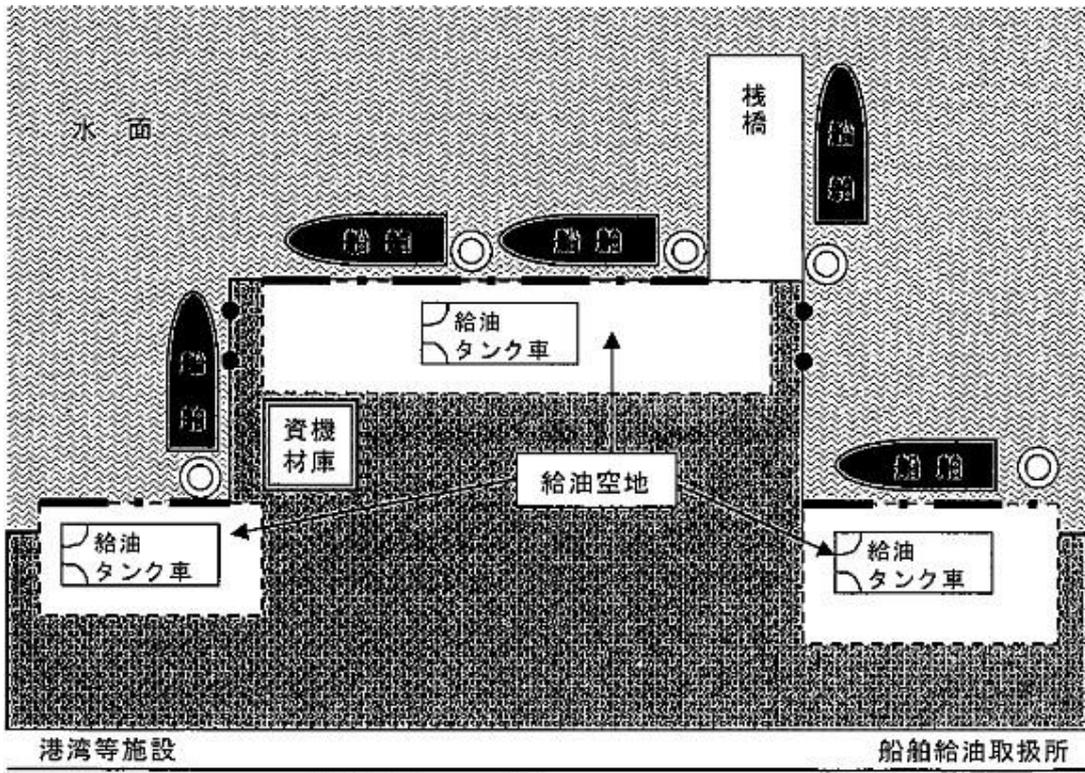
夜間に給油を行う施設については、給油作業を安全に実施するため、照明設備を設置するよう指導する。◆

(イ) 危険物の取扱の技術上の基準に関する事項（危規則第40条の3の8）

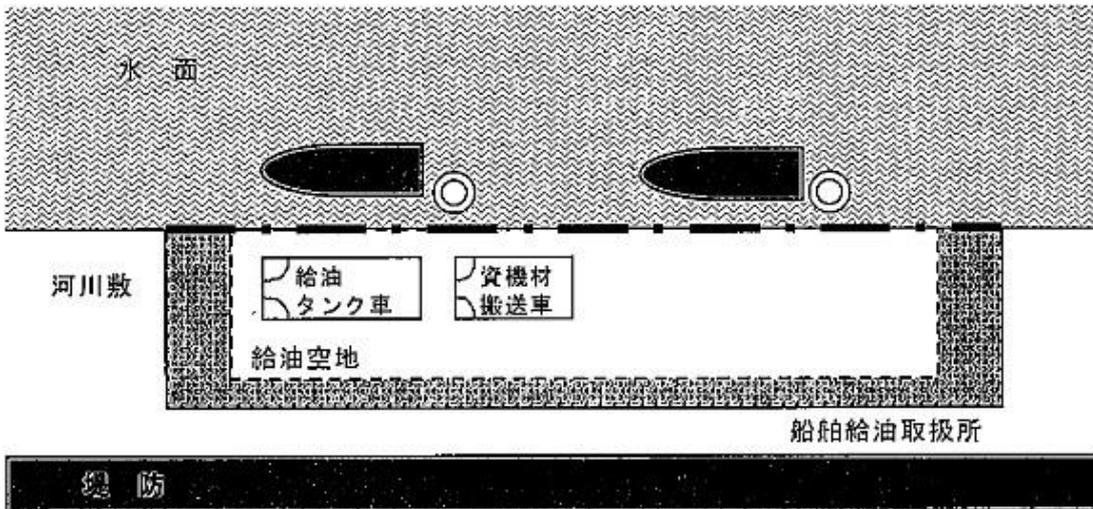
- a 給油タンク車の移動防止措置としては、給油タンク車の車輪の前後に車輪止めを設定する等がある。
- b 船舶給油取扱所に給油タンク車が停車していない場合は、法第10条第3項の基準は適用しないことができる。
- c 給油タンク車から船舶へ給油する時は、カラーコーン、ロープ等により給油空地内に関係者以外の者が出入りしない措置を講ずるよう指導すること。ただし、船舶給油取扱所の敷地内に関係者以外の者が出入りできないよう措置されている場合は、当該措置を要しないものとする。◆
- d 第2石油類の危険物を補給する場合は、給油タンク車を接地すること。



第10-49図 船舶給油取扱所の設置例



第 10-50 図 一の船舶給油取扱所内に複数の給油空地を設ける場合の設置例



第 10-51 図 給油時に流出防止設備等の資機材を搬送する場合の設置例

ウ 危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備（危規則第 26 条の 2 第 3 項第 3 号の 2）【H20 消防危 264】

危規則第 26 条の 2 第 3 項第 3 号の 2 に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」として油吸着剤を保有する場合の保有量は次の表のとおり、タンクの容量の区分に応じた量の油を吸着できるものであること。

なお、当該タンクが複数存する場合は、そのうちの最大容量のタンクの容量に応じた量の油を吸着できる量とする。

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	吸着できる油の量
タンク容量の 30kL 未満のもの	0.3kL 以上
タンク容量の 30kL 以上 1,000kL 未満のもの	1 kL 以上
タンク容量の 1,000kL 以上のもの	3 kL 以上

注：油吸着材の吸着能力を確認する際には、運輸省船舶局長通達船査第 52 号（昭和 59 年 2 月 1 日）に定める性能試験基準により、海上保安庁総務部海上保安試験研究センター所長が発行する試験成績書等を用いて確認すること。

(4) 危政令第 17 条第 3 項第 4 号を適用する圧縮天然ガス等充てん設備設置を併設する給油取扱所（危規則第 27 条の 2、第 27 条の 3、第 27 条の 4）【H10 消防危 22、H29 消防危 31】

ア 用語の定義

(ア) 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 1 号に規定する「圧縮天然ガススタンド」とは、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号以下「一般則」という）第 2 条第 1 項第 23 号の圧縮天然ガススタンドをいい、天然ガスを調整してできた都市ガスを供給する導管に接続された圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー及びガス配管等から構成される。

(イ) 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 1 号に規定する「液化石油ガススタンド」とは、液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号以下「液石則」）第 2 条第 1 項第 20 号の液化石油ガススタンドをいい、受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充てん用ポンプ機器、ディスペンサー及びガス配管等から構成される。

(ウ) 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 1 号に規定する「防火設備」とは、一般則第 6 条第 1 項第 39 号又は液石則第 6 条第 1 項第 31 号に定める防消火設備のうち、火災の予防及び火災による類焼を防止するための設備であって、次のものをいう。

a 圧縮天然ガススタンド（一般則第 7 条第 1 項に適合するものに限る。）を設けた施設にあっては、当該圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、又は当該圧縮天然ガススタンドのディスペンサー若しくはその近傍に設けられる散水装置等及び防火用水供給設備

b 液化石油ガススタンドを設けた施設にあっては、当該液化石油ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、当該液化石油ガススタンドの受入設備若しくはその近傍に設けられ、又は当該液化石油ガススタンドのディスペンサー若しくはその近傍に設けられる散水装置等及び防火用水供給設備

イ 位置、構造及び設備の基準

圧縮天然ガススタンド及びその防火設備については、一般則第 7 条の規定に、液化石油ガススタンド及びその防火設備については、液石則第 8 条の規定によるほか、危規則第 27 条の 3 第 6 項各号に定める基準に適合することとされているが、この場合、次の事項に留意する。

(ア) 圧縮天然ガススタンド関係

a 圧縮機（危規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号イ）

(a) 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号イ(2)に規定する「ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置」とは、圧縮機の圧力を圧力センサーにより検知し、電動機の電源を遮断することにより、当該圧縮機の運転を停止させる異常高圧防止装置をいう。ただし、圧力が最大常用圧力を超えて上昇する恐れがないものにあつてはこの限りでない。

(b) 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号イ(3)の規定により、圧縮機の吐出側直近部分には、逆止弁が設けることとされているが、貯蔵設備側から圧縮機へのガスの逆流を防止できる位置である場合には、逆止弁を貯蔵設備の受入側直近部分のガス配管に設けても差し支えない。

(c) 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号イ(4)に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、圧縮機を鋼板製ケーシングに収める方法、圧縮機の周囲に防護柵又はポール等が設置する方法がある。

b 貯蔵設備（危規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号ロ）

危規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号ロ(2)に規定する「注入口の周囲で発生した火災の熱の影響を受けないための措置」とは(a)又は(b)に適合するものとする。

(a) 専用タンクの注入口及び危規則第 25 条第 2 号に掲げるタンクの注入口（以下「専用タンク等の注入口」という。）に面する側に防熱板が設けられている場所等、専用タンク等の注入口の周囲で発生した危険物の火災の際に生ずる熱が遮られる場所

(b) 専用タンク等の注入口との間に設けられた排水溝から 3 m 以上離れた場所

なお、当該排水溝は、荷卸し時等に専用タンク等の注入口付近で漏えいした危険物が、排水溝を越えて貯蔵設備側に流出することのないよう十分な流下能力を有するものであること。

c ディスペンサー（危規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号ハ）

(a) 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号ハ(1)の「給油空地等においてガスの充填を行うことができない場所」とは、充填ホースを最も伸ばした状態においてもガスの充填を受ける自動車等が給油空地等に入らない場所等とする。

(b) 危規則第 27 条の 3 第 8 項の規定によりディスペンサーを給油空地に設ける場合、危規則第 27 条の 3 第 6 項第 6 号イの規定により、防火設備の位置は給油空地等以外の場所とすることとされていることから、防火設備を設置することを要しないディスペンサーとする必要がある。

(c) 可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、圧縮天然ガスに加え可燃性蒸気に対して防爆性能を有する構造のものであること。

(d) 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号ハ(2)に規定する「自動車等のガスの充填口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造」とは、自動車等の充填口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁をいう。

(e) 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号ハ(2)に規定する「著しい引張力が加わった場合に当該充填ホースの破断によるガスの漏れを防止する措置」とは、自動車等の誤発進等により著しい引張力が加わった場合に離脱し、遮断弁が働く緊急離脱ケーブルをいう。

(f) 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号ハ(3)に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、ディスプレイの周囲に防護柵又はポール等を設置する方法がある。

d ガス配管（危規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号ニ）

(a) 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号ニ(2)に規定する「自動車等が衝突するおそれのない場所」に設置する例としては、次のような方法がある。

- ① ガス配管をキャノピーの上部等に設置する方法
- ② ガス配管を地下に埋設する方法
- ③ ガス配管をトレンチ内に設置する方法

(b) 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号ニ(2)に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、ガス配管の周囲に防護柵又はポール等を設ける方法がある。

(c) 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号ニ(3)に規定する「漏れたガスが滞留するおそれのある場所」の例として、ガスが有効に排出されないトレンチ内部がある。

(d) 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号ニ(3)ただし書きに規定する「配管の接続部の周囲に設けるガスの漏れを検知することができる設備」とは、当該ガスの爆発下限界における 1/4 以下の濃度で漏れたガスを検知し、警報を発するものをいう。

また、当該設備は漏れたガスに対して防爆性能を有する構造のものとするほか、ガソリン蒸気等の可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、可燃性蒸気に対して防爆性能を有するものであること。

(e) 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号ニ(4)に規定する「ガス導管から圧縮機へのガスの供給及び貯蔵設備からディスプレイへのガスの供給を緊急に停止することができる装置」とは、遮断弁及び遮断操作部をいう。

遮断弁は、圧縮機へ供給されるガスを受け入れるための配管及び貯蔵設備からガスを送り出すための配管に設けること。

また、遮断操作部は、事務所及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる場所に設ける。

(イ) 液化石油スタンド関係

a 圧縮機（危規則第 27 条の 3 第 6 項第 5 号）

(ア) a(a)及び(c)の例による。

b 貯蔵設備（危規則第 27 条の 3 第 6 項第 5 号）

- (ア) b の例による。
- c ディスペンサー（危規則第 27 条の 3 第 6 項第 5 号）
- (ア) c(a)及び(c)から(f)の例による。
- d ガス配管（危規則第 27 条の 3 第 6 項第 5 号）
- (ア) d(a)及び(d)まで及び(e)（ガス導管から圧縮機へのガスの供給に係る部分を除く。）の例による。
- e 受入設備（危規則第 27 条の 3 第 6 項第 5 号イ）
- (a) ローディングアーム、受入ホース等の受入設備の位置は、給油空地等以外の場所とするほか、当該受入設備に接続される液化石油ガスの荷卸し等を行う車両が給油空地等に入ることのない場所に設けること。
- (b) 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 5 号イ(2)に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、受入設備の周囲に防護柵又はポール等を設ける方法がある。
- f 充填用ポンプ機器（危規則第 27 条の 3 第 6 項第 5 号ロ）
- (a) 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 5 号ロ(2)に規定する「液化石油ガスの吐出圧力が最大常用圧力を越えて上昇することを防止するための措置」としては、次のようなものがある。
- ① 容積型ポンプにあっては、ポンプの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合に、自動的に吐出液の一部を貯蔵設備に戻すことにより、圧力を最大常用圧力以下とする措置
- ② 遠心型ポンプにあっては、ポンプ吸入側で気体が吸入された場合にポンプを自動的に停止させる措置のほか、圧力が最大常用圧力を越えて上昇するおそれのあるものにあつては、自動的に吐出液の一部をポンプ吸入側に戻すこと等により圧力を最大常用圧力以下とする措置
- (b) 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 5 号ロ(3)に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、充填用ポンプ機器の周囲に防護柵又はポール等を設ける方法がある。
- (ウ) 防火設備関係（危規則第 27 条の 3 第 6 項第 6 号）
- 防火設備のポンプ機器の起動装置は、ポンプ付近に設けるほか、火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。
- ウ 地下室その他の地下に圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備等を設置する圧縮天然ガス

スタンドの位置、構造及び設備の基準

地下室その他の地下に圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備等を設置する場合は、イ（ア）の該当事項を満足するほか、次の事項に留意する。

（ア）地下室

a 地下室には地上に通ずる階段を設けるとともに、当該階段の地上部分（以下「地上部分」という。）は、固定給油設備及び固定注油設備からそれぞれ給油ホース又は注油ホースの長さに1 mを加えた距離以上離し（地上部分を高さ2 m以上の不燃材料で造られた壁で区画する場合を除く。）、通気管の先端部から水平に4 m以上の距離を有すること。ただし、次の(a)又は(b)のいずれかの措置を講じた場合にあっては、通気管に対する距離を1.5 m以上とすることができる。

(a) 地上部分の屋根、壁等を不燃材料で造り、階段の出入口に随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備(危政令第9条第1項第7号の防火設備をいう。以下(ア)及び(ウ)において同じ。)を設けることにより、内部に可燃性蒸気が流入するおそれのない構造とする場合。

なお、当該地上部分の壁に開口部を設ける場合、網入りガラスのはめ殺し戸に限り認められる。

(b) 地上部分が開放された構造で、次の要件を満足する場合

① 地上部分に高さ60 cm以上の不燃性の壁を設け、当該地上部分の出入口には自動閉鎖の防火設備を設けること。

② 地下室に通ずる階段の最下部に可燃性蒸気を有効に検知できるように検知設備（以下「可燃性蒸気検知設備」という。）を設けるとともに、当該設備と連動して作動する換気装置をもうけること。

b 地上部分は、専用タンク等の注入口より2 m以上離して設けること。ただし、当該地上に係る部分が、高さ2 m以上の不燃性の壁により専用タンク等の注入口と区画されている場合にあっては、この限りでない。

c 地上部分は、給油空地等、専用タンク等の注入口及び簡易タンクと排水溝等により区画する。

d 地下室又は階段の出入口には随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備を設ける。

e 地下室には出入口及び吸排気口以外の開口部を設けない。

- f 階段の地上への出入口には、高さ 15 cm以上の犬走り又は敷居を設ける。
- g 地下室上部にふたを設ける場合は、ふたの隙間等から漏れた危険物その他の液体が浸透しない構造とする。
- h 地下室は、天井部に漏れたガスが滞留しない構造とする。
- i 地下室には、点検等が可能な通路等を確保する。
- j 地下室には、常用及び非常用の照明を設ける。

(イ) 換気設備

- a 吸気口は、地上 2 m以上の高さとし、通気管又は吸気口より高い位置にある危険物を取り扱う設備から水平距離で 4 m以上離して設けること。ただし、吸気口を通気管又は危険物を取り扱う設備より高い位置に設ける場合は、この限りでない。
- b 排気口は、地上 5 m以上の高さとし、ガスが滞留するおそれのない場所に設ける。
- c 換気設備は、700 m³/h 以上の換気能力を有する常時換気設備とする。
- d 換気設備は、地下室の天井部分等にガスが滞留しないように設ける。

(ウ) ガス漏えい検知警報設備、可燃性蒸気検知設備等

- a 地下室に設置される圧縮天然ガススタンドの設備の周囲の漏れたガスが滞留するおそれのある場所には、爆発下限界の 1/4 以下の濃度で検知し、その濃度を表示するとともに警報を発する設備（以下「ガス漏えい検知警報設備」という。）を、有効にガス漏れが検知することができるように設ける。

また、ガス漏れを検知した場合に、設備を緊急停止できる措置が講ずる。

- b 地下室に通ずる階段には、可燃性蒸気が滞留するおそれのある最下部に可燃性蒸気を有効に検知できるように可燃性蒸気検知設備を設けること。ただし、階段の出入口に自閉式の防火設備を設けることにより、階段に可燃性蒸気が滞留するおそれのない場合にあつては、この限りでない。
- c ガス漏れや可燃性蒸気の滞留が発生した場合、ガス漏えい検知警報設備及び可燃性蒸気検知設備により、地下室内に警報する措置を講ずる。
- d 地下室には熱感知器及び地区音響装置を設けるとともに、事務所等へ受信機を設ける。

(エ) その他

- a 地下室内には、室外から操作することができる防消火設備を設ける。
- b ガス漏えい検知警報設備、可燃性蒸気検知設備、換気設備、防火設備及び地下室

内設置非常用照明設備には、停電時等に当該設備を30分以上稼働することができる非常用電源を設ける。

- c 危政令第17条第3項で準用する同条第2項に定める屋内給油取扱所に設ける場合にあつては、危政令第17条第2項第10号の規定に抵触しない構造とする。

エ その他の位置、構造及び設備の基準

- (ア) 危規則第27条の3第7項第1号に規定する「防火設備から放出された水が、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置」とは、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近と散水される範囲との間に排水溝を設置すること等をいう。

なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、こう配等）が十分なものとする。

- (イ) 危規則第27条の3第7項第2号に規定する「簡易タンク又は専用タンク等の注入口から漏れた危険物が、受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充填用ポンプ機器、ディスプレイ、ガス配管及び防火設備（地盤面下に設置されたものを除く。）に達することを防止するための措置」は、簡易タンク及び専用タンク等の注入口と圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火設備との間に排水溝を設置することをいう。

なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、こう配等）が十分なものとする。

- (ウ) 危規則第27条の3第7項第3号に規定する「固定給油設備等（懸垂式のものを除く。）及び簡易タンクに講ずる自動車等の衝突を防止するための措置」とは、これらの設備の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法がある。

- (エ) 危規則第27条の3第7項第4号に規定する「圧縮天然ガススタンド及び液化石油ガススタンドのガス設備（ガスが通る部分）で火災が発生した場合にその熱の影響が簡易タンクへ及ぶおそれのある場合に講じる措置」としては、簡易タンクと圧縮天然ガススタンド及び液化石油ガススタンドのガス設備との間に防熱板等を設置する方法がある。

オ 圧縮天然ガススタンドのディスプレイ及びガス配管を給油空地に設置する場合

- (ア) 危規則第27条の3第8項第1号ロ(1)に規定する「給油ノズルが自動車等の燃料タンクの給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造」の具体的な例として、給油ノズルの給油口からの離脱又は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態で

固定する装置が解除される構造等がある。

- (イ) 危規則第 27 条の 3 第 8 項第 1 号ロ(2)に規定する「給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からのガソリン等の漏えいを防止することができる構造」の具体的な例として、給油ホースの途中に緊急離脱カップラーを設置するものがある。緊急離脱カップラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、給油ノズルを給油口に差して発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造のものであること。

なお、緊急離脱カップラーを効果的に機能させるためには、固定給油設備が堅固に固定されている必要がある。離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけではなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を固定する必要がある。

- (ウ) 危規則第 27 条の 3 第 8 項第 1 号ハに規定する「給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となった時に給油を自動的に停止する構造」について、給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあつては、固定する装置により設定できる全ての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。

また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、15L/min 程度以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。

なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。

- (エ) 危規則第 27 条の 3 第 8 項第 1 号ニに規定する「1 回の連続したガソリン等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する構造」は次による。

a 危険物保安監督者の特別な操作により設定及び変更が可能であり、その他の者の操作により容易に変更されるものでないこと。

b 1 回の連続したガソリン等の給油量の上限は、1 回当たりの給油量の実態を勘案して設定されたものであること。この場合、設定値は 100L を標準とする。

- (オ) 危規則第 27 条の 3 第 8 項第 1 号ホに規定する「固定給油設備が転倒した場合において当該固定給油設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン等の漏えいの拡散を防止するための措置」の例として、立ち上がり配管遮断弁の設置又は逆止弁の設置（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備の場合を除く。）がある。

立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、ガソリン等の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備の本体及び基礎部に堅固に取り付ける。

逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置する。

(カ) 危規則第 27 条の 3 第 8 項第 2 号に規定する「固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン等が、圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている部分（以下「圧縮天然ガス充填場所等」という。）に達することを防止するための措置」の例として、給油空地に傾斜を付けるとともに、当該傾斜に応じ圧縮天然ガス充填場所等を適切に配置すること等により、ガソリン等の漏えいが想定される範囲と圧縮天然ガス充填場所等とが重複しないようにする方法がある。この場合、次の事項に留意する。

a ガソリン等の漏えいが想定される範囲について

(a) 漏えいの起点となる範囲

固定給油設備又は給油中の自動車等からガソリン等が漏えいする場合、その漏えい起点となる範囲は、給油するために給油ノズルが固定給油設備から自動車等の給油口まで移動する範囲及びガソリン等を給油するために自動車等が停車する場所とする。

(b) 漏えい想定範囲

ガソリン等の漏えいが想定される範囲は、(a)の漏えい起点となる範囲から、当該給油空地の形態に応じ、申請者により検証された漏えい想定範囲とする。

b 圧縮天然ガス充填場所等について

(a) 圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所

圧縮天然ガススタンドのディスペンサー付近で、圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所とする。

(b) 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管

圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている部分とする。

c その他

a 又は b に関する事項について、当該場所の範囲を確認するため、許可申請書の添付書類においてその場所（範囲）を明らかにしておくこと。

また、給油空地の傾斜に応じ圧縮天然ガス充填場所等やアイランドを適切に配置すること。

(キ) 危規則第 27 条の 3 第 8 項第 3 号に規定する「火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所」とは、給油空地等に所在する従業員等においても速やかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等が想定されるものであること。

(ク) 圧縮天然ガススタンドのディスプレイ及びガス配管を給油空地に設置することに併せて必要最小限の圧縮天然ガス用の POS 用カードリーダー等の設備を給油空地に設ける場合は、給油又は圧縮天然ガスの充填に支障がないと認められる範囲に限り設けて差し支えない。ただし、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、可燃性蒸気に対して防爆性能を有する構造のものであること。

カ 消防法上の設置の許可に係る留意事項

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所を設置する場合は、法第 11 条第 1 項の許可の他に高圧ガス保安法第 5 条又は第 14 条の許可を受ける必要がある。この場合、高圧ガス保安法の許可を受けた後に消防法の許可申請を受理する必要がある。

なお、危規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号から第 6 号に掲げる設備が、当該設備に係る法令の規定（圧縮天然ガススタンドにあつては一般則第 7 条中の当該設備に係る規定、液化石油ガススタンドにあつては液石則第 8 条中の当該設備に係る規定。）に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行う。

(7) 危政令第 17 条第 3 項第 5 号を適用する圧縮水素充填設備を併設する給油取扱所（危規則第 27 条の 5）【H27 消防危 123、R 元消防危 118、R3 消防危 52】

ア 用語の定義

(ア) 危規則第 27 条の 5 第 5 項第 1 号に規定する「圧縮水素スタンド」とは、一般則第 2 条第 1 項第 25 号に定める「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用の容器に当該圧縮水素を充填するための処理設備を有する定置式製造設備」をいい、水素を製造するための改質装置、液化水素を貯蔵する液化水素の貯槽、液化水素を直接昇圧する液化水素昇圧ポンプ、液化水素を気化する送ガス蒸発器、水素を圧縮

する圧縮機、圧縮水素を貯蔵する蓄圧器、圧縮水素を燃料電池自動車に充填するディスプレイ、液化水素配管及びガス配管並びに液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスを外部から受け入れるための受入設備の一部で構成されている。

(イ) 危規則第 27 条の 5 第 5 項第 1 号に規定する「改質装置」とは、ナフサなどの危険物のほか、天然ガス、液化石油ガスなどを原料として、これを改質し水素を製造する装置をいう。

(ウ) 危規則第 27 条の 5 第 5 項第 1 号に規定する「防火設備」とは、火災の予防及び火災による類焼を防止するための設備であって、蓄圧器に設けられる水噴霧装置、散水装置等をいう。

(エ) 危規則第 27 条の 5 第 5 項第 1 号に規定する「温度の上昇を防止するための装置」とは、蓄圧器及び圧縮水素を供給する移動式製造設備の車両が停止する位置に設けられる水噴霧装置、散水装置等をいう。

イ 位置、構造及び設備の基準

圧縮水素スタンド（常用の圧力が 82Mpa 以下のものに限る。以下同じ。）を構成する各設備は、一般則第 7 条の 3 又は第 7 条の 4 の規定によるほか、危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号に定める基準に適合することとされているが、この場合、次の事項に留意する。

(ア) 液化水素の貯槽（危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号ロ）

危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号ロに規定する「自動車等（自動車、原動機付自転車その他の当該設備に衝突した場合に甚大な影響を及ぼすおそれのあるものをいう。以下同じ。）の衝突を防止するための措置」とは、液化水素の貯槽の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法がある。

なお、液化水素の貯槽を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなす。

(イ) 液化水素昇圧ポンプ（危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号ハ）

危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号ハに規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、（ア）の例による。

なお、液化水素昇圧ポンプを自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなす。

(ウ) 送ガス蒸発器（危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号ニ）

危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号ニに規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、（ア）の例による。

なお、送ガス蒸発器を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなす。

(エ) 圧縮機（危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号ホ）

a 危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号ホ(1)に規定する「ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置」とは、圧縮機の圧力を圧力センサーにより検知し、電動機の電源を切ることにより、当該圧縮機の運転を停止させる異常高圧防止装置をいう。ただし、圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのないものにあつてはこの限りでない。

b 危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号ホ(2)の規定により、圧縮機の吐出側直近部分の配管に設ける逆止弁については、蓄圧器側から圧縮機へのガスの逆流を防止できる位置である場合には、蓄圧器の受入側直近部分のガス配管に設けることでも差し支えない。

c 危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号ホ(3)に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、（ア）の例による。

なお、圧縮機を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなす。

(オ) 蓄圧器（危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号ヘ）

危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号ホに規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、（ア）の例による。

なお、蓄圧器を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなす。

(カ) ディスペンサー（危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号ト）

a 危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号ト(1)に定める給油空地等において圧縮水素の充てんを行うことができない場所とは、ディスペンサーの充てんホースの先端が給油空地等に掛からないものであること。

なお、圧縮水素の充てんを受ける自動車等の停車位置はペイント等で明示されていること。

b 危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号ト(2)に規定する「自動車等のガスの充てん口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造」とは、自動車等の充てん口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁をいう。

また、同号ト(2)に規定する「著しい引張力が加わった場合に充てんホースの破断によるガスの漏れを防止する措置」とは、自動車等の誤発進等により著しい引張力が加わった場合に離脱し、遮断弁が働く緊急離脱カップラーをいう。

c 危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号ト(3)に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、(ア)の例による。

d 危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号ト(4)に規定する「自動車等の衝突を検知する方法」とは、衝突センサー等を設ける方法があること。

(キ) 液化水素配管及びガス配管（危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号チ）

a 危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号チ(2)に規定する「自動車等が衝突するおそれのない場所」に設置する例としては、次のような方法がある。

(a) 液化水素配管及びガス配管をキャノピーの上部等に設置する方法

(b) 液化水素配管及びガス配管を地下に埋設する方法

(c) 液化水素配管及びガス配管をトレンチ内に設置する方法

b 危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号チ(2)に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、(ア)の例による。

c 危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号チ(3)に規定する「液化水素配管又はガス配管から火災が発生した場合に給油空地等及び専用タンク等の注入口への延焼を防止するための措置」とは、液化水素配管又はガス配管が地上部（キャノピー上部を除く。）に露出している場合に液化水素及びガス配管の周囲に防熱板を設ける方法がある。

d 危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号チ(4)に規定する「配管の接続部の周囲に設けるガスの漏れを検知することができる設備」とは、当該ガスの爆発下限界における 1/4 以下の濃度で漏れたガスを検知し、警報を発するものをいう。

また、当該設備は漏れたガスに対して防爆構造を有するほか、ガソリン蒸気等の可燃性蒸気が存在するおそれのある場所に設置される場合にあつては、漏れたガス及び可燃性蒸気に対して防爆構造を有するものであること。

e 危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号チ(5)に規定する「蓄圧器からディスプレイへのガスの供給を緊急に停止することができる装置」とは、遮断弁及び遮断操作部をいうこと。遮断弁は、蓄圧器からガスを送り出すためのガス配管に設けること。

また、遮断操作部は、事務所及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。

(ク) 液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備（危規則第 27 条の 3 第 6 項第 5 号イ）

危規則第 27 条の 5 第 1 項においてその例によるものとされる危規則第 27 条の 3 第 6 項第 5 号イに規定する「液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備」は次による。

a 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 5 号イに規定する「受入設備」とは、液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入れのために設置される設備であり、例えば液化水素の充填車両と液化水素の貯槽との接続機器等（受入ホース、緊結金具等）や液化水素の貯槽の充填口等をいう。

b 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 5 号イ(1)に規定する「給油空地等において液化水素又はガスの受入れを行うことができない場所」とは、給油空地等に液化水素、圧縮水素又は液化石油ガスの充填車両が停車し、又は受入設備と当該充填車両の接続機器（注入ホース、緊結金具等）等が給油空地等を通過した状態で受入れを行うことができない場所である。

c 危規則第 27 条の 3 第 6 項第 5 号イ(2)に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、（ア）の例による。

なお、受入設備を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなす。

(ケ) 障壁（危規則第 27 条の 5 第 6 項第 1 号）

危規則第 27 条の 5 第 6 項第 1 号に規定する「改質装置、液化水素の貯槽、液化水素昇圧ポンプ、送ガス蒸発器、圧縮機及び蓄圧器と給油空地等、簡易タンク及び専用タンク等の注入口との間に設置する障壁」は、次のいずれかによる。

なお、液化水素の貯槽については、加圧蒸発器及びバルブ類、充填口、計測器等の操作部分が障壁の高さよりも低い位置となるように設置する。

a 鉄筋コンクリート製

直径 9 mm以上の鉄筋を縦、横 40 cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ 12 cm以上、高さ 2m以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの。

b コンクリートブロック製

直径 9 mm以上の鉄筋を縦、横 40 cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつ、ブロックの空洞部にコンクリートモルタルを充てんした厚さ 15 cm以上、高さ 2m以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの。

c 鋼板製

厚さ 3.2 mm以上の鋼板に 30×30 mm以上の等辺山形鋼を縦、横 40 cm以下の間隔に溶接で取り付けて補強したもの又は厚さ 6 mm以上の鋼板を使用し、そのいずれにも 1.8m 以下の間隔で支柱を設けた高さ 2m以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの。

(コ) 排水溝 (危規則第 27 条の 5 第 6 項第 2 号及び第 3 号)

a 危規則第 27 条の 5 第 6 項第 2 号に規定する「防火設備又は温度の上昇を防止する装置から放出された水が、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置」とは、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近と散水される範囲との間に排水溝を設置すること等をいう。

b 危規則第 27 条の 5 第 6 項第 3 号に規定する「固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク又は専用タンク等の注入口から漏れた危険物が、ディスペンサーに達することを防止するための措置」とは、固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク又は専用タンク等とディスペンサーの間に排水溝を設置すること等をいう。

c 排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、こう配等）が十分なものとする。

d 消防隊等の放水により水が排水溝からあふれることに備え、排水溝に沿って土のう等を積み上げ、固定給油設備側への水の流入を防止する。

なお、土のう等を準備する量は一段積み又は二段積みとし、排水溝の長さとは排水の流れに応じて準備するよう指導する。◆

(サ) 固定給油設備等への自動車等衝突防止措置（危規則第 27 条の 5 第 6 項第 4 号）

危規則第 27 条の 5 第 6 項第 4 号に規定する「固定給油設備（懸垂式のものを除く。）、固定注油設備（懸垂式のものを除く。）及び簡易タンクに講ずる自動車等の衝突を防止するための措置」とは、（ア）の例による。

(シ) 簡易タンクへの延焼防止措置（危規則第 27 条の 5 第 6 項第 5 号）

危規則第 27 条の 5 第 6 項第 5 号に規定する「圧縮水素スタンドの設備から火災が発生した場合に簡易タンクへの延焼を防止するための措置」とは、簡易タンクと圧縮水素スタンドの設備の間に防熱板を設ける方法がある。

(ス) 液化水素の貯槽に火災の影響を及ぼさない措置（危規則第 27 条の 5 第 6 項第 6 号）

危規則第 27 条の 5 第 6 項第 6 号に規定する「固定給油設備又は固定注油設備から火災が発生した場合にその熱が当該貯槽に著しく影響を及ぼすおそれのないようにするための措置」とは、固定給油設備又は固定注油設備における火災の輻射熱により、液化水素の貯槽内の圧力が著しく上昇しないようにする措置をいう。

なお、「液化水素の貯槽内の圧力が著しく上昇しないようにする措置」としては、次のいずれかによる。

a 障壁により輻射熱を遮る措置

固定給油設備及び固定注油設備と液化水素の貯槽との間に、液化水素の貯槽の高さよりも高い障壁を設けること。

なお、液化水素の貯槽の高さとは、地盤面から貯槽の貯蔵容器の頂点までの高さである。

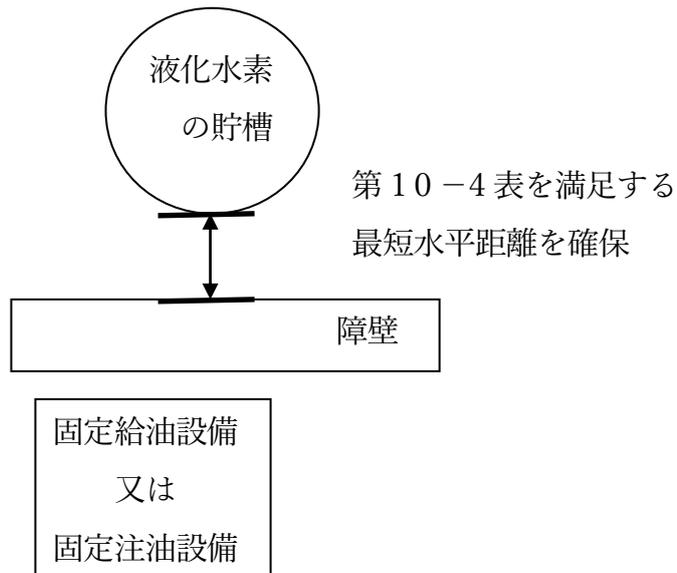
b 障壁の設置に加え、障壁又は固定給油設備及び固定注油設備を液化水素の貯槽から離して設ける措置（障壁の高さが液化水素の貯槽の高さ以下の場合）

液化水素の貯槽が、火災時の火炎に 30 分以上耐えることができ、かつ、貯槽の外面の温度が 650°C までであれば貯槽内の許容圧力を超えないよう安全装置の吹き出し量が設計されているものについては、30 分以内の貯槽表面の温度が 650°C に達しないことを前提として、例えば、障壁の高さが 2 m の場合にあつては、第 10-4 表に示す措置を講ずる。

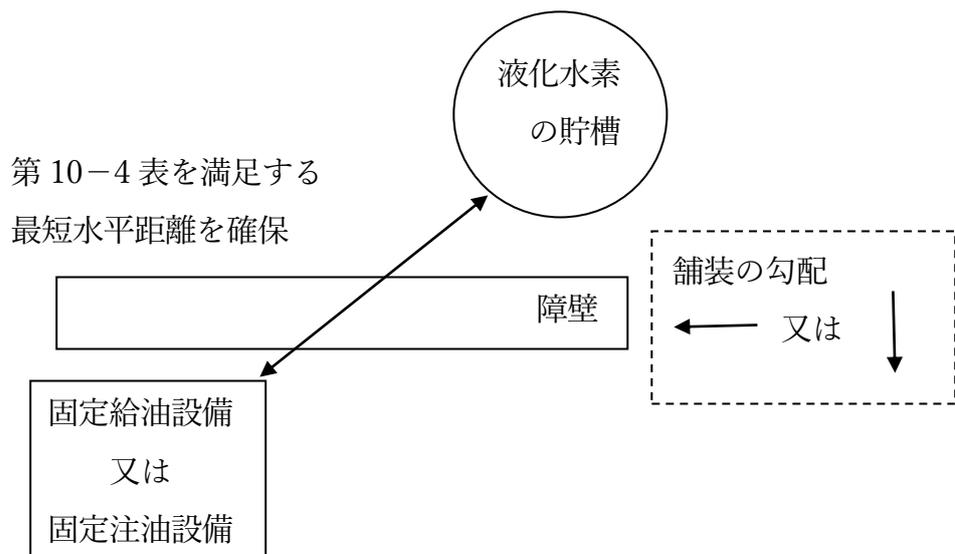
なお、第 10-4 表の固定給油設備でガソリンと軽油の両方の油種を給油できる場合は、両方を満たすよう措置を講ずる。

第 10-4 表 高さ 2 m の障壁における障壁又は固定給油設備及び固定注油設備を液化水素の貯槽から離して設ける措置

対象設備	油種	最大吐出量	措 置	
			障壁から必要な最短水平距離を確保する方法 (第 10-52 図参照)	固定給油設備及び固定注油設備から必要な水平直線距離を確保する方法 (第 10-53 図参照)
固定給油設備	ガソリン	50L/min 以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で 2.1m 以上離して設置すること。	固定給油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で 3.9m 以上離して設置すること。この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
	軽油	180L/min 以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で 2.3m 以上離して設置すること。	固定給油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で 6.0m 以上離して設置すること。この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
		90L/min 以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で 2.3m 以上離して設置すること。	固定給油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で 5.0m 以上離して設置すること。この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
固定注油設備	灯油	180L/min 以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で 3.0m 以上離して設置すること。	固定給油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で 6.5m 以上離して設置すること。この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
		60L/min 以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で 2.0m 以上離して設置すること。	固定給油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で 4.0m 以上離して設置すること。この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。



第10-52図 障壁から必要な最短水平距離を確保する方法



第10-53図 固定給油設備及び固定注油設備から必要な水平直線距離を確保する方法

ウ 圧縮水素充填設備のディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合

(ア) 危規則第27条の5第7項第1号ロ(1)に規定する「給油ノズルが自動車等の燃料タンクの給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造」は、(6)オ(ア)の例による。

(イ) 危規則第27条の5第7項第1号ロ(2)に規定する「給油ホースは、著しい引張力が

加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からのガソリン等の漏えいを防止することができる構造」は、(6)オ(イ)の例による。

(ウ) 危規則第 27 条の 5 第 7 項第 1 号ハに規定する「給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となった時に給油を自動的に停止する構造」は、(6)オ(ウ)の例による。

(エ) 危規則第 27 条の 5 第 7 項第 1 号ニに規定する「1 回の連続したガソリン等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する構造」は、(6)オ(エ)の例による。

(オ) 危規則第 27 条の 5 第 7 項第 1 号ホに規定する「固定給油設備が転倒した場合において当該固定給油設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン等の漏えいの拡散を防止するための措置」は、(6)オ(オ)の例による。

(カ) 危規則第 27 条の 5 第 7 項第 2 号に規定する「固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン等が、給油空地内の圧縮水素を充填するために自動車等が停車する場所、圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている部分に達することを防止するための措置」は、(6)オ(カ)の例による。

この場合、「圧縮天然ガス」を「圧縮水素」と読み替えるものとする。

(キ) 危規則第 27 条の 5 第 7 項第 3 号に規定する「火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所」は、(6)オ(キ)の例による。

(ク) 圧縮水素充填設備のディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することに併せて必要最小限の圧縮水素用の POS 用カードリーダー等の設備を給油空地に設ける場合は、給油又は圧縮水素の充填に支障がないと認められる範囲に限り設けて差し支えない。

この場合、ディスペンサー及び POS 用カードリーダー等の設備は、漏れたガスに対して防爆構造を有するほか、ガソリン蒸気等の可燃性蒸気が存在するおそれのある場所に設置される場合にあつては、漏れたガス及び可燃性蒸気に対して防爆構造を有するものとする。

エ 消防法上の設置の許可に係る留意事項

圧縮水素充填設備設置給油取扱所を設置する場合は、法第 11 条第 1 項の許可の他に高圧ガス保安法第 5 条又は第 14 条の許可を受ける必要がある。

この場合、消防法の許可は、高圧ガス保安法の許可後に行う。

なお、危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号に掲げる設備が、一般則第 7 条の 3 又は第 7 条の 4 中の当該設備に係る規定に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行う。

(8) 危政令第 17 条第 3 項第 6 号を適用する自家用給油取扱所（危規則第 28 条）

ア 給油空地

給油空地は、給油する自動車等の一部又は全部がはみ出たまま給油することのない広さを確保する。

イ 自動車の出入りする側

自動車の出入りする側とは、給油取扱所の敷地から 4 m 以上建築物が離れており、かつ、実際に自動車等の出入りが可能な側とする。

ウ 灯油の専用タンク

自動車等の暖房用として自動車に設けられた灯油タンクに給油するため灯油の専用タンクを設けることができる。

エ キー式の固定給油設備

キー式の固定給油設備の設置は、自家用給油取扱所にのみ認められる。

(9) 危政令第 17 条第 4 項を適用するメタノール等及びエタノール等を取り扱う給油取扱所（危規則第 28 条の 2、危規則第 28 条の 2 の 2、危規則第 28 条の 2 の 3）【H6 消防危 28、H24 消防危 2】

メタノール若しくはエタノール又はこれら含有するもの（以下「メタノール等及びエタノール等」という。）を取り扱う給油取扱所については、次による。

ア 適用範囲

(ア) 法令の適用

メタノール等及びエタノール等を取扱う給油取扱所について、危規則第 28 条の 2 から同条 28 条の 2 の 3 までに特例を定めていない事項は、危政令第 17 条第 1 項から第 3 項までの基準が適用になるものである。

(イ) メタノール等及びエタノール等の燃料

- a 危政令第 17 条第 4 項に規定する「メタノール」とはメタノール 100%（以下「M100」という。）を、「エタノール」とはエタノール 100%（以下「E100」という。）をいい、「これを含有するもの」にはメタノール 85%と特殊なガソリン成分 15%の混合物（以下「M85」という。）、エタノールを 3%含むガソリン（以下

「E3」という。)、エタノールを10%含むガソリン(以下「E10」という。)のほか、メタノール又はエタノールが含まれる他の自動車用燃料が該当する。

なお、バイオエタノールから合成されるETBE(エチルターシャリーブチルエーテル)をガソリン混合したものは、危政令第17条第4項に規定するエタノールを含有するものには含まれない。

- b 第四類の危険物のうちメタノールを含有するものには、メタノール自動車の燃料として用いられるもののみでなく、メタノール自動車以外の自動車等の燃料として用いられるものも含まれる。

(ウ) 適用される給油取扱所

- a ガソリン、軽油等を取り扱う給油取扱所にメタノール等及びエタノール等を取り扱う給油施設を併設する給油取扱所
- b メタノール等及びエタノール等のみを取り扱う給油取扱所

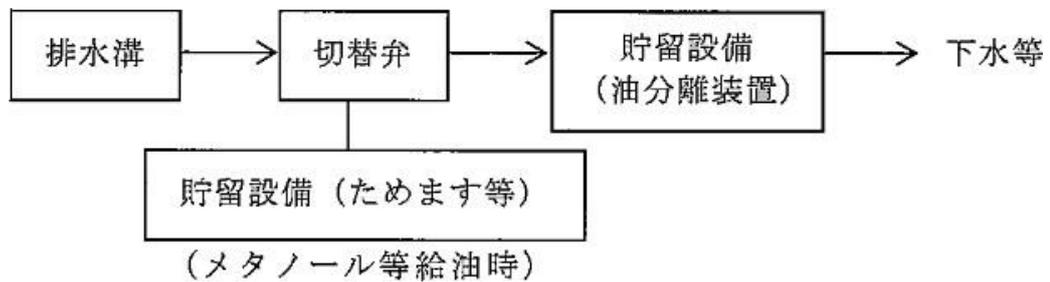
イ 位置、構造及び設備の技術上の基準に係る運用事項

(ア) メタノール等及びエタノール等を取り扱う専用タンク(危規則第28条の2第1項第2号)

- a メタノール等及びエタノール等を取り扱う地下貯蔵タンクは、タンク室又は二重殻タンク構造によるものとし、危険物の漏れ防止構造は認められない。
- b メタノール又はエタノールを取扱う専用タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設けるものとし、計量口を設けることはできない。
- c 地下に設ける専用タンクは、メタノール又はエタノールと灯油が混合することを防止する必要から、中仕切りをして灯油と同一タンクとしないよう指導する。◆

(イ) 給油空地等の危険物流出防止例としては、排水溝、切替弁、貯留設備(油分離装置、ためます等)を設ける方法(第10-54図)があるが、切替弁、油分離装置及びためます等については、次の構造及び機能等を有するものであること。

なお、メタノール等及びエタノール等のみを取扱う給油取扱所についても、メタノール等及びエタノール等以外の危険物を取り扱う場合(オイル交換等)があるため、油分離装置を設けるよう指導する。◆



a 切替弁

- (a) 流れ方向が表示されるものであること。
- (b) 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置する。

b 油分離装置

- (1) オ (ウ) a(a)及びb) (メタノール等及びエタノール等のみを取り扱う給油取扱所に設ける油分離装置については、(b)を除く) による。

c ためます等

ためますのほか、地盤面下に埋設された鋼製又はFRPのタンク等があるが、いずれも危告示第4条の51に規定する数量以上のメタノール等及びエタノール等が収容できる容量を有するものとする。

d その他

「給油空地のうちメタノール等及びエタノール等を取扱う部分 (以下「メタノール等及びエタノール等の給油空地」という。)」と「給油空地のうちメタノール等及びエタノール等以外の危険物を取り扱う部分及び注油空地 (以下「その他の給油空地等」という。)」とにそれぞれ専用の排水溝を設ける場合には、メタノール等及びエタノール等の給油空地に設ける排水溝に切替弁及びためます等を設けるとともに、その他の給油空地等に設ける排水溝に油分離装置を設けることで足りるものとする。この場合、メタノール等及びエタノール等の固定給油設備及びメタノール等及びエタノール等以外の固定給油設備等は、それぞれの排水溝から第10-5表の距離を確保する (第10-55図参照)。

第 10-5 表 固定給油設備等と排水溝の離隔距離

最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長	距 離
3m以下	4m以上
3mを超え 4m以下	5m以上
4mを超え 5m以下	6m以上

※ 最大給油ホース全長及び最大注油ホース全長とは、それぞれ危政令第 17 条第 1 項第 12 号イ及び第 13 号ロに定めるものであること。

(ウ) 専用タンク注入口の危険物流出措置（危規則第 28 条の 2 第 1 項第 2 号ハ）

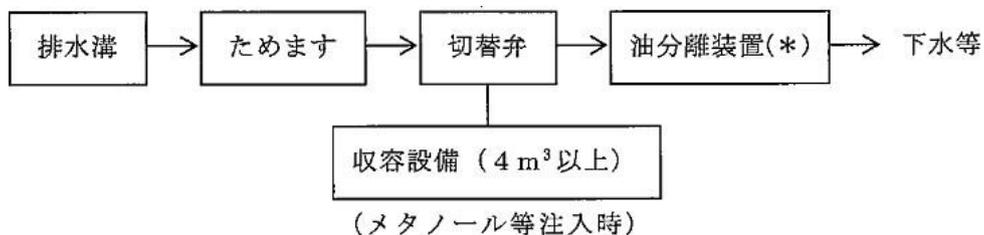
a 注入口の周囲の排水溝は、メタノール等及びエタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に設ける。ただし、当該排水溝に油分離装置を接続する場合にあっては、メタノール等及びエタノール等の専用タンクの注入口及びメタノール等及びエタノール等以外の危険物の専用タンクの注入口の周囲に排水溝を設けることができる。

（第 10-54 図、第 10-55 図参照）

b 注入口の周囲の排水溝は、移動タンク貯蔵所からのメタノール等及びエタノール等の注入時に、当該注入口又は移動タンク貯蔵所の注入ホース若しくは吐出口からメタノール等及びエタノール等が漏れた場合、漏れたメタノール等及びエタノール等を収容できるように設ける。

c 排水溝、切替弁、漏れた危険物を収容する容量 4 m³以上の設備（以下「収容設備」という。）及び油分離装置は、次のとおりとする。

なお、切替弁の手前にためますを設けるよう指導する。◆



※ メタノール等及びエタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に排水溝を設ける場合は設置を要しない。

(a) 切替弁

- ① 流れ方向が表示されるものとする。
- ② 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置する。

(b) 収容設備

- ① 地盤面下に埋設された鋼製又はFRP製のタンク等とする。
- ② 通気管及び収容設備内の危険物等をくみ上げるためのマンホールその他の設備を設ける。

(c) その他

- ① 危政令第17条第2項第11号の上部を有する屋内給油取扱所においては、危規則第25条の10第2号の設備を排水溝及び収容設備とみなすことができる。
- ② 注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び収容設備は、(イ)の給油空地等の周囲に設ける排水溝、切替弁及びためます等と兼ねることができる。(第10-57図参照)

d 危規則第28条の2第3項第1号のただし書きに規定する「専用タンクの注入口からエタノールを含有するものが漏れた場合において危険物が給油空地及び注油空地以外の部分に流出するおそれのない場合」とは、専用タンクの注入口からエタノールを含有するものが4,000L漏れた場合において、当該危険物に含まれるエタノール量を当該給油取扱所に設置される油分離装置の収容量で除した値が0.6未満となる場合である(例えば、E10を取り扱う給油取扱所に設置される油分離装置の収容量が1,200Lの場合、4,000Lの当該危険物に含まれるエタノール量400Lを油分離装置の収容量1,200Lで除した値は約0.3(<0.6)となることから、収容設備等の設置は要しない。)

(エ) 専用タンク等の開口部

メタノール又はエタノールを取扱う専用タンク又は簡易タンクに設ける注入口及び通気管以外の開口部(マンホール、点検口等)にあつては、施錠する等容易に開放できない構造とする。

(オ) 検知設備(危規則第28条の2第1項第2号イ)

a メタノール又はエタノールを取扱う専用タンクをタンク室に設置する場合に、専用タンクの周囲に設けるメタノール又はエタノールの漏れを検知することができる装置(以下「検知装置」という。)には、メタノール又はエタノールの蒸気を検知す

ることができる装置又はメタノールの水溶液を検知する装置がある。

- b メタノール又はエタノールを取扱う専用タンクをタンク室に設置する場合、専用タンクの周囲に液体の危険物の漏れを検知するための管を設ける場合には、当該管に検知装置を取り付けることができる。
- c E3及びE10を取扱う給油取扱所は、危規則第28条の2第3項第2号及び第28条の2の2第3項第2号の規定（危規則第23条の3第2号に規定する設備のうち、専用タンクの周囲に4箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備（以下「検知管」という。）により当該専用タンクから漏れた危険物を検知することが困難な場合）に該当しない。E10よりも多量にエタノールを含有するガソリンを取扱う給油取扱所にあつては、個別に確認する必要がある。

なお、検知管にエタノールの漏れを検知することができる装置を設けた給油取扱所は、危険物に含まれるエタノール量に関わらず、当該規定に該当しない。

(カ) 専用タンクの注入口の弁及び過剰注入防止設備（危規則第28条の2第1項第2号ロ）

メタノール又はエタノールを取扱う専用タンクの注入口に設けられる危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備により、注入口にホースが緊結されていないときに当該注入口が閉鎖状態となり、注入時にホースを結合した場合に開放状態（スタンバイ状態）とすることができる構造のものは、当該注入口には弁を設けないことができる。

(キ) 専用タンク等の通気管

- a メタノール又はエタノールを取扱う専用タンク又は簡易タンクの通気管に設ける引火防止装置は、クリンプトメタル方式のものとする。
- b メタノール又はエタノールを取扱う専用タンクの通気管には、可燃性蒸気を回収する設備を設けるよう指導する。◆

なお、メタノール又はエタノールを取扱う専用タンクの通気管に可燃性蒸気回収設備を設ける場合は、当該メタノール又はエタノールを注入することとなる移動タンク貯蔵所にも可燃性蒸気回収設備を設けるよう指導する。◆

(ク) 給油ホース等の材質

固定給油設備のポンプ、配管、パッキン及び給油ホース等は、メタノール等に対して侵されないものとする必要がある。

すなわち、メタノール又はエタノールを使用する場合は、耐アルコール性を有するEPゴム、ブチルゴム、クロロプレングム、ハイパロングム等が適しており、メタノー

ルを含有するものを使用する場合には、耐アルコール性及び耐油性を有するニトリルゴム、フッ素ゴム、ハイパロンゴム等が適している。

なお、金属では鉛、亜鉛、アルミニウム等は腐食され、ゴム類はシリコンゴム、ネオプレンゴム等は膨潤劣化するので使用することはできない。

(ケ) 消火設備

- a メタノール又はエタノールを取り扱う給油取扱所に第4種の消火設備（大型泡消火器）を設ける場合には、水溶性液体用泡消火薬剤を用いた消火器とするよう指導する。



- b E3及びE10を取り扱う給油取扱所に泡を放射する消火器を設置する場合、当該消火器の泡消火薬剤は、耐アルコール型のものとする。
- c E10を取り扱う給油取扱所に設置する第3種の固定式の泡消火設備にたん白泡消火薬剤を用いる場合にあっては、耐アルコール型のものとする。
- d 屋外に設置する第4種及び第5種消火設備については、専用の収納箱に収納するなど腐食防止措置を講ずるように指導する。◆

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。◆

(コ) 警報設備

メタノール又はエタノールを取り扱う給油取扱所には、メタノール又はエタノールの火炎が確認しにくいことから、炎感知器を有する自動火災報知設備を設置するよう指導する。◆

ウ 取扱いの技術上の基準に関する事項

(ア) 切替弁の操作

- a 切替弁の操作により排水溝が(2)イのためます等又はウの収容設備（以下「収容設備等」という。）に接続されていることを確認した後に、メタノール等及びエタノール等を自動車等に給油し、又は移動貯蔵タンク及び容器から専用タンク若しくは簡易タンクに注入する。
- b メタノール等及びエタノール等を自動車に給油し、又は移動貯蔵タンク及び容器から専用タンク若しくは簡易タンクに注入した場合には、メタノール等及びエタノール等の漏れがないことを確認した後に、切替弁の操作を行う。

(イ) 収容設備等からの危険物等のくみ上げ

漏れたメタノール等及びエタノール等を確実に収容するため、随時、収容設備等を確認

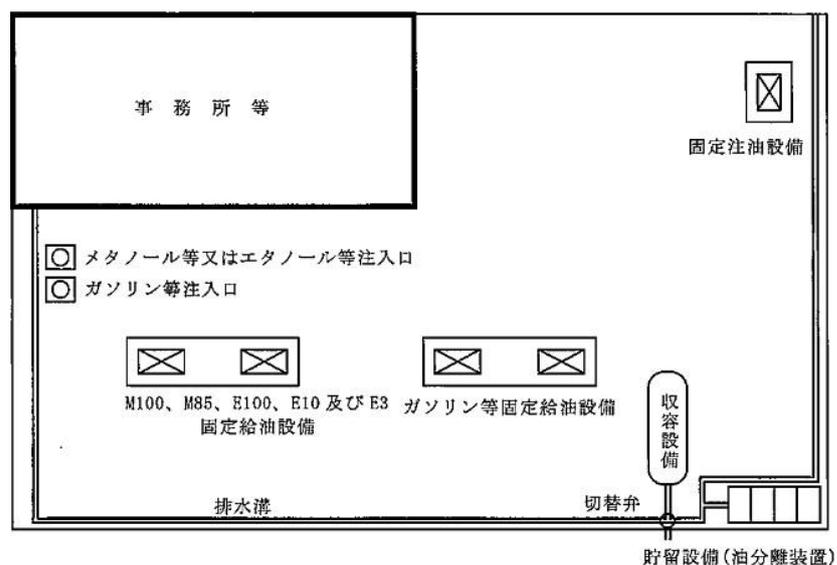
認し、危険物又は雨水等（以下「危険物等」という。）が滞留している場合には、当該危険物等をくみ上げておくこと。

(ウ) 移動貯蔵タンクからの注入

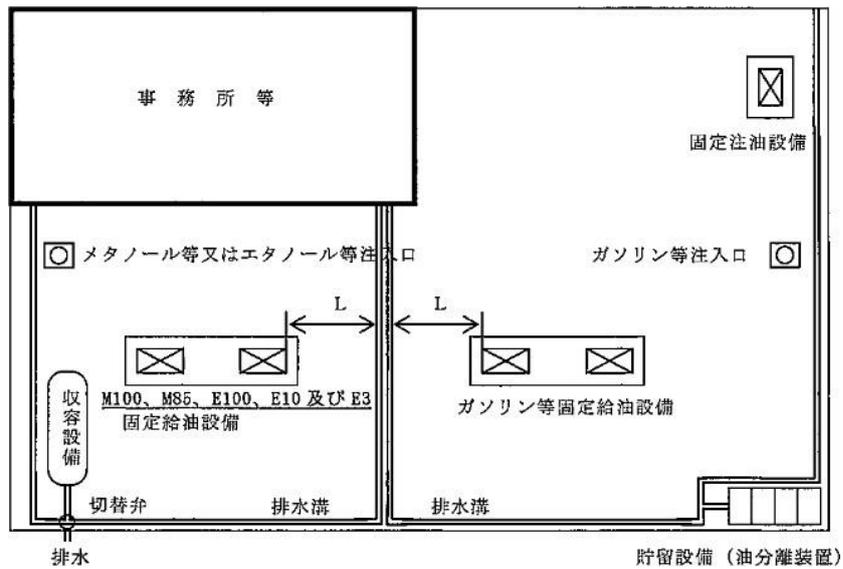
メタノール又はエタノールを移動貯蔵タンクから給油取扱所の専用タンクに注入する場合には、移動貯蔵タンク内が常に爆発範囲となるため、当該移動貯蔵タンクの注入口を開放した状態で行わないこと。

なお、移動貯蔵タンクには複動式の安全装置が設けられているため、注入口を開放しなくてもタンクの変形、注入時間の遅延等は起こらない。

メタノール等及びエタノール等を取り扱う給油取扱所における排水溝、切替弁、貯留設備（油分離装置、ためます等）及び収容設備の接続例

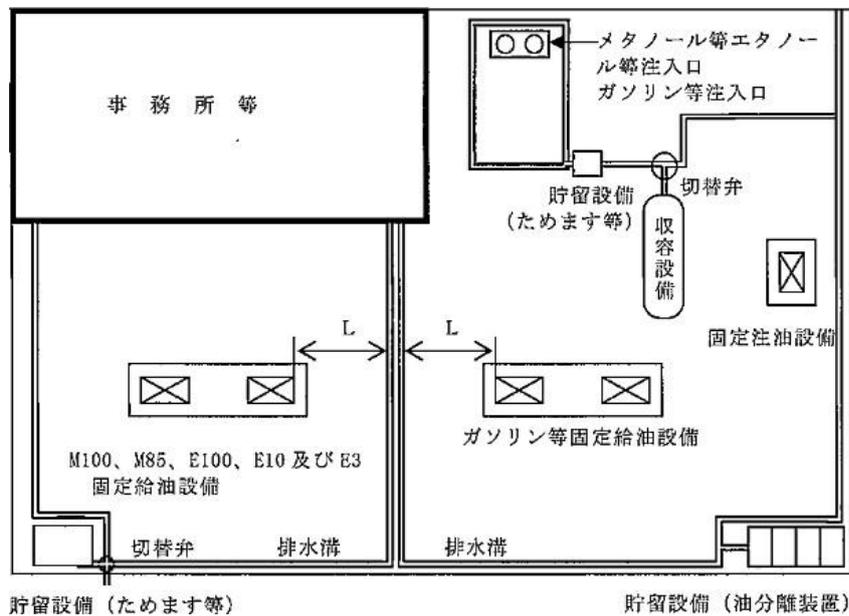


第 10-54 図 給油空地等の周囲に排水溝を設ける場合
(注入口に係る排水溝と兼用) の例



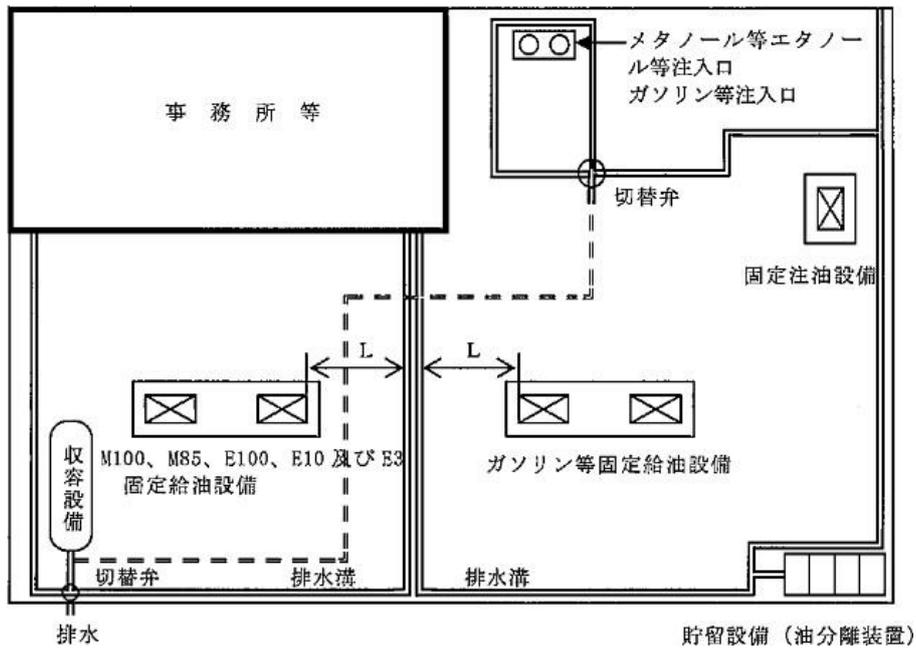
注：L は、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とする。

第 10-55 図 メタノール等又はエタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝を設ける場合（注入口に係る排水溝等と兼用）の例



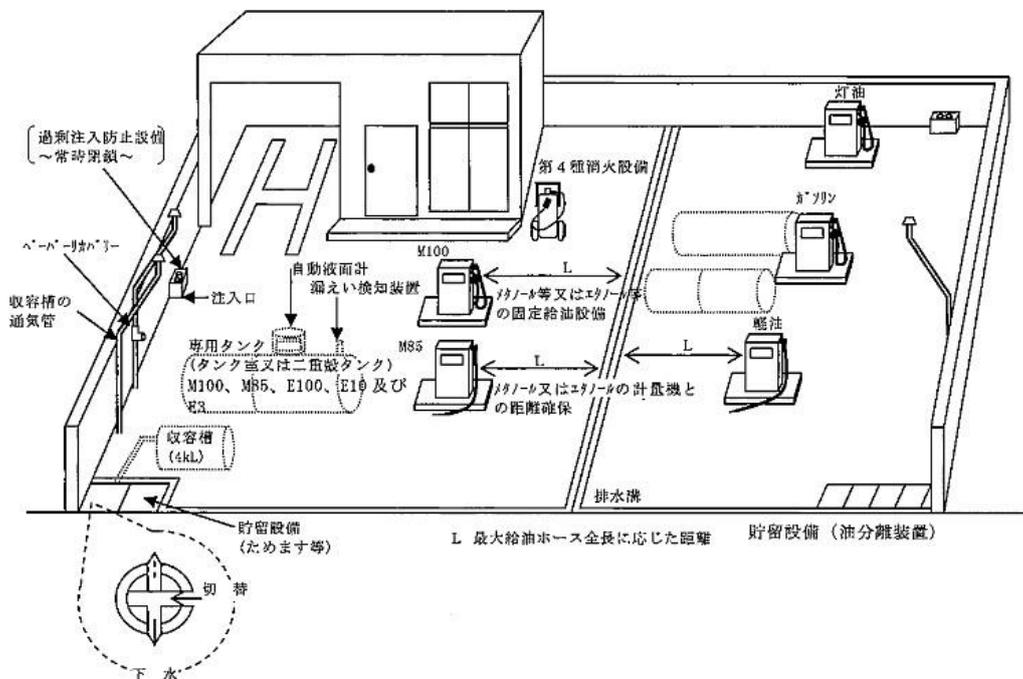
注：L は、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

第 10-56 図 メタノール等又はエタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝を設ける場合（注入口に係る排水溝等を別に設置）の例



注：L は、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

第 10-57 図 メタノール等又はエタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝を設ける場合（注入口に係る収容設備を兼用）の例



第 10-58 図 ガソリン等とメタノール等又はエタノール等を取り扱う給油取扱所の設置例

(10) 危政令第 17 条第 5 項を適用する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（危規則第 28 条の 2 の 4 から 28 条の 2 の 8）【H10 消防危 25、H12 消防危 12、H24 消防危 91、R 元消防危 119】

ア 定義（危規則第 28 条の 2 の 4）

「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油取扱所」という。）は、顧客用固定給油設備等により顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車（以下「自動車等」という。）に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせることができる給油取扱所である。この場合において、自動二輪車は自動車に含まれる。

注 顧客用固定給油設備により顧客がガソリン又は軽油を容器に詰め替えること及び顧客用固定注油設備により顧客が灯油又は軽油をタンクローリーに注入することはできない。

イ 位置、構造及び設備の基準

セルフ給油取扱所（屋外）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、危規則第 28 条の 2 の 5 の規定によるほか、次による。

(ア) セルフ給油取扱所の表示(危規則第 28 条の 2 の 5 第 1 号)

セルフ給油取扱所である旨の表示方法は、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで支障ない。

また、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯等にはその旨を表示する。

なお、表示の方法等は、次による。

- a 看板等による場合は、(1) ス(イ)による。
- b 移動式の看板等による場合は、敷地内の給油等に支障がない位置に掲出場所を確保して行う。
- c 表示の位置例
 - (a) 顧客が通常進入する入口付近の見やすい箇所
 - (b) 容易に視認できるサインポール、看板、防火塀、建築物外壁、キャノピー支柱等の見やすい箇所
- d 表示方法の例
 - (a) 防火塀、壁、地盤等にペイント等で直接表示する方法
 - (b) キャノピー、防火塀等に固定した看板を掲出する方法

(c) 着脱又は覆い等が可能な看板、電光掲示板等による方法

(イ) 顧客用固定給油設備（危規則第 28 条の 2 の 5 第 2 号）

a 給油ノズル（危規則第 28 条の 2 の 5 第 2 号イ及びロ）

給油ノズルには手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたもの（ラッチオープンノズル）及び手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）の二種類があるが、固定する装置を備えたものにあつては、次の(a)から(c)によること。

(a) 給油開始時のノズル制御装置

構造等の例としては、次のものがある。

① 手動起動方式（使用者が給油ノズルをノズル掛けから外してからポンプを手動で起動するもの）

i 満量停止制御装置の作動等により給油ノズルへの危険物の供給が停止された場合に、手動開閉装置が開放状態であっても自動的にポンプを停止し、又はノズルの弁を閉鎖（給油停止）するもので、当該手動開閉装置を一旦閉鎖するまで給油を開始することができない構造としたもの。

ii 給油ノズルをノズル掛けに戻すとラッチの固定が機械的に解除（給油停止）される構造としたもの。

なお、ラッチの固定解除は確実に行われるもの（解除が不完全な場合は、ノズル掛けに戻せない等）とし、又は解除が不完全なままノズル掛けに戻された場合には、ポンプが再び起動した場合にあつても手動開閉装置を一旦閉鎖するまで給油できない構造とする。

② 自動起動方式（給油ノズルをノズル掛けから外すとポンプが自動的に起動するもの）

i ① i、ii に示す構造のもの

ii 給油ノズルをノズル掛けから外したとき（制御卓で給油許可（ポンプ起動）を行ったとき）に、直ちに危険物の供給が開始（計量開始）された場合は、これを異常と判断し、自動的にポンプを停止する構造としたもの

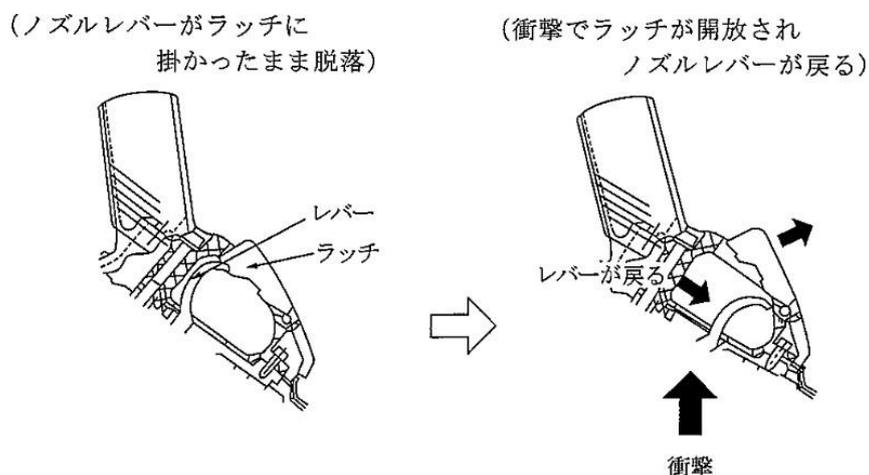
なお、給油ノズルは、手動で開閉することができる弁が設けられたものであり、弁を閉鎖した状態において危険物が漏れない構造とする。

(b) 脱落時停止制御装置

構造等の例としては、次のものがある。

- ① 給油ノズルに落下等の衝撃が加わった場合に、ラッチの固定が解除され給油を停止する構造としたもの（第10-59図参照）。
- ② 給油ノズルが給油口から離脱したことを感知した場合に、ラッチの固定が解除され給油を停止する構造としたもの。

なお、給油ノズルは、給油口から容易に脱落しない給油口に差し込まれるノズルの部分に、らせん状の脱落防止装置等を備えた構造とするよう指導する。◆



第10-59図 脱落時停止制御装置の作動例

(c) 給油ノズルに設ける可燃性蒸気回収装置

給油ノズルに設ける可燃性蒸気回収装置の具体的な例としては、給油ノズルに付帯する配管から可燃性蒸気を吸引した後、専用タンクの気相部への回収による処理、燃焼による処理又は高所放出による処理を行うことができる構造を有するものがある。燃焼処理、高所放出等を行うものにあつては、火災予防上適切な位置及び構造を有する必要がある。

なお、この場合において、可燃性蒸気回収装置の性能は、給油口の周囲に放出される可燃性蒸気の濃度が、当該危険物の燃焼下限値未満（ガソリンの場合は、1.4%未満）となる。

構造等の例としては、次のものがある。

① バランス式可燃性蒸気回収装置

給油ノズルに付帯するベローズ（蛇腹部分）の先端を給油口に密着させることにより、給油による燃料タンク内の蒸気圧力の上昇を利用して、給油口から放出される蒸気をベローズに接続する回収配管内に導き、専用タンク内等に回収する構造としたものである。

なお、ベローズの先端部が給油口から外れた場合に、回収された蒸気が逆流して放出されることがない構造（給油口に密着していないと給油できないもの、逆流防止措置を講じたもの等）であること。

② アシスト式（吸引式）可燃性蒸気回収装置

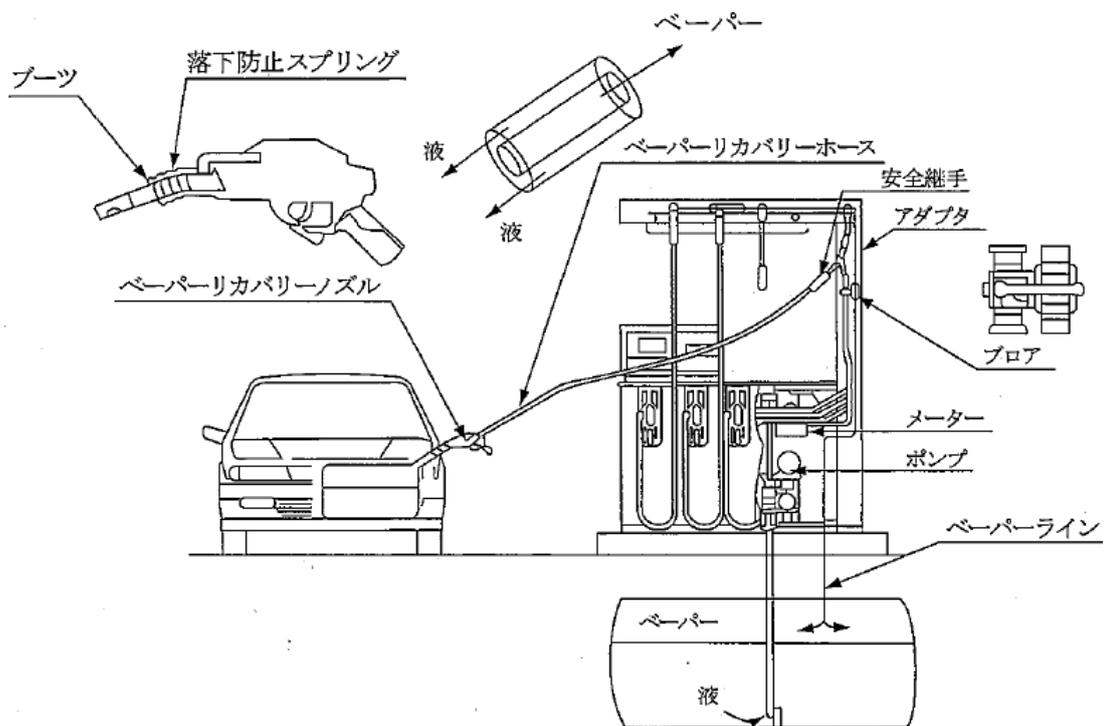
給油ノズルに付帯する蒸気吸入口から、ポンプ機器等により強制的に蒸気を吸引して回収配管内に導き、専用タンク内等に回収する構造としたもの。（第10-60図参照）

なお、放出蒸気と一緒に給油口周囲の空気を吸引することから、過剰吸引（加圧）により専用タンク等に影響を与えないものとするとともに、蒸気回収用ポンプ機器等に電気設備を用いる場合には、防爆構造のものとする等の措置を講じる。

上記によるほか、次により指導する。◆

- i 可燃性蒸気の回収の配管（固定給油設備の本体内部並びに給油ホース若しくは給油ノズルに付随する部分を除く。）は、通気管と同様の材質、構造とする。
- ii 可燃性蒸気の回収は、原則として専用タンク内の気相部に回収するものとし、燃焼処理又は高所放出処理は行わない。

なお、専用タンク内の気相部への回収が困難な場合等で高所放出による処理を行う場合は、放出部の位置及び構造は、通気管の先端部の例による。



(送油管及び蒸気回収管に取り付けられたブローが給油時に働き、蒸気を回収するもの。)

第 10-60 図 可燃性蒸気回収装置の構造例

- b 給油時に人体に蓄積された静電気を有効に除去することができる構造（危規則第 28 条の 2 の 5 第 2 号ハ）

引火点が 40°C 未満の危険物を扱う給油ノズルの給油時に人体に蓄積された静電気を有効に除去することができる構造等の例としては次のものがある。

- (a) 給油ノズルの握りの部分、レバー等の金属部分が直接手に触れる構造
- (b) 給油ノズルの握りの部分のカバー、レバー等の部分のカバーのどちらかに導電性がある構造

なお、カバーの導電性については、資料の提出により確認する。

- c 満量停止制御装置（危規則第 28 条の 2 の 5 第 2 号ニ）

給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあつては、固定する装置により設定できる全ての吐出量において給油を行った場合に機能すること。

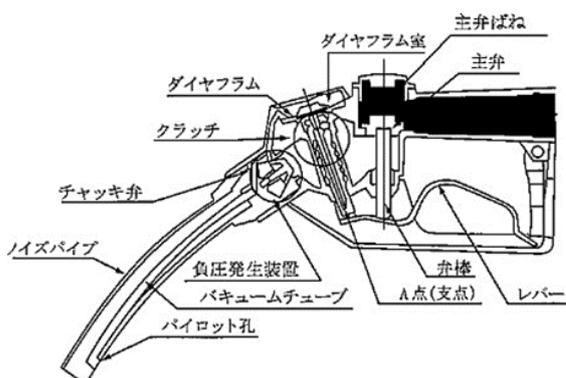
また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、15L/min 程度（軽

油専用で吐出量が 60 L/min を超える吐出量のものにあつては、25 L/min 程度以上の吐出量で給油を行った場合に機能すること。

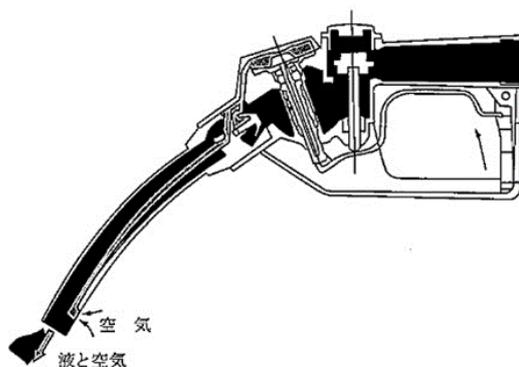
なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること（第 10-61 図参照）。

【構造図】

1 給油前の状態及び各部の名称

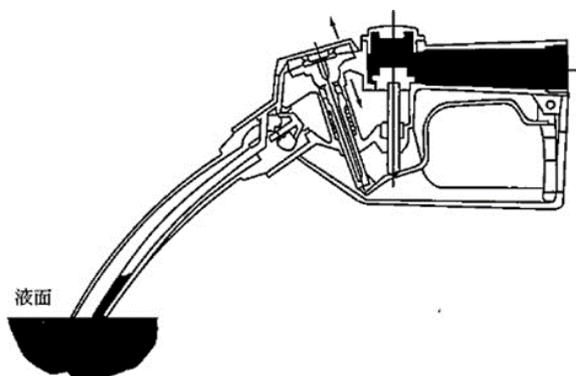


2 給油時の状況



- (1)レバーを引き上げるとクラッチがロックされていることから、A点を支点として弁棒を押し上げて主弁が開く。
- (2)液は主弁を通過しチャッキ弁を押して流出される。
- (3)この時、負圧発生装置より負圧が発生するが、パイロット孔より空気が補給されるため、ダイアフラム室への負圧は高くならない。

3 オートストップ機構作動後の状況



- (1)液面が上昇しパイロット孔を塞ぐと、空気の補給がなくなり負圧は急激に高まる。
- (2)ダイアフラム室のダイアフラムは負圧によって上方へ移動しクラッチのロックが解除されレバーは支点を失う。
- (3)主弁バネの力により主弁が閉じ、液の流れは止まる。
- (4)レバーを元の位置に戻すと、給油前の状態に戻り、次の補給に備える。

第 10-61 図 満量停止制御装置の構造例

d 顧客に危険物が飛散しないための措置（危規則第 28 条の 2 の 5 第 2 号ニ）

全ての給油ノズルで、給油時に吹きこぼれても人体にかかるのを防ぐ措置例としては、つば状の部分（スプラッシュガード）を設置したものがある。

e 給油ホース（緊急離脱カプラー）（危規則第 28 条の 2 の 5 第 2 号ホ）

給油ホースは、著しい引張力（2,000N以下）が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止できる構造であること。

構造等の例（緊急離脱カプラーをホースの途中に設置するもの）としては、次のものがある。

緊急離脱カプラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、自動車等の給油口に給油ノズルを差したまま発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方（固定給油設備側及び給油ノズル側）を弁により閉止する構造のものであること。

なお、緊急離脱カプラーを効果的に機能させるため、当該カプラーの離脱直前の引張力が作用しても、ホースの他の部分が破断することなく、かつ、固定給油設備が当該引張力によって転倒しないよう堅固に固定しておくこと。

f 誤給油防止制御装置（危規則第 28 条の 2 の 5 第 2 号へ）

誤給油防止制御装置は、ハイオクガソリン及びレギュラーガソリン相互、又は軽油及びプレミアム軽油相互については対象外である。

構造等の例としては、次のものがある。

(a) コンタミ（Contamination＝汚染）防止装置によるもの

給油ノズルに、燃料タンク内の可燃性蒸気を測定（吸引）して油種を判定する装置を設け、給油ノズルの油種と一致した場合にのみ、給油を開始することができる構造としたものであること。

(b) 油種別ポンプ起動によるもの

次のいずれかの方法により、顧客が要請した油種の給油ポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合にのみ、給油を開始することができる構造としたものであること。

① 監視者が、顧客の要請油種をインターホン等で確認し、制御卓で油種を設定するもの。

② 顧客が自ら固定給油設備で油種を設定するもの

この場合、顧客側のインターホン端末及び油種設定装置は、給油に支障のない

位置（同一アイランド上など）に設置する。

(c) その他

ガソリン又は軽油いずれかの油種のみを取扱う顧客用固定給油設備（一の車両停止位置において、異なる油種の給油ができないものに限る。）は、誤給油を有効に防止できる構造を有しているとみなす。

g 定量・定時間制御装置（危規則第 28 条の 2 の 5 第 2 号ト）

定量・定時間制御装置の設定は危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

なお、給油量にあってはガソリンを 100 L 以下、軽油を 200 L 以下とし、給油時間を 4 分以内にそれぞれ設定するよう指導する。

ただし、大型トラック専用の給油取扱所に設置するものにあっては、給油取扱所の実態に見合った設定量及び給油時間とする。

構造等の例としては、次のものがある。

(a) 制御装置

次の制御機構等により、固定給油設備の 1 操作あたりの連続した給油量又は給油時間が設定値に達したときに、自動的に給油ポンプを停止させる機能を有する構造としたもの。

① 固定給油設備に組み込んだマイコンによるもの（上限値は、当該マイコンで設定する。）

② POS と固定給油設備を連動させたもの（上限値は、POS 本体で設定する。）

(b) 設定を容易に変更できない構造等

(a)のマイコン又は POS により上限値を設定（変更）する場合に、暗証番号の入力、専用のキー、カードの使用等、特別な操作を行わなければ設定変更できない機能を有する構造とする。

h 感震自動停止制御装置（危規則第 28 条の 2 の 5 第 2 号チ）

地震を感知する感震器は、震度階級「5 強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定給油設備又は事務所のいずれにも設置することができる。

なお、既存の感震器にあっては、感知精度が同等程度であれば使用して差し支えない。

構造例としては、顧客用固定給油設備又は事務所等に感震器を設置し、当該感震器が震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した場合に、給油ポンプを停止させる等により、危険物の供給を自動的に停止させる機能を有する構造としたものがある。

(ウ) 顧客用固定注油設備（危規則第28条の2の5第3号）

a 注油ノズル（危規則第28条の2の5第3号イ）

注油ノズルは、手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）とする。

b 満量停止制御装置（危規則第28条の2の5第3号ロ）

自動的に停止する構造は、15L/min程度以上の吐出量で注油を行った場合に機能するものであること。

なお、当該装置が機能した場合には、注油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び注油を開始することができない構造であること。

c 定量・定時間制御装置（危規則第28条の2の5第3号ハ）

定量・定時間制御の設定は、危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

なお、注油量及び注油時間の上限をそれぞれ100L以下及び6分以内に設定するよう指導する。◆

d 感震自動停止制御装置（危規則第28条の2の5第3号ニ）

(イ) hの顧客用固定給油設備の例による。

(エ) 固定給油設備等の衝突防止措置等（危規則第28条の2の5第4号）

固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンク（以下「固定給油設備等」という。）の衝突防止措置等の措置は、顧客が自ら用いる設備に限るものではない。

a 衝突防止措置

(a) 構造等の例としては、次のものがある。

① 共通基準

i 車両の進入・退出方向に対し固定給油設備等からの緩衝空間が確保されるよう、ガードポール、アイランド等を設置するもの

ii 運転者の不注意、操作ミス等による固定給油設備等への衝突を防止する機能を有するもの（衝突を安全に防止するための構造、強度は要しない。）

iii ガードポール又はアイランドを設置する場合は、緩衝空間を考慮し、当該

固定給油設備等と十分な距離を確保して設置するよう指導する。◆

iv 大型トラック等が利用する固定給油設備等の衝突防止措置は、ガードポール、十分な高さで緩衝空間を確保したアイランド又は防護壁等とするよう指導する。◆

② ガードポール等によるもの

固定給油設備等の進入側及び退出側に、金属製のパイプ等を設置するもの。
この場合、固定給油設備等は、必ずしもアイランド上に設置することを要しない。

③ アイランドによるもの

i 固定給油設備等をコンクリート製等のアイランド上に設置するもの

ii アイランド等は、高さ 15 cm 程度以上で、車両の前進・後退時等に固定給油設備等から突出しているホース機器等に接触しない幅と、車輪がアイランド端に接触した場合でも固定給油設備等に衝突しない長さ（奥行き）を有するもの

(b) 懸垂式の固定給油設備等は、衝突防止装置を要しない。

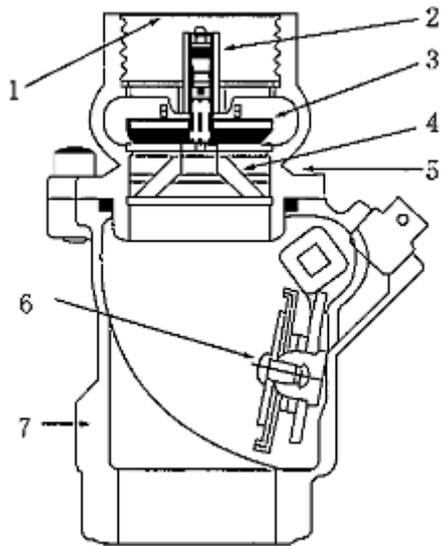
(c) (2) オ (イ) f に示す一方開放型屋内給油取扱所における衝突防止措置その他の既存の措置で同等の機能を有するものは、当該衝突防止措置等によることができる。

b 転倒時の漏えい拡散防止措置

(a) 構造等の例としては、次のものがある。

① 立ち上がり配管遮断弁

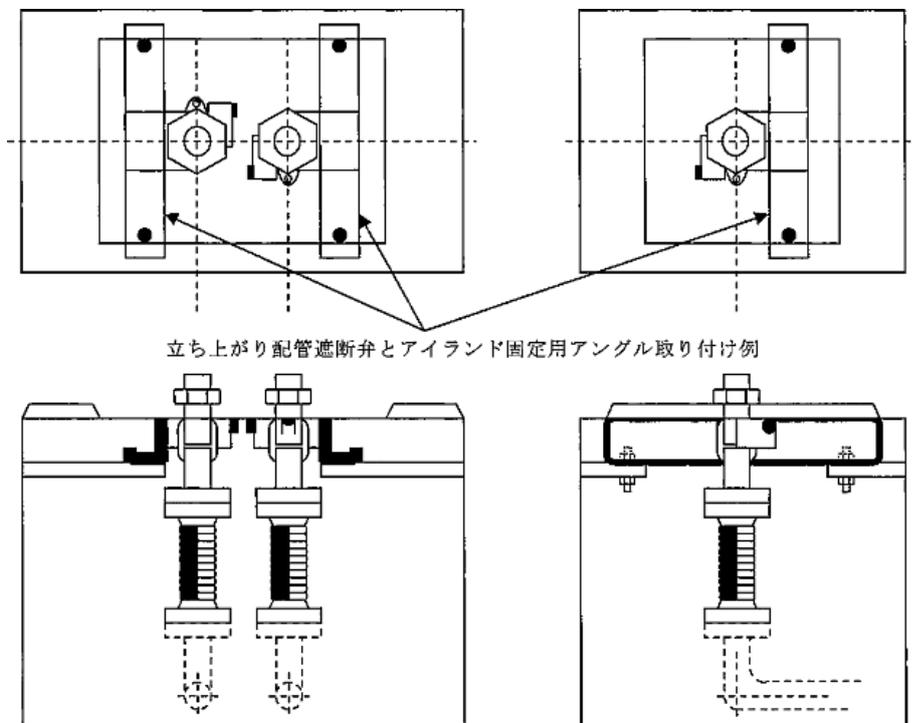
i 当該遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、危険物の漏えいを防止する構造のものとする（第 10-62 図参照）。



- 1 吐出部
- 2 熱圧力膨張弁 熱膨張により圧力上昇を逃がす
- 3 二次側遮断弁 固定給油設備等の側からの危険物の流出を防止する。
- 4 燃料流路
- 5 破断部
- 6 一次側遮断弁 地下タンク側からの危険物の流出を防止する。
- 7 本体構造

第 10-62 図 立ち上がり配管遮断弁の構造例

ii 当該遮断弁は、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付ける。(第 10-63 図参)



立ち上がり配管遮断弁とアイランド固定用アングル取り付け例

第 10-63 図 立ち上がり配管遮断弁取り付け例

② 逆止弁

逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管との間に設置する。

- (b) 懸垂式の固定給油設備等は、転倒時の漏えい拡散防止措置を要しない。
- (c) 危規則第 25 条の 2 第 2 号トに規定する油中ポンプに接続されたホース機器に取り付けられた遮断弁が、固定給油設備等及びこれに接続する配管の両方を遮断できる構造である場合には、当該遮断弁によることができる。

(オ) 固定給油設備等及びその周辺への表示（危規則第 28 条の 2 の 5 第 5 号）

a 顧客用固定給油設備等である旨の表示

顧客用固定給油設備等である旨の表示の方法は、固定給油設備又は固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで支障ない。

また、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる固定給油設備等にあつては、当該時間帯等にはその旨を、それ以外の時間帯等には従業者が給油等をする旨を表示する。

なお、表示の位置等は、次による。

- (a) 表示の位置は、顧客用固定給油設備等のほか、アイランドに設置されている支柱等とすることができる。
- (b) 表示方法は、(a)の位置に直接記載し、又は看板の掲示等により行うことができる。

b 自動車等の停車位置等の表示

自動車等の停止位置として長さ 5m、幅 2m 程度の枠を、灯油又は軽油の容器の置き場所として 2m 四方程度の枠を、地盤面等にペイント等により表示する。

なお、自動車等の停車位置又は容器の置き場所の枠は、給油空地又は注油空地からそれぞれはみ出さない。

c 使用方法・油種等の表示

使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」、「静電気除去」等保安上必要な事項を併せて記載すること（第 10-64 図参照）。

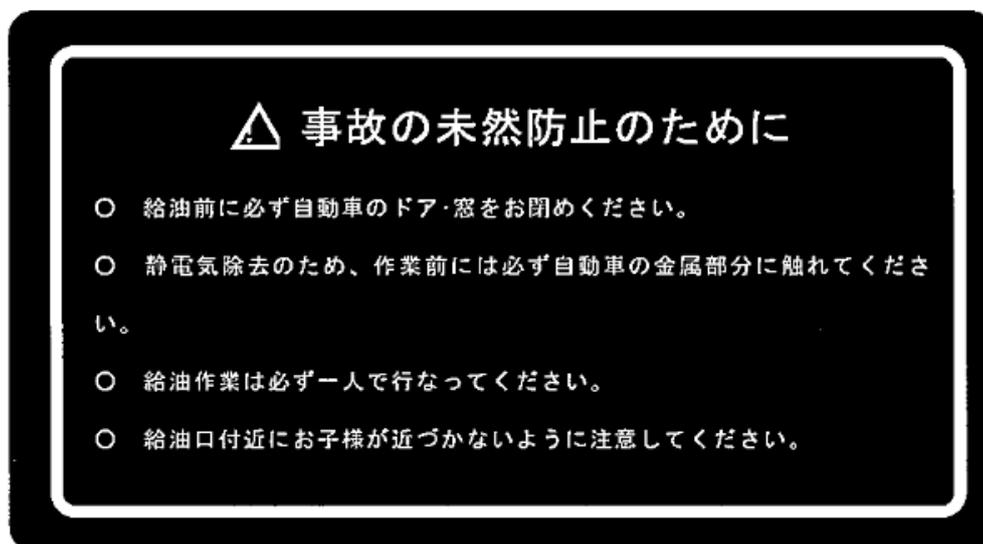
なお、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に記載する。

危険物の品目の表示として、文字、文字の地（背景）又は給油ホース、ノズルカ

バー、ノズル受け等危険物の品目に対応した設備の部分に彩色する場合には、危規則第28条の2の5第5号口の「色」欄に定めた色とすること。この場合の彩色には、無彩色（白、黒又は灰色をいう。）は含まず、これらの部分以外の部分については、彩色の制限の対象とはならない。

また、エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区別するときには、文字に「プレミアム軽油」を、色に黄緑を用いることができる。

なお、使用方法及び危険物の品目については、必要に応じて英語の併記等を行うよう指導する。◆



第10-64図 保安上必要な事項の表示例

d 顧客用以外の固定給油設備等の表示

(a) 表示の場所

固定給油設備等には、顧客自らが用いることができない旨を見やすい箇所に表示する。

(b) 表示の内容

「フルサービス」、「従業員専用」等の記載、看板の掲示等により行う。

(カ) 制御卓、その他の設備(危規則第 28 条の 2 の 5 第 6 号)

a 制御卓の位置

全ての顧客用固定給油設備等における使用状況を直接視認できるとは、給油される自動車等がない場合において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであり、壁等による死角となる部分がないこと。

なお、コンビニエンスストア等が併設されている給油取扱所において、制御卓が設置されている場所にレジを設置し監視者がレジ業務を兼ねることは、顧客自らによる給油作業等の監視・制御及び顧客に対する必要な指示が行えることが確保されていれば認めることができる。

上記によるほか、次により指導する。◆

(a) 制御卓を設置する室は、危規則第 25 条の 4 第 1 項第 1 号の 2 に規定する用途と

して取り扱うものであり、給油空地内等に制御卓を設置したコントロールブース室を設けない。

(b) 一の制御卓で 1 人の監視者が全ての顧客用固定給油設備等を監視できる視野の範囲は、概ね 180° 以内を目安とする。

(c) 一の制御卓から最遠の顧客用固定給油設備等までの視認距離は、概ね 20m 程度を目安とする。

b 監視設備

監視設備としては、モニターカメラ及びディスプレイ等が考えられる。

また、「視認を常時可能とする」とは、必要な時点において顧客用固定給油設備等の使用状況を即座に映し出すことができるものをいう。

上記によるほか、次により指導する。◆

(a) モニターカメラは、顧客用固定給油設備等の使用状況を有効に確認できる位置(例

えば、キャノピー下部、支柱、建物外壁等)に設けること。

(b) 監視設備の性能は、自動車等の給油口や運搬容器の注入口に給油ノズルが差し込まれた状態、又は顧客の作業等が確認できるものであること。

c 制御卓の制御装置等

制御装置には、給油等許可スイッチ及び許可解除のスイッチ並びに顧客用固定給油設備等の使用状態等の表示装置が必要であること。

なお、顧客用固定給油設備等を、顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種の給油ノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のものにあつては、油種設定のスイッチを併せて設置すること。

d 供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ）

火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所とは、給油空地等に所在する従業者等においても速やかに操作することができるものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等がある。

なお、制御卓以外の場所に設ける制御装置には、緊急停止スイッチである旨を表示するよう指導する。◆

e 会話装置及び放送機器

(a) 会話装置

顧客と容易に会話することができる装置としては、インターホンがあり、インターホンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近くに設置し、懸垂式の顧客用固定給油設備等にあつては近くの壁面等に設置すること。

(b) 放送機器

① 機器の設置については次によること。

- i スピーカーの設置位置は、音響効果を妨げる障害物がない場所とすること。
- ii スピーカーは、顧客がいる全ての場所に指示ができるように設置し、有効な音量、音質が確保されるようにすること。

② 放送機器の機能を有する既設の有線放送設備を顧客の給油作業等について必要な指示を行う放送機器として用いることができる。ただし、有線放送等よりも指示の放送が優先されるものであること。

f 固定消火設備制御装置（起動スイッチ）

制御卓には、固定消火設備の起動装置を設置すること。起動スイッチは透明な蓋で

覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時には、速やかに操作することができるものであること。

g 制御卓の複数設置

制御卓は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置することができる。

この場合、すべての制御卓にすべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置する。

h 可搬式の制御機器【R2 消防危 87】

(a) 可搬式の制御機器を用いて給油許可を行うことができる場所の範囲は、各給油取扱所のレイアウト等を考慮の上、従業者が適切に監視等を行える範囲となるよう設定することが適当であるため、位置に応じて当該機器の給油許可機能を適切に作動させ、又は停止させるためのビーコン等の機器を配置する。

(b) 可搬式の制御機器の給油停止機能及び一斉停止機能は、火災その他災害に際して速やかに作動させること等が必要であることから、(a)の範囲を含め、給油空地、注油空地及びその周辺の屋外において作動させることができるようにする。

(c) 可搬式の制御機器を用いて給油許可等を行う場合の顧客の給油作業等の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍から行う。特に制御卓に監視者がおらず可搬式の制御機器のみで運用する場合、顧客の給油許可等は固定給油設備や給油空地の近傍から直接顧客の給油等の状況を視認した上で行うものとする。

(d) 可搬式制御機器は(1)セ(エ)aの規格に適合するものを使用するとともに、肩掛け紐付きカバーやアームバンド等の落下防止措置を講ずる。

(e) 可搬式制御機器に係る予防規程に定めるべき事項は、第2章第11「予防規程制定(変更)認可申請」による。

(f) 危険物保安技術協会において実施した試験確認で適合品となった可搬式の制御機器は、技術基準に適合しているものとする。

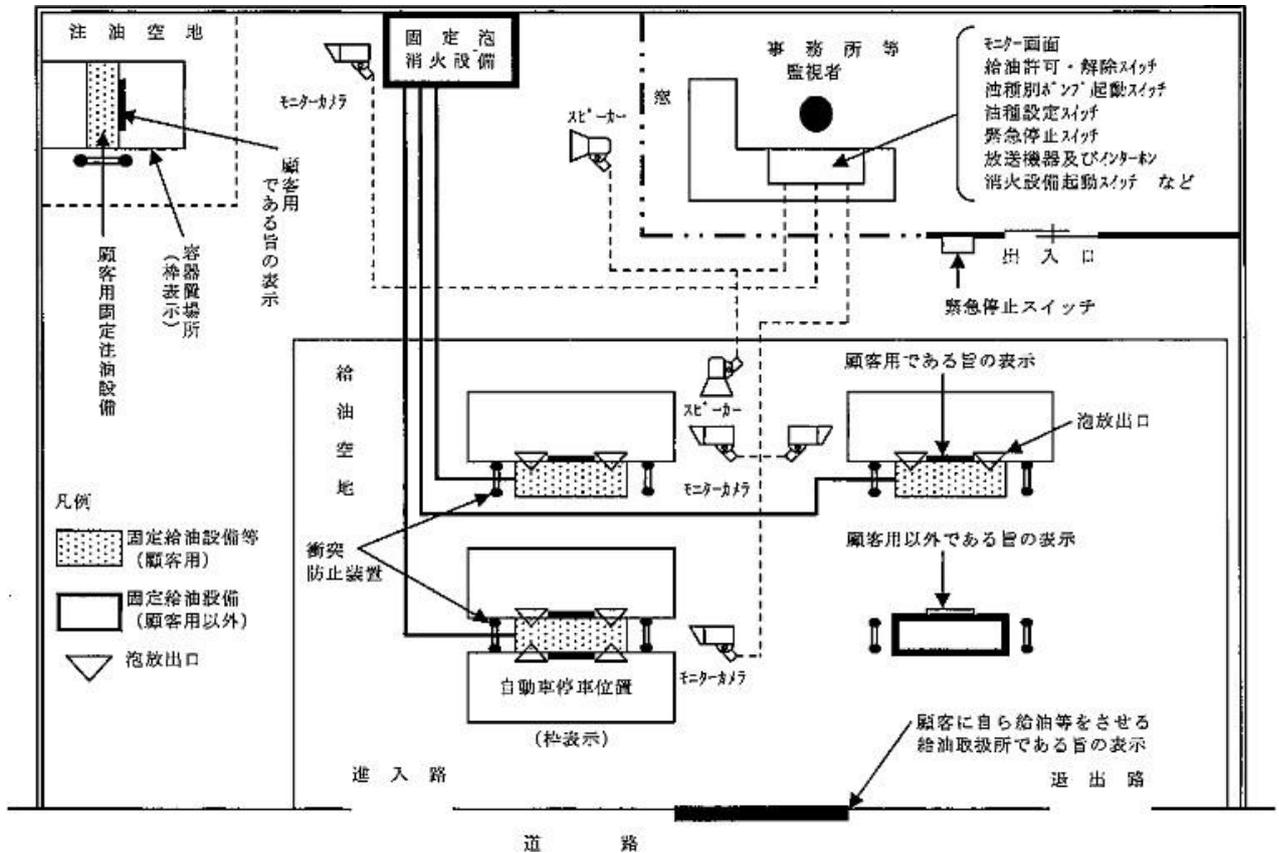
(キ) その他

固定給油設備のキャノピーとは別に高さの異なる固定注油設備のキャノピーを設置する場合、大型車両が固定注油設備のキャノピーに衝突する危険性があることから、次の事項に留意するよう指導する。◆

a 固定注油設備のキャノピーは、車両の動線から十分に離れた場所に設置する。

b 固定注油設備のキャノピーの端に鎖等をつり下げる等によりキャノピーの認知率

の向上を図る。



第10-65図 セルフ給油取扱所の設置例

5 特殊な給油取扱所

(1) 工事現場等の屋外自家用給油取扱所【S48 消防予 146】

ア 給油設備を備えたタンク車両を専用タンクとする場合

ダム工事現場、大規模な土地造成場、土砂採取場等（以下「工事現場等」という）において給油設備を備えたタンク車両を専用タンクとして、工事現場等で使用する重機車両等に給油する取扱所については、当該場所が火災予防上支障なく、かつ、次の各号に適合するときは、工事現場等の特殊性にかんがみ、危政令第17条第1項（第6号を除く）の規定は適用しない。

(ア) 取り扱う危険物は、軽油又は潤滑油とする。

(イ) 給油取扱所の周囲（作業車の出入口を除く）は、さく等により明確に区画する。

(ウ) 消火設備については、次による。

a 給油取扱所には、第四類の危険物の火災に適応する第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上設けること。

b 屋外に設置する第4種及び第5種消火設備については、専用の収納箱に収納するなど腐食防止措置を講じるように指導する。◆

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。◆

(エ) 危政令第17条第1項第2号に規定する空地については、4(8)アの例による。

(オ) 給油のための装置は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とするとともに、先端に弁を設けた給油ホース及び給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設置する。

(カ) 給油設備を備えた車両は、次による。

a 給油設備を備えた車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条に定める自動車登録番号標を有しないものとする。

b 給油設備は、車両のシャーシフレームに堅固に固定する。

c 危険物を収納するタンクの構造及び設備は、危政令第15条に定める移動タンク貯蔵所の構造及び設備の基準に適合すること。ただし、潤滑油を収納する専用のタンクにあっては、厚さ3.2mm以上の鋼板で気密に造り、かつ、当該タンクの外面は、さび止めのための塗装をすれば足りる。

d 潤滑油を収納するタンクの配管の先端には、弁を設置する。

e 給油のための装置のエンジン（以下「エンジン」という。）及びエンジンの排気筒は、危険物を収納するタンクとの間に0.5m以上の間隔を保つこと。

f エンジンの排気筒には、引火を防止するための装置を設置する。

g 給油設備を備えた車両は、作業車の出入りに支障のない場所に固定し、かつ、接地する。

イ 屋外タンクを専用タンクとする場合

屋外タンクを専用タンクとする場合もアと同様に取り扱うことができる。

なお、屋外タンクは、次による。

(ア) タンクの容量は、20,000L以下であること。

(イ) タンクの位置、構造及び設備は、危政令第11条に規定する屋外タンク貯蔵所の基準の例による。

(2) 特殊な屋外貯蔵タンクに接続する自家給油取扱所【H27 消防危 91】

自家用給油取扱所の専用タンクを設けず、自家用給油取扱所の敷地外に特殊な屋外貯蔵タンクを設け、当該屋外貯蔵タンクを固定給油設備に接続する自家用給油取扱所については、「固定給油設備と屋外貯蔵タンクを接続する際の提案事項」及び「自家用給油取扱所の固定給油設備に接続することを目的に当該給油取扱所の敷地外に設置される屋外貯蔵タンクの概要」の例による。